

住持する所の寺院の祿を少し與へて農民となし其中にも才學あるものは夫々録用し武勇ある者は兵事を熟煉せしめ農兵となし緩急の用に備へ才智勇力もなき凡庸の者は只尋常の農工商となして編民とせば戸口滋息し人民繁衍し且つ游食怠惰の者少なくなるべし又彼戒律を守り眞に僧行をなす者に令し妄りに俗人を度することを許さず往古の如く官より度牒を賜り而後僧尼とし彼僧尼法を犯すもの遽に還俗せしめば數十年の後僧尼甚乏くなるべし如此にして神儒の教を盛に唱へ異端を排斥する者起りて之を闢かば佛法滅絶に至るに近かるべし假令ば千三百餘年の痼疾を一旦に治せんと欲する如く攻撃の劑却て元氣を損し他疾を生ずることあれば只補藥を用ひて元氣を壯實ならしめ補中に少く疎利を兼ねる時は外邪遽に去て元氣も元に復する者なり是又迂濶に似たれども方今世運を挽回し皇國を強くするの一端なれば忽にすべからざるなり

杞憂獨語正編(終)

杞憂獨語續編

第一 廢佛の急に行はれ難き事

近世古學を唱ふ者廢佛を以て急務とす廢佛は志士の望む所にして千年以來一大愉快事之に過す去れども急速に之を行はんとせば大害となること既に前編にも述べども今又其概略を述べし如何となれば同じ佛にても他の宗旨は左のみ人心固結することなきによりて或は廢するも大害なくして行はるべけれども一向宗の如き邊境選隊の愚民阿彌陀佛本願寺門主あるを知つて天朝あることを知らざるの類あり又は日蓮宗にも宗門の争ひより父子夫婦離絶する者あり父子夫婦は人道の大倫なるを廢するからは天朝をも離叛すること疑ひなし斯る者に我邦の古道を説諭するとも急には心を改め翻然と正に歸すること成難かるべければ本尊本寺などを廢せんとせば其僧共よりも愚民を勸諭して歎訴をなさしむべし假令如此なしましめずとも此命を聞もの君父の急を救ふ如くに之に奔走して之を存せんことを訴ふべし其時愚民の請に任せて廢佛の事を止められんには朝命廢格せられて行はれず何を以てか威信を天下に示すべき強て威信

を立られんとすれば之を殺戮せずしては叶はず元來一向宗の徒は人心を得ること甚きを以て其宗旨の爲に死を致すを榮とすれば身命を惜まずして本寺の難に殉せんとするもの幾萬人あるべきとも測り難し
 たどる菽麥を辨せざる愚民たりといへども皆 聖上の赤子なるを王政復古の初に數萬人を殺戮し荼毒の慘きを致されんこと 祖宗仁厚を以て國本を立玉ふの旨に悖るべし往年贈大納言源 齊昭卿耶蘇の害を論じて僧徒事を發せば大なる害となるべし又之を討夷せば僧徒といへども無辜を多く害することを論じたり此卿行事議論の事に寄ては醇正ならざることありと雖も此論の如きは實に確論なり且王政新に復するの後天下の疲弊百姓の瘡痍尙未だ愈ず如何なる悖逆の徒變亂を生せんも測り難きに俄に寺産を失ひたる諸宗の僧徒兇悍無頼の者ありて宗旨信仰の愚民などを拘引して事を生ずることあらば其害あけて撲滅すべからざるに至らんこと最も恐るべし漢の王允董卓を滅して其徒の爲に殺され漢業遂に恢復することを得ず唐の五王武氏の亂を討平して竟に武三思の爲に害せられ唐室中微となり又此等今日の明戒とすべし易に曰く其亡んとして苞桑に繫くといふ此謂なり方今の時勢に廢佛は逆も急速に行はれ難きことなり

第二 速に長秋宮を建らるべき事

一、聖上新に位を踐たまふ上に王政新に復する時なれば速に長秋宮を建らるべきことなり中古初より正嫡を置れず攝家華族の女を以て女御准后を経て冊立せらるること天朝の舊例に乖けり淡海公不比等の女安宿媛夫人より立て皇后となり玉ひしこと王種ならずして正后となりし始なり 是より世々藤氏の女后妃となり相門外戚を恃んで權を專にし殆ど國祚を傾覆せんとするに至れり且齊桓の霸者すら妾を以て妻とすることなきを以て諸侯に號令す堂々たる 天朝を以て豈霸者にも如ざるべけんや且中古よりは攝關華族の差別あるを以て其女貴種の如くにして后妃とすれども今攝關華族を止めらるれば尋常の婦紳と一列にして何れを貴種と定むべきやうなし 天朝の舊例王種ならずして正嫡となることなかりしは漢土の禮などより思へば別なき様なれども方今同姓の婚姻枚擧に違あらず近頃王氏中宮たりし例も多くあることなれば中古の弊風を革められ王氏の女淑徳ある者を選んで初より正嫡の位を定められ然るべし若萬一王氏に可然女子なく時勢行はれざることあらば已ことを得ずして諸臣の女を以てせらるゝとも早く 中宮の名位を正せられ且皇嗣其親生する所に非れば 正后を以て母養せらるべし希くは紀綱を補助するの一端なるべし准后は令典に不載中古の濫稱なれば止められて然るべきことなり 帝王の御生母は漢土の例を斟酌して皇太后太皇太妃と稱せられ然るべし

第三 皇太后太皇太后御稱號の事

一、皇太后太皇太后はもと 帝王崩御なれば太后の號を停ることは非禮なり向後寡居し王ふの後にても 皆皇太后大皇太后と稱せらるべきことなり院號門院號は中古の濫稱なれば止められ然るべきことなり

第四 准三宮の號を臣下に授く可らざる事

一、准三宮の號を臣下に授け玉ふことあり三宮は皇后 皇太后大皇太后等何れも帝王の正嫡母后祖母后 などにて人臣たるものは皆北面して臣と稱すべきこと勿論なり然るを此號を以て人臣に授くること名分 正しからずと云ふべし且古の年官年爵を給するなどは縉紳を私黨とするなれば 甚宜しからず自今 親王以下大臣の致仕する者など准三宮の號は停められて封戸を給するのみならば天朝の御失体たること なくして君臣の名分明著なるべし

第五 物價騰貴防遏の事

一、物價の沸騰は元 來外國の貿易より始ること論なし且其上近年物價の乏きにより銅錢一錢を以て折 四錢となして通用せしめ大小判金は至つて薄小になし分金二朱金又錠銀に至るまで外夷に倣ふて濫惡な

る物を用ゆるより物重く分錢軽くして物價四倍五倍或は十倍に至ることあり古へより寶貨濫惡なれば物 價騰貴すること往々先哲の論ありて今更贅言すべきに非ず今新に令を下され銅錢元の如く一錢とし大小 判の寸兩も以前の如くし其他寶貨濫惡なる物の通用を禁せられ純粹の金銀を以て貨幣を鑄て民用に利せ られ且諸物の運輸をよくし五穀其外諸物に至る迄多く積聚して重利を射るの奸商を刑せられれば自ら物 價廉にして敦朴の風興起すべし

第六 親王政務執行の時稱號の事

一、親王を以て政務を執行ひたまふには 天朝の舊例に任せられ知太政官事と稱せられ然るべし或は人 數多くして品秩を降すべき人あらば或は同知太政官事等の名に定められれば自ら古制に復して名實を失 ふことなかるべし

第七 陪臣と縉紳を區別せしむべき事

一、議定は親王公卿諸藩同くせらるゝの由是は等差あれ共同く 王臣なれば可なるべき由なれ共材智器

量は貴賤の等差なければ政務を議すべきことは云ふ迄もなければ縉紳陪臣と同一列となす如く聞ゆるは天朝の名爵を辱しむること甚きものなり希くは陪臣の類は縉紳と名を異にして政事を謀議せらるべしなり

第八 眞官の武臣を縉紳に准ずる事

一、徳川氏政柄を執しより武臣の官は員外の物とせらる是又名分正しからず武臣を外物とするなれば天地覆載の徳に背き天朝に於て美事に非ず假令正權坏の別ありとも同く天朝の眞官を賜りて位階昇進等の次第も縉紳に准せられて然るべし

第九 洋醫中の一部洋物貨禁止の事

一、近來人心奇を好み外夷を羨慕すること隆になるは其本洋學より始る洋學は天文醫術を主とす天文に於ては洋説を用ひすとも事足るべく醫術は筋骨損傷或は瘡毒などの外療は或は洋法にて効を得ることあれば一概には廢絶なり難けれども内服の治には益なくして害あるものなれば洋方を用ゆることを禁

せられ且つ常人も洋物を衣服とし洋貨を翫弄することを禁せらるべし希くは好惡正しくして人心一致すべし

第十 洋服を嚴禁すべき事

一、近頃武人胡服を服することあり其非禮は論ずる迄もなく堂々たる神州の民一夫一人と雖も醜虜の服をなすこと誰か憤怒悲泣せざらん兵は詭道なれば醜虜と戦ふ時一旦の謀客などには醜虜の風をなして勝利を得ることも有べきなれども平生無事の時此等の風をなすこと非禮言語に絶せることなり王政恢復の初なれば嚴禁せられ然るべき也

第十一 天誅を停むべき事

一、近年天誅と云ふて罪ある者を人知らず殺戮して其屍を街巷に曝して榜に罪状を書して衆人に示すことあり是罪人をして其辜に伏せしむるなれば愉快限りなきことなり去れども天朝を蔑如するに近く且此より天誅に偽して無罪の者を私に相屠戮するの道を開くべし當昔は徳川氏暴政を行ひ姦回を崇信し此

と相表裏して事を謀るによりて士氣を激發し奸惡を懲さん爲一時權宜の策畧なれば猶恕すべきなり今王政新に復して大義名分を正し朝威を挽回するを以て急務とするの時なれば斯る時に假令大罪ある者にも尙天誅を行ふことあらば天朝を蔑如すること甚だしくして却て朝威頽廢の基なり向後有志の者決して妄りに天誅を行ふことなかるべし罪ある者は天朝に奏して衆議を盡し國人皆殺すべしと云て然して後に誅戮せらるべし又天朝よりも天下に布告ありて凡そ罪ありて當に殺さるべき者は必ず天朝に奏すべく大奸の者といへども私に專殺することを固く禁せられ如其上にも斯ることをなす者あらば假令其殺さるゝ所罪に當りたる者にも其天誅を行ふ者を督捕して專殺の罪を正さるべきことなり是朝威挽回の基本なり

第十二 刑法を正すべき事

一、刑法を正さるゝこと當今の急務なり假令小事といへども十惡八逆に近きことは決して宥免せらるゝことなく斷然と顯戮せられ輕きは放流禁錮せらるべきこと云迄もなし去れども人皆聖賢に非れば過失なきこと能はざる者なれば大義に拘らざる過失は多分宥免せらるべきことなり過つて苛察を務れば包荒の

量を失し却つて人心離叛を生ずることあり今王政復古の初なれば務めて人心を收拾せられんこと第一の急務なり、従前奸徒に従ひし者といへども真心に悔悟し前非を改め勤王の志を明にせば或は録用せらるゝことも害なかるべし去れ共これに眞僞ありて言ふ所は謝罪恭順に似たりといへども内心に奸謀を抱く者あらんも測り難ければ一概に信用せらるべからず假令は閭巷の細民姦事をなす者も其事覺れ人に窘辱せらるゝ時は悽慘の言を出し過を謝し心を改むる由を云哀を乞へば實に其情哀愍すべきに於て一旦其罪を宥すに於ては翻然として故態の奸をなす者多し昔足利尊氏詐つて歸順し官軍に詔して兵を解玉ふの後天皇を花山院故宮に幽し奉り公卿を禁錮し逆威を振ひこれより皇興南山に播遷したまひ遂に南風競はざるに至る此等至戒とすべし能く眞僞を了察せられ奸者詐欺の術中に陥り玉ふことなきを要とせらるべし

第十三 儒道を存置すべき事

一、近頃國學社に行はれて就中本居宣長平田篤胤の輩書を著して儒道を識り務めて上古淳朴の風に歸せんことを唱ふこれ最も然るべきことなれども古今の世態人情同じからざることあれば一概には從ひ難き

ことあり儒道は元漢士より傳ふる所のものなれば吾邦に於て之を用ゆること上古の道にあらずと云ふて之を廢絶せんとせば經史を討究し治乱制度を考ふるに由なく且文字など衆人惜ひ用ゆる所なれば之を廢絶すること極めて難ければ如何にもすべき様なし且經書を以て教とすることを止すんば周孔などを尊せずしては教は行はれず彼國學者と唱ふる者も漢士の文字を讀漢士の書籍を熟覽せざれば皇國の書をも讀こと成難ければ何れも漢士の書を讀たるなるべし且國難をば禍日神の所業に託する時は孰か身を以て國難を捍禦すべき尤國學者の漢士を譏るは彼國革命の事度々ありて湯武など篡奪の賊なるを聖人とて尊ぶことこの非なるを第一に弁じたりこれ未だ其一を知て其二を知らざるの論なり實は漢士人も眞に湯武を聖人とするには非ず開國の王なれば後世の子孫これを篡奪と云ひ兼て之が詞を爲りて聖人なれば天命を受たりとて回護するなり又書經の湯誓湯誥仲虺之誥泰誓武成などは篡奪人が天下の人を徒黨にする觸狀なれば曲詞の多きは云ふまでもなし孔子も湯の子孫にて周の世に生れ其主は周の宗室なれば湯武を貶議すれば君父の先を辱むるによりて明に之を云玉はす伯夷叔齊を稱して仁を求めて仁を得たりなど曰ひ又別に堯舜を褒め禹は吾間然することなしなど云玉ひ又武を謂ふ美を盡せり未だ書を盡さすと詞など隠然として君臣の大義を示されたること蘇軾の論にも明なり周の管叔蔡叔を孝子とするこ

と清人の論あり此等漢士人といへども湯武の非を知ればなり漢士后世の學者も此程のことに心付ぬはなけれども其君の先祖も皆篡奪の類なれば表向には詞を曲て回護するものなり此皆臣子君上の非を掩ひ匿すなれば強て惡むべきに非ず又彼士には革命を常とする如くに論する人あれども彼伯夷叔齊を始め漢士人といへども皆革命を以て志を改めず身を以て國難に殉ふとも異姓に事へて富貴を荷もせざりし人多し皆君臣の大義を了得して正氣凛然たること彼國學者の云ふ大和魂ある人と云ふと同一ことなれば漢士の陋習弊風は賤み惡むべく其聖賢をも併せ貶斥するは其量の狭小なる者なりと知るべし近世水滸人藤田彪斌會澤安などの著したる書其君を過褒するの詞あれども國家の大体を論する所は甚明確にして本朝上古の道を主として漢士の教を以て之が羽翼とし其歸する所は天朝を奉戴せしめ人心を一にするなれば兩全にして學者に於て利益多し方今の時勢に於て的切なることあれば此等の書を學者に讀しむることを令あらば是又朝威を挽回し人心を收拾するの一助なるべし

第十四 詐欺を停め至誠を以て政令施行の事

一、近頃詐欺の風熾に行はれて無益の事に迄詐欺する者多し今天下更始の時なれば至誠を以て政令を施

さるべく縉紳諸藩を始め天下萬民も亦誠信を以て心とし仮にも詐欺なきを貴ぶべし今時縉紳の養子する者至つて少くして皆實子として他子を養ひ其親生の女を他家の實子として嚮に養ひ置る子に配す或は年齢を詐り昇進を早くし武臣は十七以下に死する者は後を置ずして邑除すること徳川氏の制なれば早く十七歳になさしめんとして年齢を増加することあり又尋常の縉紳などの家臣新に召抱る者は他人を以て舊臣の兄弟伯姪甥など云ふて之を詐るの類姦詐百端にして一々述盡すべからず苟も誠信の道を以て政令を行はれずば何を以つてか天下に号令して萬民に誠信を教へ玉ふべき禍害は皆詐欺より起る人若詐欺を以て心とせば草竊奸宄至らざる所なく舉て亂臣賊子の域となるべし我邦は淳朴を以て國本とし玉ふを以て萬國に超絶すといひ古を尙ぶ者漢土の文飾を事として實を失ふを譏れり今の邦俗詐欺多きは漢土よりも甚きこと國の耻辱なれば今改て天下に布告せられ大事の天朝に奏することなどは云ふに及ばず瑣碎の小事といへとも詐欺することなり小事或は其臣民に令することなどにも詐欺する者は違勅を以て罪せらるべし此事注濶に似たりと雖も世道を挽回し士氣を振興するの基本にして關係する所甚大なり

第十五 養子は同族に求むべき事

一、縉紳諸藩官人を始め士庶に至る迄嗣なくして養子する者務めて其血胤を重んじ同族を捨て他族に求むることを禁せらるべし近頃に至りて殊に血胤を棄ること甚しく男子の血胤有ながら外孫を嗣とし同姓の親戚を捨て異姓の他人を養ふ坏名分正しからず此よりして種々の争論事變を醸すなれば嚴禁ありて然るべし目前の私を以ていへば同姓親昵の者其兒或は父母などの性行によりて親睦することを好まざるなどありて異姓に求めなごすることあれども一己の私なり子を養ふ時多くは幼年なれば成長後の賢不肖預め測り難し同く頑愚兇惡の者なりとも血胤同姓を養ふて家を滅すとも先祖へ慙ることなく異姓に滅されては先祖に面目なかるべし今令ありて其兒並其父母大故ある者の外皆同姓親昵を養ふべく且男子有ながら其幼なるを以て長女に贅壻を納ること固く禁せらるべし又人の後たる者は父母祖父母のみならず其養家に在る所の兄弟伯叔の類にも心喪を行ふ様にせらるべきなり如此なれば自ら養家を親みて孝慈和順するの基本なり

第十六 増養子其妻犯罪の時斷然處分の事

一、贅婿を納れて婦人父母の家を相續する者奸淫如悍などの大罪あらば婚を離れ罪を議すべし或は小過ならば婚を離れて再嫁を許すべし今は卑賤の者坏贅婿は妻に罪あれ共夫之を離ることを得ず強て誣んとすれば妻を家に殘し夫其家を出る者あり柳 樽に 去狀を書て婿殿はり出され」と云へり詞は鄙俗なれども意は世教の廢を歎じたること親切と云ふべし如此にては名分を紊り風化を害すること 尤 甚し嚴令ありて然るべきなり

第十七 緇紳官人を秩祿齊等にする事

一、緇紳官人などの秩祿を齊等にせらるべきこと既に前編に述べたれども其時は未だ王政恢復以前の事なれば其委曲を畧したり今迄は徳川氏朱印を與へて其家臣と同じからしむ其非禮僭踰論を待す今より以往速かに彼朱印を 天朝に收め上られて更に家祿若干を 天朝より賜るべし尤も采地を賜るも可也といへども僅千石未滿林の祿に采地を與ふるは事多きのみにて且は風水旱蝗などの 災ある時は貢賦納らずして或は 天朝に請ひ或は人に稱貸して生活するに至る又家に貯ありて左に至らずとも采地とすれば其家臣坏農氏を虐取し當年に數年の貢賦を收めしめ或は農民を擧て家臣となし或は他に財貨を稱貸する

者の采地の農民に命じて之を借しむるなど様々の醜惡すべきの弊をなすことあれば采地にて與ふることなく眞の米穀を以て賜り或は半は時の價を以て賜はるべきなり家臣も若干人と定め且其家臣の祿も雜寧幾石用人幾石近習幾石抔と定めて 天朝より之を賜はるべきなり只家祿のみを與へて家臣の祿を分ち賜はらざれば其主人貧鄙なる者は家臣を少くし或は家臣に祿を減じて自奉するの類あるべし又奢侈を好む者は定額より臣僕を多くして家産窮乏するものもあるべし此等の過不及なきやうに處置せらるべし

第十八 緇紳諸藩に未勤の家臣禁止の事

一、近世緇紳諸藩などに未勤の家臣と唱ふる者あり或は農工商の類を家臣と稱し二刀を帶ることを許し許多の財貨を食り取たる者あり或は采地の里正などを家臣となし貨財を取りて家老用人格などとするにあり是 甚き失体なり假令財貨を食り取ることもなくとも祿を與へずして家臣と稱すること一切に禁絶せらるべし其他或は他國に於て諸家の用達出入など稱して諸物を運輸するも諸家の用物と稱する類實に此事あるは少くして多くは貨財を取りて某家の用物など唱ふるなれば上を誣し私謀を行ふ者なれば嚴に禁絶せらるべきことなり

第十九 田畝の制を古制に復する事

一、田畝の制往古三百六十坪を以て一段とす近世徳川氏三百坪を以て一段とす是厚斂にして古制に違へる者なれば 王政復古の初舊制に復せらるべし今俄に三段の坪数を増加せんとせば繁難なること出来べし只一段の内にて貢賦を減すべし仮令ば一段の貢賦三石六斗ならば六斗を減せられべく餘は之に準じて行はるべし如此なれば六十坪を増すと同じ理となれば税斂を薄くせられて耕す者は皆天朝の民たらしことを欲すべく 王政行はるゝの基本なり

第二十 上古質朴の風に人民を教育すべき事

一、王政復古に付ては 速に宮室を營まれ大内裡の舊に復せらるべきと云ふ人あれども此は即今の急務に非ず政事恢復せらるゝに付ては少しは宮室を増加せらるべきなれども大内裏の舊に復せらるゝは莊麗宏大に過て天下に奢侈を示すに近く且上古は眞に闔國の貢賦を 天朝に納め今は諸藩ありて貢賦三分の一も天朝に納ることなければ古今を斟酌せられ上古質朴の風に基づき官室の宏大なるを興さるべからず 祖宗木皮削らず草茅を以て屋とし一に節儉を以て孫謀を貽し玉へりこれ堯の土階三等よりも淳素にして 聖子神孫相承け玉ひて此聖謨を遵奉し給ふべく 天子は萬民の父母にてましますば爲玉ふ程のことと萬民の師表となり玉へば務めて淳素敦朴の風を以て赤子を教育し玉ふべきなり

第二十一 忠臣孝子義夫節婦を褒賞すべき事

一、忠臣孝子義夫節婦などを褒賞せらるゝこと 聖代の美徳なるに近頃此事行はれず徳川氏政柄を乗りし時には彼褒賞すべき者あれば僅に銀若干枚を與ふるのみなれば後來の勸とするに足らず今より以往庶人には或は一口二口の糧を賜りて其身を終しめ士分以上の者には夫々官位を賜りて儒碩の者を激厲せらるべし

第二十二 百官其職に勤め兼官を禁すべき事

一、百官其職掌を行ふべきこと既に前編に述たる如し斯 王政復古の上は百官彌其責を失ふべからず公卿より始め假令微賤といへども官職ある者は皆僞章を討論し典故を研究せしめ其職務を知らしむべし如此にして後に非れば百官其職掌を勤ること成難し極めて勉勵せらるべき旨令せらるべし又聰明

特達とくだつの人は少すくにして頑愚游惰くわんごゆうだの者は多おほく一官いっくわんさへ職務しやくむを勤つとめる者は少すくなかるべきを凡才ぼんさいの庸人ようじんを以もつて三官さんくわん五官ごくわんを兼かねること如何いかぞ其委任そのにんを得うべき去されば安やすりに數官すうくわんを帶おびることを禁きんせらるべく且かつ左右さうぶ近府きんぷなど皆みな禁中守護きんちゆうしゆごの武士ぶしなれば京官きやうくわんを以もつて相兼あひかねるは猶可なほかなり國守こくしゆ介かいなどを兼官かねくわんすること如何いかに虛名きよめいにせよ名分めいぶん正ただしからずと云いふべし此等これらを禁絶きんぜつせらるべき也なり

第二十三 車駕親征しやがしんせいに關する事こと

一、上古じやうこは夷狄いてき或は兇徒けうとなど猖獗しやうけつする時は 車駕親征しやがしんせい伐ばつし玉たまによりて人心じんしん一致いちし將帥しやうし跋扈ばつこ專制せんせいの患うれひなくして闔國かつかくの力を以もつて大寇だいく巨寇きよこといへども能よく討夷たういの功こうを收さめ給たまふなり中古ちゆうこより此事このことなく征討せいたうの權けんを將帥しやうしに委あづかせらるゝによりて士卒しそ遂すに將帥しやうしあることを知しつて 天朝てんてうあることを知らず寧ねい 天朝てんてうに叛そぐとも將帥しやうしに背そむかざるに至いたり人心じんしん瓦解くわかいとなり遂つひに 天朝てんてう政柄せいへいを失しつ玉たまふに至いたり玉たまへり今いまより以後いご萬一まんいつ國難こくなんのことある度たび毎まいに萬乘ばんじやうの尊そんといへども親みづかけ險けんを冒かして 變興らんぎやうを出だし六軍りくぐんに令れいしたまは天下てんか萬民ばんみん 天朝てんてうを感戴かんだいし敵愾てきざいの氣きを興發きうはつして大難だいなんといへども平たいぐるに足たらざるべし又また 變興らんぎやう出幸しゅつこうましまさる時は皇子かうじ或あるひは宗室そうしつの親王しんわうを以もつて將帥しやうしとせらるべし又また若出幸わかしゅつこう給たまふ時は皇太子かうたいていなどの監國かんこく留守くしゆしたまふは格別かくべつ其他か

諸皇子しよかうじは云いふに及およばず皇族かうぞくは疏遠しよえんの親或は緇徒しやうと或は衰老さいらう或は極權ごくけんに在ありといへども皆みな車駕しやがに從したがはしめ給たまふべし疾病しつぺいの者ものといへども困篤こんとく危急きえんにして命旦夕めいたんせきに在ある者の外ほかは一人ひとりも京師きやうしに留とどめ給たまふ事ことなかるべし彼かの疾しつの者は 官くわんより醫數いすう人を遣つかはされて實否じつひを監察かんさつせられ 彌實いやくじつに篤疾とくしつの者は大藩たいはんに委まかせられ勤きん 王わうの兵數へいすう百ひやくを以もつて監護かんごせらるべし若病わくびやうを詐いつはりなごして 駕がに從したがはざる者は謀逆ぼうぎやくと罪つみを同おなふせらるべし 皇國かうこくの風習ふうしゆには 皇族かうぞくを重おもんじ異姓いせいを賤いやむこと他邦たほうのなき所ところにして之これに依よつて 皇統かうとう天地てんちと無窮むきゆうなる所以ゆゑなり去されども此風習このふうしゆなるに依よりて不學ふがくの輩はいは 皇族かうぞくにさえあれば大位たいいに即つ玉たまふこと當然たうぜんのこと、思おもひ其順逆そのじゆんぎやく正ただ聞きの道理だうりを知らざる者多おほきにより彼車駕親征かのしやがしんせいなどし玉たまふとき萬一まんいつ北條足利ほつてうあしひの如ごとき猖賊かつせきありて京師きやうしに留とどり玉たまふ所の皇族かうぞくを擁立ようりつし僞号ぎごうを稱しょうすることあらばこれを僞主ぎしゆなりと知る者は甚少はなはだすくなくして之これに從したがふ者多おほく忽たちまちに元弘建武げんこうけんぶの覆轍ふくてつを踏ふべし此れ心腹しんぷくの内患ないわんにして敵國外患てきこくわいわんと日を同おなふして語かたるべからず 車駕しやが京師きやうしを離はなれ玉たまふに非あらずとも事變じへんありて兵へいを禁闕きんけつに召めすことあらば皇族かうぞくは遺のこらす宮中きやうちゆうに聚あつめ置おくべし此等これらは平時へいじには人の心付こころづかはることにや近年きんねんにも度々たびたび釐下らげ騷擾さうじやうのことありとても遂つひに此令このれいあることを聞きかず 皇族かうぞくといへども皆恬然みんぜんとして居王みやふなれば一旦たんじ事變じへん蕭牆しやうかうの内うちに起おこることあらば臍はそを噬かども追おふべからず早はやく此等これらのことを處置しよちせらるべきなり

第二十四 詔書等平易の文を以て布告の事

一、今迄は天朝の號令行はれざるによりて町觸と云ふ物を幕府より出して天下に布告したりと今政柄天朝に在れば天朝より出ること論なし然るに其詞緝紳諸藩などに布告の文言にては農商婦人などには解し難きことあり務めて野鄙の詞を以て譯して卑俗に喻し易からしむべし詔書宣命の類も此後俗語に譯して天下に布告せらるべし且これ迄即位立后立太子改元などの大禮行はるゝ毎に詔書を以て天下に布告せられて大赦を行はれ老人七十以上の者に殺若干斛を賜るの令ありて實に賜りたることなく大赦も輕罪の者僅兩三人を赦すに過ぎ此唯空名にして實事に益なし今迄は徳川氏政柄を乗り天朝は只虚位を擁し玉ふによりて斯の如き虚言を文具とするも強て害とはならずされども既に王政復古に至りては専ら誠信を以て天下蒼生を教へ導き玉ふべく上より虚文を以て天下に號令したまはゞ何を以てか萬民の信服することを得ん秦孝公の時秦民これまでの上の詐欺になれて號令に従はず商鞅始めて政を乗りて一つの木を門に立て之を徙す者あらば五十金を與へんと令したり民皆信せずして徙す者なし一人之をためし見んとて徙しければ五十金を與へんかば民始めて上を信じ號令に従ひしとなり商鞅は傾危の小人刑名の學を以

て秦民を酷虐したることは衆人の遍く知る所にして聊貴ぶべきことには非れども其號令を出し民に信を教ふるの術は尤遵ひ用ゆべきことなり今天朝號令を天下に施し玉ふの初なれば一言一事も詐欺ありては人心瓦解の基本とならんこと尤恐るべし今より以後上に慶賀のことまします時天下に布告せらるゝ詔書には務めて其信を失ひ玉ふことなく大赦は八虐故殺謀殺強竊二盜私鑄錢の外は皆赦除せられ彼賜殺の如き實に高年の者を撰擇ありて件の員數を賜はるべきことなり此信を天下に示し老を養ふて兼て孝を萬民に教ふるなれば即今の急務とする所なり如又逆も給すべき殺なくして行はれ難きことならば詔書に此文を廢せらるゝに如ざるべし今迄に慶賀に恩賜ありて此度復古の後止らるゝといへば恩澤の薄き如く聞ゆれども証欺を以て布告せらるゝには遙に勝るべし

第二十五 僧徒に對する特禮廢止の事

一、中古弊政多き中に過て僧徒を尊敬し玉ふことありて大徳寺泉涌寺杯の僧に限り黒縁の御禮と云ふことあり此は親王にも無き事なるを件の二寺の僧徒にのみ此事あるは歷朝の内にて格別僧徒を信仰したまふことましますにより或は至尊弟子の禮を執り玉ふにより此殊禮を始め玉ふ者を見へたり此逆も

失体無禮云ふ迄もなきことなれども其時は一時の御惑より出たるなれば猶理ありとす然るを傳へて故事として師弟にもあらずして其故轍を襲ひ玉ふことは猶更失体無禮の甚き者にして 天朝の威嚴を廢し玉ふなれば復古の初 朝威挽回の時斯ることは一切に止められて然るべし

第二十六 御饌類は内膳御厨子所に於て調進の事

一、近來諸事奢靡の風さかんにして飲食など十に八九は皆市廛に沾る物を以てし商賈争ふて異味珍羞を造りて厚利を射んとす故に奇麗鮮美至らざる所なく一盤の價或は數金に至ることあり縉紳諸藩の如きも慶賀或は賓客ある毎に其庖人に命せずして市人に命じて饌具をなさしむるを以て常とし甚しきに至つては御饌といへども猶市人の製する所の物を用ひ給ふこと多し一二を云はゞ川端道喜の餐、虎屋の造菓子の類なり如此にては 天朝の嚴威を闕き或は萬一異心の者市人と志を製して逆謀をなすことあらば其禍勝つて道べからざるに至らんこと 最寒心すべし今改め令ありて御饌の類は内膳或は御厨子所に命せられて其等の厨官に日々の御饌を烹飪することを命せられ御酒は造酒司にて醸さしめ菜蔬魚類などは格別製造して其儘供御とする物は一に市人の造る所を用ひ玉ふことなく 至尊の供御にあらず

とも縉紳諸藩などの如きも飲食は成る程は其家に自製せしめて安りに市人の手に委すること勿しめば儉素の風さかんにして廉耻興るべし

第二十七 天盃は縉紳武官に齊等に賜はるべき事

一、至尊の天盃を臣下に賜ること親王丞相の外は武官ならではなきことなる由此は武臣にのみ賜はりて縉紳に賜らざるは偏頗の處置にして公平にあらず今よりは縉紳武臣に齊等に賜はるべきことなり總て何事に依らず天下の人心を收拾せらるゝには光明正大の政令を以て公平至當の處置せらるゝに非んば協ひ難し一事にても依倚偏頗のことありては人心離背の基本となるべし又諸大夫地下官人など一切に天顔を拜することなく諸藩家老なども天顔を拜すること此又近代の弊事と謂べし藩臣の内にも賢才の人ありて國運を扶助し回天復古の大業を輔成し奉るの勳功ある人は殊禮を以て官位を賜り王臣とせられて政治を謀議せらるべし去れども此等に 天顔を拜することを許さるゝに於ては諸大夫地下官人にも 天顔を拜することを許さるべし高官たりとも不才の者に政治を執らしむれば 忽覆鼎の禍あり縉紳高官の者も其才なければ用ひられず藩臣卑賤といへども其材あらば用ひらるべきこと斯は活物なれば豫め

は定め難し拜謁などのことは文臣地下に許されざることならば藩臣も止めらるべきこと公平至當のこと也何事に依らず或は武臣に優にして文臣に薄く或は文臣に優にして武臣に薄きなどの事ありては偏頗の弊政なることを免れず争でか公平至當と謂べき

第二十八 献納品を妄に受納せず貢賦を徴すべき事

一、此頃僧徒或は商賈の類争ふて金穀を 朝廷に献納することある由此は自然 王政復古を賀し奉る爲に貢献するならば王化を感戴するにて悦ぶ可き事なれども中には勸諭して献せしむる者も有る由夫物の宇内に在るは皆是 天朝の所有にして民間に在るも内庫に積貯ると替れることなし假令心服して彼より貢献をなす物といへども定りし貢賦の外の物を妄に受納め玉へば恐くは貧部の風を衆に示し聚斂の路を開くべし況や勸諭をや天下之汚隆國家之廢興只人心の向背に依るなり今自然と貢献する者は愷なるべしと 雖勸諭の者有ては卑賤の情態は貪を耻る者名を好む者ありて競つて財を献じて人に誇らんとし或は其家産已れより劣りたる者多く献する者あれば己れ夫より少きを耻て多く献するの類ありて一時の鼓動に煽惑せられ或は家産を破りて之れを献じ其極は父母凍餓し兄弟妻子離散を免れざるに至るべし

如此にては人心離背の徴現然として後來の 禍勝て言ふに忍びざる所なり徳川氏政柄を乗りし時 屢用金と稱して民財を徴求せしことあり是すら諸民皆虐政として之を苦めり去れども猶稱貸なれば大なる害なかるべし今諸民を諭して金穀を献納せしむれば徳川氏の暴政よりも猶甚しといふべし恐多くも 天朝費用に事欠き玉ふことあらば京攝巨商の徒に令せられ員數を定めて稱貸せられ今年秋冬貢賦納るを俟て返させ玉ふべし稱貸は美事に非ず御耻辱とも謂ふべきことなれども貢献の弊と較れば万々勝るなるべし又仄に聞く近畿にて是迄徳川氏に納めし所の貢賦凡百万石も有べし毎年其収ること五月を期限とする由なれば彼代官等に諭され急に當年の貢賦を 天朝に可納と令せられれば名正しく言順にして公平至當の處置なるべく假令半を納るとも五十万石は有べし左すれば此を以て費用に充られれば稱貸の煩もななく百事弁すべし希くは急に此貢賦を徴れて一切献納を勸諭することを嚴禁ありて勸諭する者あらば罪に行はるべし又自ら献する者をも固く拒絶せられれば後來の禍害を引出し玉ふことなくして實に 王政恢復の後人心悦服の大基本たるべし

第二十九 遷都御宜しからざる事

一、此頃浪華に 皇居を移さるべき議ある由巷説紛紜たり此全く閭巷の風説のみにて 御廟堂にては有
 間敷事なれども若万一朝延に於て斯る御評議在せらるゝことならば實に國家の大變にて驚愕歎息すべき
 事共なり其故如何となれば 桓武天皇此平安城を擇み萬代不易の都を占られて 孫謀を貽し玉ふに故な
 くして動搖せられんには何を以てか在天の 神靈に謝し奉らるべき是其不可一也千年以來此地を 皇
 居とせられ人心安堵して仮令外寇ありとも此地に於て固守の計をなすを以て動搖遷徙の患なく斯人
 心一定すれば乃心勝の基なり今僅の形勢を逐ふて他に遷されれば後來又華城に勝る地あるにより之に
 移踵ましますん杯と種々紛紜の説を生じ止り定る所なかるべし是其不可二也浪華城兵燹に嬰りて其後未
 だ修理を加へられず 行在とすべき所もなく百官の邸宅とすべき所もなし是其不可三也俗語に魚は淵を
 脱すべからずとて仮令十分の利益あることを知るとも輕々しく遷徙し玉はんは良策に非ず盤庚の五遷
 は徳を務めしによりて民歸服中興したれども如此は少にして宋は汴京を棄て東南に偷安し遂に振はざる
 に至り 皇國福原の遷都も只人心動搖するのみ何の成功もなし今遷都の議の如き万全の利にあらず害多
 くして利少し是其不可四也人心京城を以て重しとす此万民固有の正氣ありて 天朝を奉戴する故なり既
 に遷都せらるゝの後は仮令城州に重兵を置るゝといへども人心一致して只掘地を防衛して城州は自ら疎

淵なるべければ一旦醜夷凶徒など來寇する時には 列朝の 山陵も之が爲に殘破せらるべし
 先帝も泉涌寺を離れ玉ふまじき由 敬願在らせ玉ひし由ほのかに傳聞し奉る所なり今此 山陵を棄て
 他に遷都ましますんことは御孝心の薄きを天下に示し玉ふ如し是其不可五也敵を防ぐの策は兵器の利鈍
 によらず財貨の多寡にもよらず地の險易に依らず只人心の嚮背する所にあり古人も徳に在て險に在らざ
 るの語あり人心話く 天朝を奉戴して死力を尽して防禦をなさば何れの地に在ますとも敵の凌侮を受玉
 ふこと在此からず倘人心背叛を生せば何れの地にか安座したまふべき華城仮令形勢の地といへども恃む
 に足らず是其不可六也攝津の地運輸に便なりと雖 海畔の地なれば醜夷凶徒軍艦を以て來寇するにあら
 ば 皇居咫尺に敵を受るなり其時に臨んで又他に幸ならば退避に似て自ら敵の海を招玉ふ也又退避し
 玉はざれば坐ながら敵の賊丸を待玉ふ也然れば城州の陸地にして關門を固むるの要害に如ず是其不可七
 也都を改めて舊都を改め人心耳目をして一新せしむるの説ある由なれども舊都は今の都にても改むべく
 假令都を遷さるゝとも政令舊に依らば弊害改むべきの日なかるべし 政令一新のことは制度を改ると
 改めざるごとありて土地に因らず是其不可八也都を遷さるゝに於ては後宮のみならず百官陪臣等の家族
 に至る迄從へ玉はざれば公平の處置に非ず皆從はしめ玉はんには其騷擾甚くして費も甚多かるべし

是其不可九也浪華の地井水の性甚悪く賤民も飲用とするに堪ず河水を飲んで卑賤の者といへども京師より浪華に往く者は必水土に服せずして往々微恙あり且此河水は六ヶ國の汗潦の會する者にして其水汚濁臭惡の物なること云ふ迄もなし斯る物を御飲として若萬一至尊水土に服し玉はすして聊にても不豫杯のことましまさば千悔するとも詮なかるべし是其不可十也此十不可利害得失判然分明なり宜く衆議を盡されて可否を定め玉ふべし若果して攝地の皇居に便なることあらば凶徒殄滅の後數年を経て府庫充實人心一致して後に徐に行はれば尙或は可なるべし今凶徒未滅せず酬夷獵獮府庫空乏して百姓嗟怨するの時に當り如何にも輕々しく移蹕の議を行はるべきや果して速に之を遂られれば人心動搖一定の策なく後來の禍道べからざるに至るべし

杞憂獨語續編(終)

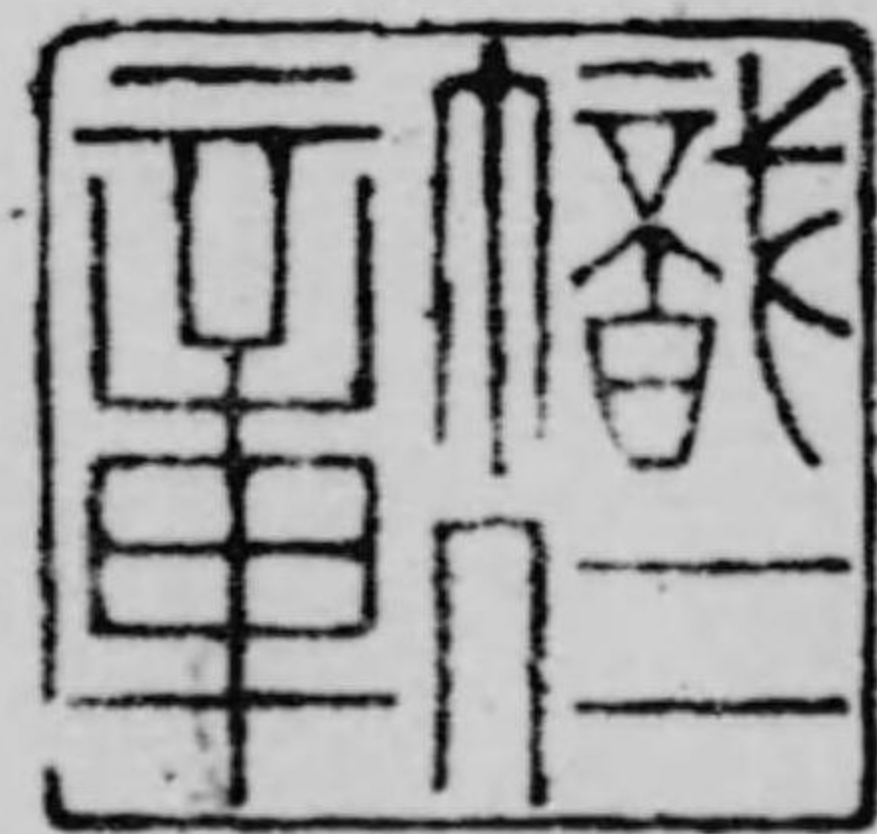


負

嘔

率道

一禹熾仁親王



和解女四書叙

教女子與男子異矣。女無外事。長才益智。非其所主。在坤六二。曰。直方大。不習。无不利。夫直方大。坤之本體也。從其本體。不待教習而利。女子之道也。然則教竟可廢乎。曰。何爲其然。語其本體。則不待教習。語其行爲。則教焉而後知。習焉而後能。但其所教所習。止於全本體。此其所以異。男子之教也已。請嘗試論之。蓋直則無邪。無邪故不妬忌。方則能止。故不躁急。大則能受。能受故不褊狹。妬忌躁急褊狹。女子之病也。而坤之本體。則有此三德。教之者。去其病。而存其德也。習之者。治其事而踐其性也。傳曰。未有學養子而后嫁者。此特謂誠心求之而已。其實養子之方。與夫

中饋之事。縫紉之術。女子生數年。卽講習之。造次之頃。嬉戲所爲。莫不出此。試使男子爲之。必勃然怒脫然走。而竹馬之戲。紙鷓之遊。豈女子之所能堪哉。是其天性之自然。而不可強者。故教之々法。亦不容不異。嗚乎。今之教女子。吾惑焉。其授之書。與男子同。曰五洲名稱如何。人種幾何。曰三光隱見何故。曰貓何以捕鼠。鼠何以晝匿夜出。如此之類。在女子。爲有用邪。爲無用邪。可必講之事邪。將不急之察邪。善矣哉。女大學。姬鑑之教之也。曰女子適人者。事舅姑。要孝。事夫要順。曰女德以不妬爲第一。自居室有家之事。以及親戚鄉黨之交。言近而旨遠。知一事利一行。修身用之。而有餘。此則古之教。而全其本體者也。今之教則

不然。役心智於無用。而其究至于誇才藝。凌男子。不如無教之爲愈也。曰均是人也。何別男女。女亦可以主家君國。故才智不可不長養。夫女從人者。其主家君國。變也。非常也。豈可慮變而廢常乎。且女不幸而主家國。亦可婦德以治之。所謂女中堯舜。卽婦德之純者。而呂雉武嬰。才智愈高。則其爲害愈大。閭閻之寡孀。往往至乎失行敗家。概皆寸智兼人者也。故曰長才智。非女教所主。余持此論久。會友人安達子孝。刻和解女四書。俾余序之。卽舉以錄篇端。女四書。女教之集大成者。女大學。姬鑑之類。皆從此出。世苦其無註釋。女史若江薰子。以國字解之。使婦女子易讀。大有裨乎世教。故余樂而言之。薰子之學問。與其爲人。

則子孝例言備矣。此不復及。明治癸未歲九月望夜書於浪華脩道館。

成齋重野安繹士德甫

例言三則

一清康熙年間。瑯琊王晉升纂女誡。女論語。內訓。女範。爲箋注。曰女四書。女子槩不讀書。或苦難通曉。坊間有和譯女四書者。不載作者姓名。刪原文。譯大旨。挿以圖畫。其用意亦至矣。然而闕畧過半。爲可憾。秋蘭女史學博識高。憂近世男女道不正。闕教掃地也。取王氏原本。代女範。以女孝經。校同異。訂訛謬。以國字訓解義理。命曰和解女四書。使女子易讀。且曉蓋其志在興關雎之教。以矯正風俗也。

一女史名薰子。號秋蘭。菅原氏族。稱若江。從四位量長女也。受業月洲岩垣先生。篤志苦學。四書五經。皆手寫。無不諳誦。善文詩。尙節義。維新前後。慷慨言事。坐是幽囚三年。女丈夫之名。轟于天下矣。女史深自謙。

抑著此書以貽貞範可謂能處窮厄者矣。

一明治七年十二月余訪女史于西京女史貧甚一老嫗臥病在傍衾不掩體曰是先人妾也女史親調藥餌扶持懇到旁談古今事感慨淋漓其安命守節皆卓絕不可及也九年余在岡山女史亦游寓備讚之間一日來訪語曰人生如朝露吾子然無依此書平生心血所注子爲余刊行余輒與友人山田榮造謀印刷之而女史罹病客死于丸龜實十四年十一月十一日也行年四十七嗚呼婦女工書畫善詩歌世有其人然於道無明也於事無補也未嘗聞有學問淵博明斯道而淑來世如女史者而世無知之者一生軼軻淪沒至此嗟天耶命耶雖然女史嘗侍讀

皇后陛下其死賜金若干以助祭祀蓋特恩也此書刻成家傳戶誦彝倫以叙風紀以正則女史可以瞑于地下也歟

明治十六年八月十五日

安達清風識

女誠自序

女誠自序

此女誠は、曹大家といふ人の、作りし書なり、曹大家、性は班氏、名は昭といひて、支那後漢の世の人にて、班彪の女、曹壽字は世叔と、いふ人の妻なり、世叔はやく失けるが、操を守りて、再嫁せず、もとより、學博く、よく文章を作りける、此人の兄班固、前漢書を作り、いまだ成就せざる内に、身まがりければ、昭其跡をつぎて功を成せり、時の帝和帝の後、鄧皇后、昭が學あることを聞、宮中に召いれて、女師となし、后を初め、宮人達、みな師とし敬ひつかへけり、年老て、病危き時、この書をつくりて已が女どもに、あたへて、教を遺しける、序とは、何の書物にても、其書を作りたると、いふ譯を、本文よりさきに、書ししたる文章なり、

○鄙人愚暗にして性を受くる敏からず、先君之餘寵を蒙り、母師の典

鄙人愚暗受性不敏蒙先君之餘寵賴母師之典訓年十有四執箕箒于曹氏

訓に頼り、年十有
四にして、箕箒を
曹氏に執れり。

○今四十餘載矣。
戰々兢兢として、
常に黜け辱めら
れ、以て父母の羞
を増し、以て中外
の累を益すを懼
る。

鄙人とは、みづから我ことを言、先君とは失し父、餘寵とは多き寵愛、母師とは、
女の師をいふ、箕箒とは、ちり取はうきにて、箕箒をどるとは、嫁りすること也、
○我生つき愚なる者にて、何も物知ざりしに、失たる父親の、厚き寵愛を受け、女
の師の教によりて、やう／＼女の道を、辨へ知りて、十四の時に、曹氏の家に嫁
したる也、○箕箒をどるとは、掃除をすること也、女は、苦勞をいとはず、
賤き業を、勤るを、職とする故に、嫁りすることを箕箒をどるといふなり、
今

四十餘載矣。戰々兢兢常懼黜辱以増

父母之差以益中外之累

中外とは、内外と同じ、
女子すでに嫁すれば、夫

の家を内とし、親の家を、外家と云、中外とは、夫の家と、親の家とを、指ていふ
也、○我曹氏に嫁してより、今まで四十年餘りの間、常に恐れ慎しみて、深き淵
にのぞみ、薄き氷をふむごとく思ひ、もし過失ありて、夫の家を、追出されなば、
父母にも、斯る子ありしとて、恥をうけさせ、夫にも斯る妻有しとて、人の嘲を
受させ、夫の家と、親の家と、兩方の恥とならんことを恐れて、心をやすくせし日
なかりしと也○此の四十餘年のことは、後漢書本傳の文と、合ざるごとくなれども

○是を以て夙に夜
に心を劬しめ、勤
めて勞を告げず、
而今にして、而し
て後、乃ち免かる
ゝを知るのみ。

○吾が性疏愚にし
て、教導素なし、
恒に子穀が辱を
清朝に負ふを恐る

○聖恩横に加は
り、猥りに金紫を
賜ふ、實に鄙人の
庶幾し望む所に非
らざる也。

先本文に 是以夙夜劬心勤不告勞而今而

後乃知免耳

黜け辱められて、父母夫の恥となることを、恐るゝ
故に、朝は早くより、夜更るに至るまで、勞し勤め、

身に餘り苦しき程のこと、有とても、人にいひ誇らず、何事も、わが心一つに、収
めたる也、今にては、夫もうせ、男女の子ども、成長したれば、もはや追出さるべ
き、憂ひもなく、我も年老たれば、新婦などに、家のつとめ
を、譲りて、苦勞をのがれたるを、自ら思ひ知りたる也、
吾性疏愚

教導無素恒恐子穀負辱清朝

わが生れつき
愚にして、萬

のことに行とゞかざれば、子を教へるにも、是といふ常のきまりなければ、子の曹
穀が、政事たゞしき朝廷に事へ、過失を仕出し、罪を蒙りて、耻辱を受けんことを恐
れたる也
聖恩横加猥賜金紫實非鄙人庶幾
所望也

聖恩とは、天子の御恩をいふ、金紫とは、金を鑄て印となし、宦
名を記し、其袋に紫のひもを付て、其官に任じたる人に、上よ

○男は能く自から謀る、吾復た以て憂と爲さず、但傷む諸女方に人に適くに當つて、而して訓誡に漸み加はらず、婦禮を聞かず、容を他門に失ひ、耻を宗族に取るを懼る。

○吾れ今疾ひで沈滞に在り。性命常

り賜はる也、わが國の官位に、たとふれば、正三位以上が金紫なり、○此曹敷しきりに、天子の御恩を受、官に進み、金の印の袋に、紫の紐を付て、賜はるほどの高官に昇れり、されども、吾もとより、我子のかく貴くなるやうに、願ひ望みたるにあらずと也、上にもいへる如く、曹大家は、宮中に入出して、后にも敬ひ重んぜられしによりて、子の事など、上に願ひたらば、重く用ひ給はんなれ、我は少しも願ひ求めざるに、思ひの外に、上より登用給ひしと也 男能

自謀矣。吾不復以爲憂。但傷女。方當適人。而不漸加訓誨。不聞婦禮。懼失容。他門取耻。宗族。男子は、よく官の事を勉めて、朝廷にて追々登用のみな嫁りする年比になりて、教の道に漸まず、女の禮義を知らずして、嫁りせば、他の家にて、禮節容貌の愼みなく、追出されて、父母親族に、耻かゝせんことを、恐る、吾今疾ひで沈滞。性命無常。念汝曹如也

なし。汝の曹此くの如きを念ふて常に用て惆悵す。

○因て女誡七篇を作。願はくは諸女各々一通を寫せ。庶はくは汝の身に、補益裨助するあらん。去れ矣。其れ之を勸め勉めよ。

此每用惆悵

沈滞とは、病久しくいへざることを、惆悵とは、なげき悲むことなり、○我いま久しく病にふして起す、人の命はもとより、明日のことも、知られぬ物なるが、まして長く病たるもの、何時死なんこと、測り難し、若此儘にて失なば、女供教を聞ことなくして、夫の家にて、常々此事を、歎き悲むことなり、

因作女誡七篇願諸

女各寫一通庶有補益裨助汝身去矣

其勸勉之

されば、此書を作りて、女の道を読たれば、女子供一部づが身の及はざる所を、たすけ補ひて、足らぬ所を益し、身の爲によからんとなり、されば、これより、みな夫の家に嫁して、此教のごとく、勉め行へよといふなり、

女誡序 終

和解女四書卷之一

女誠

漢曹壽妻班昭著 日本若江秋蘭和解

同 安達清風校訂

卑弱第一

○古は女を生む、三日之を床下に臥せしめ之に瓦博を弄ばしめ、而して齋して告ぐ。

卑弱第一

卑弱とは、いやしくよわきこと也、男は剛く尊く、女は卑くよわきを、人倫の正しき道とする也。

古者生女三日臥之床下弄之瓦博而齋告焉。

床とは、今いふ床机のごとき物にて、支那人其上に臥る物也、○支那の古き禮に、女子生るれば三日の間、床の下に臥せ、土にて作りたる、つむといふ物を、傍に置、潔齋をなして、先祖の祭りである所へ告る也、男子生るれば、三日の間、床の上に臥せ玉を弄物とし、蒙といふて、はれの衣服を

○之を床下に臥せしむるは、其の卑弱人に下るを主とするを明らかにする也。之に瓦磚を弄はしむるは、其の勞を習ひ勤を執るを主とするを明らかにする也。齋して先君に告ぐるは當さに祭祀を繼ぐを主とするを明らかにする也。三者蓋し女人の常道、禮法の典教也。

○謙讓恭敬、人を先にし已を後に

きする也、是れいづれも、男子は貴きを表し、女子は卑くよわきを表するなり、
臥之床下。明其卑

弱主下人也。弄之瓦磚。明其習勞。主執

勤也。齋告先君。明當主繼祭祀也。三者

蓋女人之常道。禮法之典教也。
此章にて、上の章の義を明にす

る也、女子を床下に臥しむる心は、女は下に位し、夫に卑下し、亢らず、身を卑くすること也、上の磚を弄物とするは、つむは、女功に用ふる物故、紡績織縫を常の業とし、怠らず苦勞になれて、勉る爲也、潔齋して、先祖を祭り、女子生れたることを告るは、妻たる者は、そなへ物などを、とのへて、先祖を祭ることを主る爲也、女子初て生れたる時、此三箇條のことをなして、生先をいはふ也、故に女人の常の道、禮法の典の教、皆此内にあるを云、
謙讓恭敬

敬先人後己。有善莫名。有惡莫辭。忍辱

し善せらるあるも名とする莫く、惡まるゝあるも辭する莫し。辱を忍び垢を含み、常に畏れるが若し、卑弱人に下る也。

○晚く寝ね早く作き、夙夜務を執るを憚からず、私事を辭せず。作す所必らず成し、手跡整へ理む、是を勤を執ると謂ふ也。

含垢常若畏懼卑弱下人也。垢を含むといふも、辱を忍ぶと同く、辱をも

いとほぬこと也○何事も、よきことには、人を先にし、我身を跡にし、わが善ありて、人に褒らるゝとも誇らず、わが惡きに非ずして、人に惡まるゝことありても、

わが過失として強て分疏なさず、辱めらるゝをも、忍びていからず、(これわが惡きにあらすして、人よりはづかしめらるゝことあるをいふなり)人の惡きを、わが惡きやうに、いひなされても、強て人と争はず、(これ尋常のことをいふ、重大

のことにはあらす)常に物を恐るゝやうに慎むを、卑弱人に下ると云、
晚

寢早作不憚夙夜執務私事不辭劇易

所作必成手跡整理是謂執勤也。劇易とは、

きこと、仕易きことをいふ、○夜けたるく寝、朝は早く起て、朝夕苦き勤めを厭はず、縫裁飲食掃除など、すべて家の内の事を、うたてしとせず、細きことまで、自ら

なして、仕にくき六か敷こと、仕易きこと、を、忍らび取らず、我なし初めしことを、中途にて、すて置ず、終まで成就し、しかも、手際よく、清らかにし、手

○色を正しふし操を端しふし、以て夫主に事へ、清静自から守つて、戯笑を好むなく、潔よく酒食を齊へて以て祖宗に供ふ。是を祭祀を繼ぐと謂ふ也。

○三者苟くも備はり、而して名稱の聞えず、黜け辱しめらるゝの身に、あるを患ふるは、未だ之を見ざる也。

正色端操以事夫

主清静自守無好戲笑。潔齊酒食。以供

祖宗。博謂繼祭祀也。

の男に心をかけず、淫佚の行ひなきは、いふまでもなく、人の疑ひを受べきことを恐れ慎み、心潔く、物しづかなる徳を守りて、戯言をいはず、笑ふべきことを聞

ても、大ひに笑ふことなく、酒食のろなへ物を、清らかにことゝのへ、夫をたすけて先祖を祭り、敬ひを盡し、誠の心をもつて、ろなへるを、祭祀を繼ぐといふなり、

三者苟備而患名稱之不聞黜辱之在身未之見也。

三の者とは、身を卑下し、亢らぬこと、怠らず勤むること、先祖の祭りをつとむること、三つなり、○

人の妻となりて、よく身を卑下し、夫を敬ひ、容貌まで慎みて、操たしく、女のすべき業を、よくつとめ、苦勞をいとはず、よく先祖の祭りをつとめ、此三の簡條

○三者苟くも之を失はば、何ぞ名稱の聞ゆべけん、黜け辱めらるゝの免かるべけんや

夫婦第二

○夫婦の道、陰陽に参配し、神明に通達す、信に天地の宏義、人倫の大節なり。

三者苟失之何

名稱之可聞黜辱之可免哉。

ろろひたらば、よき譽、世にあらはれて、追出され、辱めらるゝことなどは、決してなきとなり

夫婦第二

前の章にいへる、三の者備りて、後に人の妻となるべきによりて、卑弱の次に、夫婦の章を置て、夫婦の道の、かりそめならざることをいふ也。

夫婦之道。参配陰陽。通達神明。信天地

之宏義。人倫之大節也。

夫天は陽地は陰にして、陽氣は下り、陰氣は昇りて、萬の物を、生

○是を以て禮は男女の際を貴び、詩に關雎の義を著はす。斯に由て之を言ふ、重んぜざるべからざる也。

をめぐることばかりその細事にあらず、支那のむかし、婚禮に、六の作法あり、納采、問名、納吉、納徵、請期、親迎といふ、その度ごとに、先祖の神靈につげ、此禮備りて後、夫婦となるにより、神明に告し、先祖の神、よく知りたることなれば、神明に通達すといふ、通達は、行届きたることなり、凡天地の間にある、日月星辰を初め、禽獸虫魚など、生あるもの、いづれか陰陽雌雄の道理なき物有らんや草木金石などは、情なき物といへども、猶陰陽の道理を、はなることなし、されば夫婦の道を、天地の間の重大なる道、人間の肝要大節といふなり、

詩著關雎之義由斯言之不可不重也

○是を以て禮は男女の際を貴び、詩に關雎の義を著はす。斯に由て之を言ふ、重んぜざるべからざる也。

むかしの聖人、禮義をはじめ給ひ、ことさらに、男女の別を慎み、婚姻の禮を重んじ、大切に給へり、又詩經は、孔子みづから、次第を定め給ひし、書なるが、第一番に、關雎の詩を置給へり、雎とは、みさごと云鳥、關は、みさこの鳴聲なり、此詩の心は、みさごといふ鳥は、雌雄つがひ定まりて、みだりに、他の鳥と、つがはず、又雌雄いたつて中よく、情ふかけれども、一所に並び居ることなく、なれ近づくことなきによりて、夫婦の道に、よくなひたる鳥なりといへり、周の文王と、

○夫不賢なれば、則ち以て婦を御するなく、婦不賢なれば、則ち以て夫に事ふるなし、夫婦を御せざれば、則ち威儀廢れ缺ぐ、婦夫に事へざれば、義理墮れ闕ぐ。方に斯二の者は其の用一也

賢則無以事夫 夫不御婦 則威儀廢缺 婦不事夫 則義理墮闕 方斯二者 其用一也

御とは、下知して、つかふことなり、事ふとは、敬ひ従ふことなり、夫かしこき才あらねば、妻を教へ尊き、諸事を指揮し、つかふこと、成がたく、家治らず、義理たす、されば男と女と、夫と妻と、陰陽の性異によくせずして、家治らず、義理たす、されば男と女と、夫と妻と、陰陽の性異にして、つかふと、事へると、道はかはれども、共に才かしこく、心正しからざれば内外を治むること成がたき故に、斯二のもの、其用一なりといふなり、○斯いへば

○今の君子を察するに、徒に妻婦の御せざるべからず、威儀の整へざるべからざるを知る。故に其の男を訓へ、檢するに書傳を以てす

○殊に夫主の事へざるべからず、禮義の存せざるべからざるを知らず。

性得たるかに、鈍きものは、夫婦となり、家を治むること、成がたきごとくに、聞ゆれども、左にあらざる、こゝにて、賢しいふは、學問をなし、わが才智をみがき家を治むる道理を、辨へ知ることといふ、性得かしこ、**察今之君子**、

徒知妻婦之不可不御威儀之不可不整故訓其男檢以書傳、古書に、君子と云に、三通ありて、徳ある人、位ある人、又妻

夫をさしても、君子といふ、こゝにては、官位ある人のことをいふ、○今の世の官位ある人を見るに、たゞ夫の賢く正しからざれば、妻を導き、家をたもつこと、成がたきを知りて、男子にのみ、學問させ、經書などを教へて、行ひを慎まするなり今といふは、曹大家の時なれば、後漢の世のことなり、これより後にも、今といへるは、みな曹大家の、存生の時のこと、**殊不知夫主之不可不事**

禮義之不可不存但教男而不教女不

但男を教へて而して女を教へず、亦た彼此の數に蔽はれざらんや。

○禮に入歳始めて之に書を教ふ、十五にして而して學に至る矣。獨り此を以て則と爲すべからざらんや。

亦蔽於彼此之數乎

上にいへることく、今の人は、男子のみに、學ばしめて、女子の尤教ふべきことを知らず、是全く知らざるに、あらざるべけれども、男子のみを重んじて、女子を忽にし、女の道を教へざるにより、人の妻として、夫につかふる禮義を知らざる者たほし、たゞ男子にのみ教へて、女子に教へざるは、男と女と、かれと是と、体のかはりたるに、蔽はれて、男女ともに、教ふべきものといふに、心つかざるは、愚なることなり、**禮八歳始教之書十五而至於**

學矣獨不可以此爲則哉

支那の、むかしの禮に、男子八歳になれば、小學校にいらしめて、年わかき者のすべき禮義を、學ばしめ、十五歳になれば、大學校にいらして、聖人の道を教へ、天下國家を、治むることを學び、女子十歳になれば、みだりに、外へ出さず、女の師ありて、女子の道を教へ、十五歳にして、かんざしをして、髪をあげ、嫁する方を定め、二十にして嫁するなり、今の世は、大學小學は、すたれども、男子には、師を忍らびて、學問するなり、女子には、道を教ふる人、まれにして、女の禮義すたれ行のみなり、此男子に教ふるを、法則として、

女子にも、教ふべきことならずや、

敬順第三

○陰陽性を殊にし男女行を異にす陽は剛を以て徳となし、陰は柔を以て用となす。男は強を以て貴となし、女は弱を以て美となす。故に鄙諺に云へるあり、男を生むで狼の

敬順第三

敬順とは、夫を敬ひ順ふことなり、夫につかふるの道敬順より大なるはなし、此書に説く所の教ごと、多しといへども、尤肝要とする所はこの章にあり、心を

陰陽殊性男女異行陽以剛為徳陰以

柔為用男以強為貴女以弱為美故鄙

諺有云生男如狼猶恐其尪生女如鼠

猶恐其虎 尪とはよわきことなり、一本に、尪を羊とし、虎の字と對

後漢書、みな尪の字なれば改めず、○天地の道、陰の性はやわらかに、陽の性は強

如くなれども、猶其の尪を恐る、女を生むで鼠の如くなれども、猶其の虎の如きを恐る。○然らば則ち身を脩むるは敬に如くは莫し。強を避くるは順に若くは莫し。敬順の道は、婦たるの大禮也。○夫れ敬は他に非らず、久を持つの謂也。夫れ順は他に非らず、寛裕なるの謂也。久を持つ者は、止ま

やしき諺に男の子を生ば、狼のやうなる、猛き子にても、猶よわからんことを恐れ、又女の子を生ば、鼠のごとく、よわき子にても、猶心のうちに、虎のごとく強き所あらんかと、恐るゝといへり、是はいやしき諺なれども、陰陽の性は、斯のごときものにて、男の柔弱なるはあしく、女の剛強なるは、あしきと、いふとなり然則脩身莫如敬避強莫若順故曰敬

順之道為婦之大禮也 身を行ひを、たさめて、善を

他持久之謂也夫順非他寛裕之謂也 せんと思はゞ、夫を敬ふに如く

持久者知止足也寛裕者尙恭下也 夫を

り足るを知る也。寛裕とは、恭ひ下るを尙ぶ也。

順ふといふは、外のことにあらず、久しく夫を敬ひて、初どかはらざる事なり、他人とつきあふにも、久く敬せざれば、ならぬ也。孔子も、晏平仲よく人と交る、久しくして、之を敬すと、のたまへり、まして夫婦たる者、たゞ一時の敬にては、誠に敬すといふ物にあらず、『此敬と言ふは、あながち、詞をひきくし、身の立ふるまい、禮義を盡して、貴人のやうに、敬ひつかふるばかりにあらず、尤これもせずして、かなはぬことなれども、うればかりにてなく、心のろこより、たつとび重んずることなり、君親を敬するも、これとたなし』何事も、足ることを知り、夫われにつらしども、恨むることなく、わが事へやうの悪き故也と、思ひて、猶更よくつかへ、又其身は富貴なる人の女にて、妻かたちも類なく、才智も人に勝れ書をもよみ、女功其外の藝能、何一つも上達せざることなき身にて、夫は貧く賤く、姿も見にくく、何の能もなく、おろかなるのみならず、亂酒淫佚、忿争などを、常とするごとき者ならば、いかなる女にても、不足と思ふべけれども、少も不足と思はずして、よく事へるが、止り足ることを知りて、敬久しきをたもつと謂ふべし、順は、前にもいへることく、夫に打まかせ順ひて、争ひいさかひなど、せざるをいふ斯くの如くなれば、敬順の道

夫婦之好終身不離房

房室周旋、遂に媿黷を生ず。

室周旋遂生媿黷

大のことにて、かり初のことにあらず、又夫婦のかたらひは、聊戯れことにあらず、たとへ、閨房の内、さし向ひにて、他人の見ざる所にて、禮義を正しくしてなれ感る、ことなかるべし、なれ感れ、媚へつらひて、只管夫の心にいるやうにするは、遊女などの、男の心をまよはし、財物を貧るものと、かはることなく、斯の如くにては、一旦は夫の心になふやうなれども、なれ過て、却て長く恩愛を、たもつこと、成がたきなり、これを媿黷と云ふ、

媿黷既

○媿黷既に生ずれば、語言過ぐ矣。縦恣必らず作る。縦恣既に作れば、則ち夫を侮ざるの心生ず矣。此れ止まり足るを知らざるに由る者也。

生語言過矣語言既過縦恣必作縦恣

既作則侮夫之心生矣此由於不知止

足者也

夫婦の間、なれ過れば、敬ひの心うせて、夫を大切に、せぬやうになり、いふまじき過言を、いふに至るなり、かく過言を、いふ程になれば、自然と、わがまゝなる舉動をなし、夫を侮りないがしろにし、妻たるの禮義を失ふなり、これ我身の足ることを知らずして、不足に思ひ、わが分限に

○夫れ事曲直あり、言是非あり。直なるものは争はざる能はず、曲なるものは訟へざる能はず、争訟既に施せば、則ち忿怒の事あり矣。此れ恭ひ下るを尙ばざるに由る者也。

○夫を侮りて節ならざれば、譴呵之に従ふ。忿怒止まざれば、楚撻之に従ふ。

安んぜず、夫の分をこへんとす。夫事有曲直。直言有是非。

直者不能不爭。曲者不能不訟。争訟既

施則有忿怒之事矣。此由於不尙恭下

者也。すべて事には曲直のたがひある者、又詞には是非あるもの也、わが直なることを、夫まがれるやうに取なし、わがいへることを、是なるを非

とせらるれば、争ひ訟へざれば、ならぬやうに、なれども、夫を敬ふ心、深ければ何事も、其身に引受て、争ひ訟へずして、やむなれど、嫫黠生じて後は、敬ひを忘

れ、夫を侮り輕しめ、我より争ひ訟へなごすれば、夫も怒り、後には大なる争ひと成ものなり、是わが身を謙り、夫を尊ぶべきと、いふことを、知らざるによるなり

侮夫不節。譴呵從之。忿怒不止。楚撻從

之。夫爲夫婦者。義以和親。恩以好合。楚

撻既行何義之存。譴呵既宣何恩之有。

恩義俱廢夫婦離行。

妻夫を侮りて、愾むべき節を忘れ、過言をいひ、我まをなし、我によ

きことあれば、憚りなくいひ募り、節制を知らざれば、たとへ温順柔なる夫にても、いかりはら立て、責しかるもの也、妻も又いよく禮義をわすれて、怒りはら立ば、互に大怒りと成て、後には打たゞくに至るもの也、夫婦の間は、親子兄弟よりも、親きがごとくなれども、もと他人の集りたる物なれば、怒り争ひ甚しければ、離れて夫婦の縁絶る也、夫故、つね々夫婦たるの恩と義を思ひて、和き親み合ふことを、忘るべからず、これを忘るれば、淺ましきこと、成行ものなり

婦行第四

女の執守る所は、敬順の道なり、内心に敬順を失はずして、外に行ふ所は、四行あるなり、敬順ならずしては、たとへ四行あるとて、稱するにたらざるなり、

女有四行。一曰婦德。二曰婦言。三曰婦

従ふ。夫れ夫婦たるものは、義以て和親し、恩以て好合す。楚撻既行はるれば、何の義か之れ存せん。譴呵既に宣ふれば、何の恩か之れあらん。恩義俱に廢すれば、夫婦行を離る。

婦行第四

○女に四行あり。一に曰く婦徳、二に曰く婦言、三に

曰婦容。四曰曰婦功。

○夫れ婦徳と云ふは、必らずしも才明絶異なるにあらざる也、婦言は必らずしも辨口利辭なるにあらざる也、婦容は必らずしも顔色美麗なるにあらざる也、婦功は必らずしも技功人に過ぐるにあらざる也。

○幽間貞静、節を守つて整齊、己れ

容四曰婦功

四行とは、女の常の行ひ四あること也、婦徳といふは、心にてなすこと也、婦言といふは、口にていふことなり、婦容といふは、姿かたちにてなすこと、婦功といふは、手にてなす業をいふなり、此四行兼備るを、女の道とする也、

不必才明絶異也。婦言不必辨口利辭也。婦容不必顔色美麗也。婦功不必技

功過人也。此四行といふもの、何れも、生れのまゝにして、行はるゝことにして、成らぬことを、まげてせよといふにはあらず、婦徳といふは、才智かしこきこと、常の人に勝るゝを、いふにはあらず、婦言とは、ものいふことなれども、辨舌よく利口にいへど、いふにはあらず、婦容とは、姿か

たちのことなれども、はなやかに粧ひかざりて、美人と見ゆるやうにせよ、といふにはあらず、婦功とは、女の手業のことなれども、人に勝れたる、細工などを、せよと、いふには

幽間貞静守節整齊行己有耻

女は、心清らかに、慎み整ひ、物騒がしからず、静にして、操正しく、

動静有法是謂婦徳

女は、心清らかに、慎み整ひ、物騒がしからず、静にして、操正しく、

我身の行ひ、禮義にらむれば、人の譏りはづかしめを、受ることを、思ひ慎みて、身の立ふるまひまで、禮法に従ふを、婦徳といふなり、

而說不道惡語時然後言不厭於人。是謂婦言。何事も、いまだいはざる前に、よく思案をなし、詐言、又よし

となどを、みだりにいはざる也、又云て、害なきことにも、いふべき時に、至らずして、いひ、或は妄りに多くいへば、人厭ひ、にくむものなれば、よく時宜を、

見はからひて後、いひて、人に厭る、盥浣塵穢服飾鮮潔。ことなし、これを婦言といふなり、

沐浴以時身不垢辱是謂婦容。家の内の塵ほ

掃ひきよめ、又衣類などの垢つきたるを、其儘にすて置かず、手ばやく洗ひ清め、たとへ家貧くして、新なる衣服を、ととのふるることならずとも、垢つかぬ清らかなる

を行ふに耻あり、動静法あり。是を婦徳と謂ふ。○辭を揮ひて而して説き、惡しき語を道はず、時にして然して後に言ひ人に厭はれず、是を婦言と謂ふ。

○塵穢を盥浣し、服飾鮮潔にし、沐浴時を以てし、身垢つき辱しめざる是を婦容と謂ふ。

○心を紡績に専らにし、戲笑を好ま

衣服を着、さい／＼湯をあび、髪を洗ひて、身も髪も、臭く汚しきことなく、總て清くむさからぬを、婦容といふなり、

專心紡績

不好戲笑。潔齊酒食。以供賓客。是謂

婦功。女はたゞ心一すちに、紡績織縫などに、心をいれて、暫時も、いたづらに、遊び戯るゝことをなさず、酒食物など、調へ、祭祀を勤め、日

々舅姑夫にすゝむるは、いふに及ばず、客ある時の饗應行とやうにするを婦功と云なり、○貴き人、又は賤くとも、富る家にては、紡績織縫酒食などを、

妻自ら取扱ふこと、なしといへども、人になさしむるは、我自らすることく、心を配らざれば、行とやかの者也 此四者女

人之大節而不可乏無者也然爲之甚

易唯在存心耳古人有言仁遠乎哉我

欲仁而仁斯至矣此之謂也 仁遠からんやより、仁に至るまでは

○此の四者は、女人の大節にして、而して乏しく無かるべからざる者也然れども之を爲す其だ易し、唯だ心を存するに在るのみ。古人言へるあ

り、仁遠からんかや、我れ仁を欲すれば而して仁斯に至る矣。此を之れ謂ふ也。

專心第五

○禮に夫は再娶の義あり、婦は二適の文なし。

論語の語を引がごとくなれども、論語には、こゝに仁至るとありて、轉倒となれり誤に似たれ共、たしかに、論語といはざるにより改めず、もとのまゝになし置也 ○かの四の行ひ、女の大事にして、なくてはかなはぬこと也、斯いへば、事むづかし、仕にくきやうなれ共、心よりなさんと思はば、さのみなし難きことにあらず、昔の人いへるにも、仁遠からんや、我仁を欲すれば、仁に至ると云ことあり、仁の行ひと、云ふものは、なか／＼むづかしきものにて、聖人にあらずれば、誠の仁は、行はれずと、いふほどの物なれども、わが心より、なさんとせば、何の難きこともなく、行はるゝ也、まして女の身として、此四の行ひをすること、決してなし難きことにあらず、

專心第五

此章には、心をひとすちにして、夫につかへ、假にも二心なきをいふ、前の敬順の道理を、得と辨ふれば、心を一すちにすることは、なし難きことにあらず、

禮夫有再娶之義婦無二適之文 禮に、夫は血統を

大切にし、實子を世嗣にするを、先祖への孝行となす故、妻を失ひ、妻をさりなごすれば、幾度も、妻を迎ふることあり、又富貴の家には、妾あまた有、これ其夫色を好み、をこりほしめまゝにするにあらず、子孫繁昌して、家の血筋、絶まじき爲なり、女は是と事かはりて、一度嫁しては、早く夫に後れ、又は離別せらるゝこと有ても、二度嫁することなく、貞しき操を守るを、道とするなり

故曰夫者天也天固

○故に曰く、夫は天也。天固より遠ふべからず、夫固より離るべからざる也。

不可違夫固不可離也

天は此上もなき、尊き物にて、諸人みな天を上にかき、敬ひ事

ふるなれば、其人の身に取て、第一の大切な物を、天にたとへたり、臣は君を天とし、子は父を天とし、妻は夫を天とす、是むかしより、定れる、禮なり、天の道に違へば、天をあなごる也、『天の道に、違ふとは、子の不孝、臣の不忠、妻の不貞なるなどのごときをいふ、』妻は夫を天とし、あほぎ尊び、夫にむき離るべき道理なし、夫ある上に、又異男に忍び逢などは、もとより、大なる罪といふこと、誰もよく知れども、あるひは、夫死し、又離別して、異夫に嫁するは、左のみ咎むる人なきは、婦人の道に、明ならざるによる也、たとへ夫死したる後にても、一生其墓に事へ、家を守り、夫の志をつぐころ、貞女の道なるべし、夫に別れて

○行神祇に違へば、天則ち之を罰す。禮義愆あれば、夫則ち之を薄んず。

後も、異夫に嫁すれば、今の夫を、大切に事ねば、ならぬによりて、一生先夫のことは、打忘たるやうになり、女の道に違ふなり

行違神

祇天則罰之禮義有愆夫則薄之

神祇は、神々のこと也、支那にて、神といふは、天の神、地の神、名山大川などの神をいふ也、わが國にて、神といふも、理は同事なり、何れにも、神と云ふものは、正しきことを好み、邪を惡み給ふ物也、天道と云も、かはりたることにあらず、人の行ひ、正しき道にむければ、天地神祇の御心に違ひて、罰を受る也、妻の行ひ、禮義にたがひ愆あれば、夫に厭ひせめらるゝものなり、

故女憲曰得意一人謂之

永畢失意一人謂之永訖由斯言之夫

不可不求其心

女憲とは、昔しの女子を教ふる、書物の名なり其書今傳はらず、一人とは、夫のこと、意を得

るとは、心に叶ふこと、意を失ふとは、心に叶はぬこと也、畢も訖も、字かはれども、共に永くたはるをいふ、心は、妻夫の心になへば、一生夫婦の中睦じくして

○故に女憲に曰く、意を一人に得る、之を永く畢ると謂ふ。意を一人に失ふ、之を永く訖ると謂ふ。斯に由て之を言ふ、夫其の心を求めざるべからず。

○然れども求むる所の者は、亦た佞媚苟しくも親しむを謂ふに非ざる也。固より心を専にし色を正しふし、禮義に居るに若くは莫し、耳に淫聽なく、目に邪視なし、出でても冶容なく、入りても廢飾なく、群輩を聚會するなく、門戸を看視するなれば、則ち心を

終をよくするの義にて、永く畢るといふ、又夫の心になはず、互ひに背き勝なる中にては、行すへ長く添とげずして、離別にいたる也、離別に至れば、夫婦の縁絶やむにより、これをも、永く訖るといふ、此訖るとは、俗語にいへばしまいになる。末になりたるなどといふがごとし、**然所求者亦非謂佞媚苟親也。固莫若專心正色。禮義居絜耳無淫聽。目無邪視。出無冶容。入無廢飾。無聚會群輩。無看視門戶。則謂專心正色矣。**夫の心になふを、妻の道とすれども、媚惑すといふもの也、誠の道をもつて、夫の心に叶はんとせば、心を一すぢにして、夫につかへ、操を貞くし、かりゆめにも、外心なく、立居にも、禮義を守りて、敬ひ慎み、心に一點の穢れもなく、いさぎよく、耳にも聞べきことを、正しく聞て、其外のことには心を移さず、目もわき目づかひ、邪視なごせず、門外へ出る時にも、

專にし色を正しふすと謂ふ矣。

○若し夫れ動靜輕脫、視聽陝輪、入りては則ち髪を亂り形を壞り、出でては則ち窳窳態を作し、當さに道ふべからざる所を説き、當さに視るべからざる所を觀る此を心を専にし色を正する能はずと謂ふ矣。

ことさらに飾り粧ふて、美しく見するやうにせず、家にありて、人に逢ぬ時にも、粧ひをすて取亂すことなく、閑く人なき所に居ても、非禮のことをせず、事なく暇あるにも、用なき人を集めて、戯れ遊び、あるひは無益の物語せず、常々門外などを、のぞき見ることなく、内に居て、家を守るを、心を専にし色を正しくすといふ

若夫動靜輕脫。視聽陝輪。入則亂髮。壞形。出則窳窳。作態。說所不當。道觀所不當。視此謂不能專心正色矣。もし夫身の立居も、

たゞしく、物を見聞にも、さうくしくたち付ず、禮法を正しくし、威儀を慎むの操なきにより、人見ぬ所にては、髪亂れ、かたちの見苦きをも、憚らず、他の家に行か、客人などに、あふ時には、さまざまに粧ひかざり、醜きかたちをも、美く見せんとなし、いふまじきことをいひ、人の隠すことを見出し、何事もみな禮法に叶はず、これを、心を専らしし、色を正しくすること能はずといふ、かゝる有様にては、其身さへ修らず、まして夫の心にかなひ、夫婦睦じく、和ぎ親みて、一生

を送ることは、成難しとなり

曲從第六

此章には、舅姑に事ふるの道をいふ、曲はまぐる也是を是とし、非を非とせば、曲にあらず、舅姑のいふ所非なりとも、姑く是に従ひ、作はざるを曲從といふ也

○夫れ意を一人に得る、是を永く畢ると謂ふ、意を一人に失ふ、是を永く訖はると謂ふ。人志を定め心を專にせんと欲するの言也。舅姑の心、豈當さに失ふべけんや。
○物恩を以て自から離るる者あり、

夫得意一人。是謂永畢。失意一人。是謂永訖。欲人定志。專心之言也。舅姑之心。豈當可失哉。上の章に、女意を引て、此語ありて、妻夫の心にかなし、夫の心に叶はざれば、縁終り果ることをいへり、是は夫ばかりのことをいふ、されども、夫に父母あるものなれば、たとへ、夫の心に叶ひたりとも、舅姑の心に、かなはざる時には、又終りに、かなはざる時に、成難しと也、
物有以恩自離者亦有

亦た義を以て自から破るる者ある也。夫愛すると云ふと雖も舅姑非と云は、此れ所謂義を以て自から破るる者也。

○然らば則ち舅姑の心奈何。故に曲從より尙きは莫し矣。姑不(不與)可否之否(通)なりと云ひ爾り而し

以義自破者也。夫雖云愛舅姑云非此所謂以義自破者也。うれ夫婦の中、なれ親み過て、却て愛間は、睦けれども、義理の爲に、縁破るることあり、妻なほご夫に愛せられたりとも、舅姑の心に叶はざれば、夫の心に任せずして、離別するに至るなり、禮記にも、子甚其妻を宜すとも、父母悦ばざれば出すことあり、夫父母につかへて、萬のことに、何程孝養を盡すとも、心に叶はざる妻を、去らずしては、不孝の罪免れがたく、妻もたとへ舅姑にさかふ心なしとて、舅姑に悦ばれずして其のまゝ夫の家に居ては、夫を不孝に陥れ、其身にも重き罪となれば、夫義理にせまり私に愛情をすて、此妻を去るより、外にすべき道なし、然則舅姑之心奈何。故莫尙於曲從矣。姑云不爾而是固宜從。令姑云是爾而非猶宜順

是ならば、固に宜しく令に従ふべし。姑是なりと云ひて爾り而して非なりとも、猶宜しく命に順ふべし、是非を違戻し、曲直を争分するを得る勿れ矣。此れ則ち所謂曲從なり矣。

○女憲に曰く、婦影響の如くんば、焉んぞ賞すべからざらん。

命勿得違戻是非争分曲直矣。此則所謂曲從矣。

謂曲從矣。

夫に順ふは、常のこと也。もし爲あしきことにも、舅姑せよといひ給はば、姑先従ふべし、かくいへば、舅姑の爲を思はざるに似たれども、實の父母にても年老ひがみたる人、或は天性かたくなる人などは、かくせざれば、事へられぬもの也、況て、新婦は外より來りて、親み薄く、何事も隔がちに、心置こと多く、惡ざまにするかごの嫌疑、たほき物なれば、漫りに曲直をいひ争ひ、詞に背かば、必いかり疾み、いふ所は用ゐられず、只に婦と舅姑との間、疎く成のみなれば、曲直を争はず、まげて従ふをよしとす、されども、是は尋常の小事をさしていふ也、重大のことは、かくは成難けれども、それには、又いか程も處置あるべし。

女憲曰婦如影響焉不可賞。

物の響きは、後ともいはずして、忽にひやくものなり、婦の舅姑につかへ命に従ふこと、影のものに従ひ、物音に響きあるがごとくならば、舅姑の心に、

よくなひて、世の中にも、譽稱せられぬことなし、

和叔妹第七

叔妹とは、夫の弟妹の事なり、夫の兄弟姉妹姉妹など、何れも親み睦くすべきなれども、兄弟などは多くは居を異にし、弟妹は年若くして、多く居を同じする故に、わけて叔妹といふなり、されども、ひろく夫の兄弟姉妹姉妹などに、まじはる道、此章の如しと知るべし、

○婦人の意を夫主に得るは、舅姑の己を愛するに由る也。舅姑の己を愛するは、叔妹の己を譽むるに由る也。此に由つて之を言へば、我の臧否毀譽、一に叔妹に由る。叔妹の心失ふべからざる也。

婦人之得意於夫主由舅姑之愛己也。舅姑之愛己由叔妹之譽己也。由此言之。我之臧否毀譽一由叔妹。叔妹之心不可失也。妻、夫の心に叶ひて、寵愛せらるゝは、舅姑の我を愛したまふによるなり、前にもいふごとく、夫の心に叶へども、舅

○人皆叔妹の失ふ可からざるを知る莫くして、而して之れを和して以て親を求むる能はず、其れ蔽なるかな。

○聖人に非らざるよりは、能く過なきは鮮なし。故に顔子は能く改むるを貴び、仲尼其の貳せざるを嘉

姑の心に叶はねば、離別せらるゝに至る故、離別せられず、安閑と夫の家に居らるゝは、全く舅姑の愛せらるゝによれり、舅姑に愛せらるゝは、小じうと小姑などが、我ことをよくいふによりてなり、されば我身の愛せらるゝと、悪まらるゝと臧否皆彼等によるなれば、深く親しみ睦しくせずんば有べからず、人

皆莫知叔妹之不可失而不能和之以求親其蔽也哉。世の人、多く舅姑夫のみを、大切に事ふべきものと思ひて、小じうと小姑などの、大切にすべきことを知す、いさかひ争ひなごをして、疎み厭はれぬれば、舅姑につげ、夫に聞へて、いつしか、婦姑夫婦の間、疏々しく、終には離別にも至ることあり、初よりそれを思ひはからざるは、恐なりといふべし、

自非聖人鮮能無過故顔子貴於能改仲尼嘉其不貳而況於婦人者也。雖賢女之行聰哲之性其能備

みせし、而るを況んや婦人たるものに於ておや。賢女の行、聰哲の性と雖も、其れ能く備はらんや。

○故に室人和れば則ち謗掩ひ内外離るれば、則ち過揚がる、此れ必然

乎。

凡人賢なる者といへども、身に過失なき人はなき者なり、聖人は生れながら徳備り、何事も學ばずして知りたまふ故に、過失はなきなれども、聖人の外は、いかで過失なき人あらんや、孔子の弟子顔淵といふ人は、聖人につぐといひ、或は聖人に及ばざること、僅髮の毛程のたがいなりと、いはるゝ、大賢人なれども、過を貳せずとて、孔子も譽給ひしなれば、顔子とても、一度の過失はありしと見へたり、況や尋常の人に、過失多きこと、あけて知るべし、まして女は、博く世間の人に交ることなく、たどへ學問する人にて、男子ほどに、専ら講習することも、成がたければ、世上の事知らぬ勝にて、自ら賢しと思へども、人より見れば、おろかなること多し、假令何程かこき者も、萬事に過失なきことは、成難きなり、彼小じうと小姑に、親くすれば、たまく過失ありても、事々敷いひはやさるゝことなく、穩に治るものなり、もし小じうと小姑に、親まざれば、少しのあしきことをも、大きくいひなし、舅姑の怒りを引出し、大事となるものなり

故室人和則謗掩内外離則過揚此必然之勢也。易曰二人同心其利斷金同

の勢也。易に曰く、二人心を同うすれば、其の利金を斷つ、同心の言其の臭蘭の如し。此れをこれ謂ふ也

○夫れ叔妹は、體敵ふして而して分竹く、恩疏にして而して義親し。淑媛謙順の人の若き

心之言其臭如蘭此之謂也

小じうと小姑を初め、家内の人、和ぎてみな我を親めば、我身に過失ありとて、よく掩ひ隠し、舅姑夫にも知らさず、外へも洩すことなし、又家内の人に睦じからず、親みなければ、何れも憎み仇として、なきことまでも、作りていひ罵るほごなれば、まして實にあるとは、聊のことにて、大きにいひなし、舅姑夫などに、事々しく聞へる者なり、周易同人の卦のことに、二人心を同じくすれば、其利金をたつ、同心の言は、蘭の如しと、いへる事も、人の心を一にしたるは、強きものにて、金の如き堅き物にても、容易く切れる如く、ならぬ事はなきなり、其臭蘭の如しといふは、至つて香のよきを、たどへて蘭といふ草の如く、いふにいわれぬ、香ばしき物ぞと、いふなり、○こゝに過失といふは、心付ずして、思はざる仕損じなどの事なり、惡事をなして、人に告られぬやうに、我徒黨に引かれよと、いふにはあらず、此章を見る人、あやまり解する事なきようにすべし、

夫叔妹者體敵而分尊恩疏而義親若淑媛謙順之人則能依義以

は、則ち能く義に依て以て好を篤うし、恩を崇うして以て援を結び、微美顯はし彰はさしめ、而して瑕過隠し塞げば、舅姑善を矜み、夫主美を嘉みし、聲譽邑隣に達やぎ、休光父母に延く。

篤好崇恩以結援使微美顯彰而瑕過隱塞舅姑矜善夫主嘉美聲譽耀于邑隣休光延於父母

○若し夫れ愚意の人、叔に於ては則ち名に託して以て自から高ぶり、妹

夫愚意之人於叔則託名以自高於妹

に於ては則ち寵に因て以て驕盈す。驕盈既に施せば、何の和か之れあらん。思義既に乖れば、何の譽か之れ聚らん。

○是を以て美隠れて而して過宜ぶ姑忿り而して夫愠り、毀譽中外に布き、耻辱厥の身に集まる、進んで父母の差を増し退いて君子の累を益す、斯れ乃ち榮辱の本にして、

則因寵以驕盈。驕盈既施。何和之有。恩

義既乖。何譽之臻。愚なる人は、夫の弟妹などを、皆目下

の者と見なし、嫂といふ名によりて高ぶる、夫の我を寵愛するを恃として、小じうと小姑を、蔑如にし、侮り輕しめて、僕婢など、同じ様にすれば小じうと小姑は、恨み怒て、和ぎ親しむことなく、思も義もなく、乖きはなるに、至るなり、斯成

是以美隠而過宣。姑忿而夫愠。毀譽布於中外。耻辱集

於厥身。進增父母之羞。退益君子之累。

斯乃榮辱之本。而顯否之基也。可不慎

歟。もし小じうと小姑に、親からず、恩も義もなければ、よき事は、日々に隠れ、蓋しきことのみ日々に見えて、舅姑いかり恨みぬれば、夫も愠り疾

而して顯否の基也。慎しまざるべけんや。

○然らば則ち叔妹の心を求むるは、固より謙順より尚どきは莫し矣。謙は則ち徳の柄、順は則ち婦の行、此の二者を知れば、以て和するに足れり矣。詩に曰く、彼に在つても惡まるゝなく、此に在つても射はる

みて、毀られ罵らるゝこと、内外に聞へ、ひとり其身の辱めらるゝのみならず、幼少より教へられたるの宜しからぬ故ぞと、父母まで毀られ、恥を受させ、夫の駕馭のよからざるゆへぞと、夫もいやしめらるゝなり、其身小じうと小姑に、睦敷せざるより、事初りて、父母夫までの恥辱となるに、至るなれば、よく心を用ゐて忽にすべからず、

然則求叔妹之心固莫尚於謙

順矣。謙則徳之柄。順則婦之行。知此二

者足以和矣。詩曰。在彼無惡。在此無射。此之謂也。

彼小じうと小姑に、睦くせんと思はば、我身を高ぶらす卑下すると、順にして、竹ひ争ふことなきやうにすべし、此二のことを、よくすれば、睦くなること疑ひなし、詩經に、彼に在つても、惡るゝことなく、此に在つても、射はるゝことなしといへり、斯の如くならば、小じうと小姑との間、睦じからぬことなきなり、○一説に、射るゝを、ねたまるゝと訓たりかくよめば、妻たる者、叔妹と中あしくして、夫にのみ親まんとすれば、叔妹妬

無し、此をこれ
謂ふ也。

心を生じ、仇敵のごとくなりて、舅姑夫にも、あし
さまに、いひなし、終には、離別に至るを、いふなり、

和解女四書卷之一女誠終

女論語自序

女論語自序

この書は、支那唐の世に、宋若昭といふ人の、著したる書也、若昭は、宋某と
いふ人の女、才かしく、學問を好み、文章をよく作り、此書をあらはし、妹
ごもに教へける、時の帝、唐の徳宗皇帝此よしを聞、宮中にめされて、學問を
試みられ、女官とせられしが、若昭幼少より、人に嫁するを好まず、たゞ
文章學業を以て、世に名有らんことを、欲しけるゆゑ、帝其志を賞し、侍
妾の列に、入れずして、女學士と稱し、宮中の文學の事を、掌らしめられ、
皇子皇女宮人たちを、教授させられ、敬ひ重んせ
られて、帝五代につかへ、長命なりけるとなり、

○大家の曰く、妾
は乃ち賢人の妻、
名家の女、四徳粗
ば全く、亦た書史
に通ず。

大家曰、妾乃賢人之妻名家之女四徳粗
粗全亦通書史

曹大家いへるには、我は先祖より、儒を業とす
る家に生れ、賢人の妻となり、女の四徳とて、
婦徳、婦言、婦容、婦功も、(詳かに女誡の婦行に見ゆ)大かたに、勤め行ひ、古
への聖人の教、又歴史の類をも、よみて、其意をよく辨へ知りとなり、○此書は

○因て女工を輟め、間に文字を観る、九烈嘉すべく、三貞慕ふべし、深く後人の歩を追ふ能はざるを惜しむ。

○乃ち一書を撰び名づけて論語と爲し、敬戒相承け、女子を教訓す。○若し斯の言に依らば、是れ賢婦と爲らん、前人をして美を千古に獨らしむる罔れ。

宋若昭の著したる書にて、大家のいはくといふは、曹大家の因輟女工。教を、記したる故、わが名をいはず、大家の曰といふ、

間觀文字九烈可嘉三貞可慕深惜後

人不能追歩九烈のことは、色々、説あれども、體に當れる説なし姑く疑しきを闕て可なり、三貞は、女子に三従の行

ひありて、幼にして父に従ひ、長じて夫に従ひ、夫死して子に従ふ、此三條につきて、女となり、妻となり、母となりて、皆貞しき行ひあるをいふ、○我女の業を輟古への書物を見て、昔の烈女貞女の行ひを、羨み慕ひて、後乃撰一書

名爲論語敬戒相承教訓女子我一部の書をゑらみ、名を

賢婦罔俾前人獨美千古女子たるもの、此教に従ひ行ひなば、賢女となり

女論語といふ、女子これを習ひなば、必敬戒めて、教をうけ、賢女となるべきと、いへるなり、若依斯言是爲

て、昔の人にも及ぶべし、左あらば昔の人のみ、賢女といはるゝことなしとなり、美を千古に獨らしむといふは、後に繼人なければ、千載の間、昔の人のみ、獨はめらるゝことをいふ、

序 終

和解女四書卷之二

論語

唐 宋若昭著 日本若江秋蘭和解

同 安達清風校訂

立身章第一

立身とは、身の立ふるまひ、取まはしの、禮にかなふを云ふ、

凡爲女子先學立身立身之法惟務清

貞。およろ、女子の學問をなし、婦人の道を學ばんと思はば、先身の立居ふるまひを、慎むより、初まるなり、立居ふるまひを慎むには、先づ清貞を務むるを要とす、清貞とは、姿かたち、むさく取亂さずして、身にも心にも、少の穢れなきを、清といひ、又操を正くするは、いふ迄もなく、假初の見聞動靜などに付

立身章第一

○凡る女子と爲つては、先づ身を立つるを學ぶ。身を立つるの法は、惟清貞を務む。

○清なれば則ち身潔く、貞なれば則ち身榮ふ。

○行くに頭を回らすなかれ、語つて唇を掀ぐる莫かれ、坐して膝を動かす莫れ、立つて襟を揺かす莫かれ、喜んで大に笑ふ莫かれ、怒つて聲を高ふする莫れ。

○内外各々處り、男女群を異にし、外壁を窺ふ莫れ、外庭に出づる莫れ

ても、聊も邪なる事なきをいふ、萬清則身潔貞則身榮

事此の清貞を本とするなり、
此清貞を、よくつとめば、身も心も深く、又貞を守れば、自ら福ある也。 行莫回頭語莫掀唇

坐莫動膝立莫搖裙喜莫大笑怒莫高

聲。立て歩む時は、頭を眞直にして、漫に頭を傾け、ふりかへり見ることなく、常々物いふ時、多く齒を出し、大きに口をあきて、唇を動かすことなく、座する時も、膝を動かさず、立ても大きに裾を動かさず、心にかなひて、嬉しきこと、又は笑ふべきこと、ありても、高笑ひをせず、怒り腹立こと有時には、ひとりと、聲高くなり易きものなれば、聲を低くするやうに、心を付べし、是みな女の常の慎みなりかゝることは、瑣細なる事なれども、心を用ひ、謹みて、徳行を成就するに至るなり、

内外各處男女異群莫窺外壁莫出外庭出必掩面窺必藏形

家の内は、奥表の差別ありて、男子は外に居、女子は内に居て

出づれば必ず面を掩ひ、窺へば必ず形を藏す。

○男は眷屬に非らざれば、與に名を通ずる莫れ、女は善淑に非らざれば、與に相親しむ莫れ、身を立つる端正、方さに人と爲る可し。

男女同所に群居す、男女の別を、嚴重にし、女子は表の方を窺ひのぞくことなく、まして表へ出ること、なかるべし、もし已を得ざることありて、表の方へ行ば、面を蔽ひかくして、みだりに、人に面を見することなく、又表の方を、のぞかすしてかなはぬことあらば、身を隠して物の透間より窺ふべし。○支那の昔は、貴賤ともに奥表の差別、嚴重なれば、みな此禮を守るべしとなり、今わが國にても、富貴なる家には、此差別げん重なれども、貧賤なる家にては、かくはなりがたし、されども諸事此心して、男女混雜せざるや、男非眷屬莫與通名女

非善淑莫與相親立身端正方可爲人

男子は、わが身うちか、夫の近しき親屬にあらざれば、親くつきあふこと、なかるべし、女にても、善人にあらねば、親み交るべからず、斯のごとく慎めば、身を立つること端正にして、よき人となるべしとなり、されども、夫の近き親屬の内に、よからぬ人有ども、親ますといふは、成がたし、其時は、何事にも、其心得をして、常のことは厚く親み、重大のことは、いかにも、用心すべき也、

○學作章第二

學作章第二

此章には、女功をなすべきことをいふ、女は貴きも賤きも、女功を知らずんば、有べからず、たとへ富貴の家にて、織縫をなす女、多く召かへたりとも自ら其道を知らずしては、叶はぬなり

凡為女子須學女工。紉麻績苧粗細不

同。車機紡織切勿忽忽。

○凡女子と爲つては、須らく女工を學ぶべし、麻を紉せ苧を績み、粗細同じからず、車機紡織、切に忽忽する勿れ。

あわせて、粗と細きを別にし、或は車にてよりかけ、機にて織こと、念をいれて、むらさすなど、なきやうに、精良にすべし、忙しきにまかして、ふつやかなる物を、織べからず、○こゝには、麻苧のことをいふは、和漢とも、むかしは、木綿はありても、至つてまれにて、貧賤なる人は、冬にても、布に綿をいれきたるなり、今わが國には、木綿多ければ、麻を織より、便にして、利多し、

桑柘看雨占風。萍濕卽替寒冷須烘。

○桑を看雨を煮、曉に夜に相從ひ、桑を採り柘を摘み雨を見て風を占ふ

看蠶煮繭曉夜相從採桑柘。看雨占風萍濕卽替寒冷須烘。

取葉飼食必得其中。取絲經緯丈匹成

工。

是は養蠶をなし、帛を織ることなり、蠶をかふには、朝早くより起、夜は晩く寝て、少しも怠るべからず、桑柘の葉を取て、柵をまうけ、柵に蚕を置て日々葉をかひ、其飼やう、毎日同様に、多き少なきの不同なく、節を失はぬやうにすべし、又蚕は風雨を恐れ、悪しき風にあたれば、たほくの蚕も、一時に死することあれば、雨風の有と、たほしき時には、前より其防ぎをなし、風のあたり、雨の湿氣、透らぬやうにし、もし蚕なごたまらば、清らかに拂ひ、寒ければ火にて烘めすでに、繭となれば、よき比に煮て絲とし、其絲を經緯にし、織て一丈一匹となすと、いふなり、

入筒紉絹苧葛織造重重亦可貨賣亦

可自縫刺鞋作襪引線繡絨縫聯補綴

百事皆通能依此語寒冷從容衣不愁

萍濕すれば即ち替へ、寒冷なれば須らく烘たむ、葉を採取食を飼ひ、必らず其の中を得よ絲を取り經緯にし、丈匹工を成す

○輕紗は軸に下し細布は筒に入る、紉絹苧葛、織造して重ね、亦た貨賣すべく、亦た自から縫うべし、鞋を刺し襪を作り線を引き絨を繡ひ縫ひ聯ね補ひ綴り

百事皆通ず、能く此の語に依らば、寒冷に従容とし、衣破るゝを愁へず家窮するを愁へず

○學ぶ莫れ懶婦の小より積むで癡備女務を食らず、春冬を計らず、針線粗率、人の攻む所となる、嫁して人

破家不愁窮

織物をするに、薄き紗は、軸にまき、薄き布は、竹の筒にいれて貯へ、紬絹、あるひは、麻の布、葛の布など、織りて、舅姑夫、ろの外家内の人々の、衣服の用に備へ、餘りあれば、賣拂ひて、常の費に充るもよし、常々舅姑夫のたびなどを作りて、針指の業怠らず家の貧富に應じ、富る家は、新なる物をおほく作り、貧しき家には古き物を、さいく洗ひ、破れたる所は、補ひつたり、綻びは、はやく縫あはせなごすれば、何事もよく行届きて、秋の末、俄に寒くなる比にも、うろたへ騒ぐことなく、安閑として、落付居らるゝなり、斯の如くなれば、衣破れても、憂ふることなく、貧しき家にては、凍えるの憂なし、尤貧しき家にて、衣服を備へることはなし難けれども怠りなく、縫縫洗ひすゝぎをなさば、粗末なる物にても、其時々衣服に、事かやぬ位のごとは、妻の勤めによりて、容易く調ふもの也○土地によりて、養蚕によからず、桑柘などの少き土地にては、自ら蚕をかひ、絹を織なごすることは、成がたし、斯る地ならば、養蚕はせずとも、木綿麻なごを、織ることを、なすべし、

慵不貪女務不計春冬針線粗率爲人

莫學懶婦積小癡

所攻嫁爲人婦恥辱門風衣裳破損率

西遮東遭人指點恥笑鄉中奉勸女子

聽取言終

の婦となり、門風を恥辱し、衣裳破損し、西に牽て東に遮る、人の指點に遭ひ、郷中に耻笑せらるゝを女子に奉勸す、言を聽取して終へよ

世の怠惰がちなる女は、幼少の時より、愚にして、親の教をも聞かず、只日々遊び戯るゝ事のみ、慣習となり、處女にて、親の家にある時、織縫をならわざる故一人なみの事を、能せず、偶縫たる物あれば、人に見られて、嘲り笑はるゝなり、斯る女は、一年の間には、綿入袷單衣葛衣など、四時うれゝの衣服無し、叶はぬと、云ことも、辨へず、嫁しても妻たる職分を、なし得ざるにより、斯迄教なく成長せしは、父母愛に溺れて、育てやうのよからざる故ぞと、父母まで、卑しめられ、親里の家風の悪きとて、人に譏をうくるなり、かゝる女は、舅姑夫又其身、わが子などの衣服、破れ損するごあれども、補ひ綴を、よくせず、右にあるものを取て、左を補ひ、西にあるものを以て、東を掩ふやうにて、人に指ざれ、村里の笑ひものと成事、いごゝ恥かしきことに、あらずや、世の女子に勸るは、此語をよく聞て、幼少より、忽にすべからず、

學禮章第三

○凡る女子と爲つては、當さに禮數を知るべし。女客相過ざるに、坐具を安排し、衣裳を整頓し、軽く行き緩く歩み、手を飲め聲を低ふし、請うて庭戸を過さしめ、問候通時、頭より稱叙し、答問慇懃にし、軽く言ひ細かに語り、茶湯を備辨し、來を迎へて去るを送る

學禮章第二

此章には、女の客人を、あつかひ。又自身客となりて、他の家へ、行たる時の禮をいふ、

凡爲女子當知禮數。女客相過安排坐具。整頓衣裳。輕行緩步。斂手低聲。請過庭戸。問候通時。從頭稱叙。答問慇懃。輕言細語。備辨茶湯。迎來送去。

の客人は、夫のあつかふものにて、下の待客章に見へたり、もし女の客來ることを前より知らば、奥の座敷を、常よりも清らかに掃除し、座をまふけ、饗應の具を出し並べ、茶の湯を沸し、菓子あるひは酒肴、膳部などの用意をなし、客來らば、わが衣裳を改め、髪かたちも取亂れることなくして、心には憂いかり、又心苦しきこと有とも、色に出さず、面を和げ、自ら迎ひに出て、奥座敷に通し、禮義たゞしく、敬ひて、客坐に着たる後に、其家内の人の安否を問ひ、久しく問ざる方には

○學ぶ莫れ他人の身を擡げて顧みず。接見依稀にして、相欺き侮るあるを

○如し人家に到らば、當さに女務を

音信遠ざかりしを誦し、又常々、慇懃なる方には、その挨拶をいひ、時の氣候をのべ、事の前後を亂さず、始終本末ありて、物いふこと、徐にして、疾いはず、聲の高からぬやうにすべし、さて茶も、餌を出し、酒肴膳部など、何れも味ひよく、清らかにして、盃の取遣、其外萬のこと、みな禮法を守り、客の身分の程々に、叶ふやうにすべし、幾人客ありても、斯の如く、來る人を迎へ、歸る人を送りて、怠ることなかるべし、女の客を扱ふこと、斯のごとし、

他人擡身不顧。接見依稀。有相欺侮。莫學。

を知らざる女は、懶惰にして、身を動かすこともせず、自ら客を迎ひに出ることなく、下婢などに、いひ付て、奥へ通らしめ、客座敷へ通りて後も、はやく出あはず、度々來る客にも、逢ぬがちにて、もし出ばども、禮節を盡す、年長じたるをも敬はず、年若きをも、いとたしませず、富貴なるも、貧ひ、貧賤なる者も侮り、人のよくせざること有れば、誤り笑ひなごすれば、いかなる者にも、誤みいかりて、親き間がらにても、疎遠に成行くものなり、かゝる女のありさまを、學び習ふべからず、

如到人家。當知女務。相見傳茶。卽通。

知るべし、相見て茶を傳へ、即ち事故を通じ、説き罷んで身を起し、再三辭し去れ、主若し相留めて、禮筵に待遇せば、酒略々唇を沾ほし、食は筋を欠ゆるなかれ、盞を退け壺を辭し、過承推拒す。

○學ぶ莫れ他人の湯を呼び醋を叫び

事故説罷起身再三辭去主若相留禮

筵待遇酒略沾唇食無又筋退盞辭壺

過承推拒

自ら客となりて、人の家に往たる時は、先主に逢て、主より茶を出したる後に、其用事をいひて、用事終らば、たゞちに歸る用意をなし、暇を告げて、歸るべし、いたづらに、長居をせざるは、主の方に、なすべきことの、妨となることを、思ひ量り、又わが家にて、舅姑夫に事ふるひまの、かぐる事を思ひてなり、されども、又響應のために、招かれるか左なくとも主もし酒飯などを出し、懇にとどむるを、強て辭し歸るも、無禮にあたり、又隱意にても、あるごとく、疑はれんも、測がたければ、止を得ず、饗應の席につくべし、もとより、酒多くのむ性得なりとも、決して多く飲べからず、尤肴も多く食せず、箸の置やうなどを亂さず、盃の數重らぬ内に、早く歸るべし、主いかに強す、むるども、かならず醉程のむべからず、速に盃を納め、鏡子などを取のけて、座を立べし、酒席に長居すれば、思はず酒を過し、禮法を失ふものなり、慎むべし、莫學他人呼湯

醉後顛狂し、人の惡む所を招き、身未だ家に回らず、已に點汚に違ふを

叩醋醉後顛狂招人惡身未回家已

遭點汚

禮義を知らざる女は、人の家に行ても慎みなく、縦に酒を多くを食ちらし、酒席に長居するにより、後には酔つぶれて、狂人のごとく、由なきことをいひ、罵りなどすれば、人に侮り惡まれ、歸る時にも、ちどり足にて、或は轉び倒れ、衣裳がれなごし、醜きこと、いふばかりなく、道の上にて、當在に逢かる人まで、厭ふものなり、努々かゝる舉動なすことなかれとなり、當在に

家庭少遊道路生面相逢低頭看顧

女は常に

○當さに家庭に在るべし、少しく道路に遊び、生面相逢は、頭を低れて看顧す。

家の内に在て、外へ出ること、稀なるべし、されども、父母、舅姑、夫などの用事あるか、又はわが事にても、行ずして叶ぬこと、或は親戚の家、憂賀死喪、病を問ひなど、往ざれば禮義かぐる故、其時には往べし、貴き人は車輿などにて行は、顔も人に見ゆることなし、歩行して行には、途行人に見えまじきやう、知らぬ人には、顔をふりむけ、見えざるやうにして、通過るを禮とす、もとより、見知らぬ人の、途中にて、物いひかけても、供のものあらば、それらに答しめて、成べきは、自

○學不莫れ他人、朝暮を知らず、走つて郷村に遍ねく三を説き四を道ひ惡聲を引き惹き、多く罵怒を招き、門風を辱かしの賤しめ、父母に逆なり累わし、自身を破損し、他の笑具に供するを。此の如き人、犬鼠に如くあらんや。學ぶ莫れ他人、惶恐羞辱するを。

ら答へずして可。莫學他人。不知朝暮。走遍郷村。說三道四。引惹惡聲。多招罵怒。辱賤門風。連累父母。損破自身。供他笑具。如此之人。有如犬鼠。莫學他人。惶恐羞辱。

女子は、舅姑夫に事ふることをいとひ、女功の外の家内の諸務をなさず、朝まだきより、日暮まで、村里の中を、遊び歩行ことを好み、遠き里迄も、往ざる所なく、人の上のことをいひ、或は人の家にて、隠すことも、憚りなく、いひちらしなどすれば、人も怒りて、の、しり、互に怒り争ひて、果は淺ましきことなり。其身恥を受けるのみならず、親夫の教、よからぬゆへぞとて、人の譏を受しむるなれば、大なる不孝不良といふべし、斯る女は、わが身の德行を、損ひ破りて、人の笑ぐさとなり、人たる禮法を失ふなれば、犬鼠にも劣れるもの也、世の中には、斯る女も有ものゆゑ、人々みな憤み恐れて、少にても、此に似たることなきやうにすべし、

早起章第四

○凡る女子と爲つては、習以て常と爲る、五更雞唱へて、起きて衣裳を著く、盥ひ漱ぎて已に了り、意に隨ふて梳り削ひ柴を揀ひ火を燒き早く厨房に下り、鍋を摩き鏝を洗ひ水を煮湯を煎る。

早起章第四

此章には、朝はやく起ざれば、夫の家の務を、なし難きことをいふ。

凡爲女子。習以爲常。五更雞唱。起著衣。裳盥漱已了。隨意梳粧。揀柴燒火。早下厨房。摩鍋洗鏝。煮水煎湯。諸事を勤むるを肝要とするなれば、曉早く起ることを習ふべし、朝未明に間を出で、衣類を着かへ、面を洗ひ、うがひをなし、髪の亂れたるをなほし、紅粉をよるほひ、舅姑の機げんを問ひ、夫より厨に行て、柴をえらび、火をたき鍋釜などを洗ひ清くし、湯茶をわかし、朝飯の用意をなすなり、○支那にては、昔より早く起ることをならはしとす、禮記に、雞初鳴て、みな盥漱といふ、後世にても、官ある人朝廷へ參るは、夜の明けざる間なり、されば、夫に準じ、賤き者まで、みなはやく起るなり、今わが國の風習にては、雞初鳴て起すとも、苦しからざれども、おろく起ては、家内の務、成がたく、何の業にても、勤め難きにより、未明にたき出て、舅姑夫

○家の豊儉に随ひ
 蒸煮食嘗し、蔬
 菜を安排し、鼓を
 炮き薑を舂き、時
 に随ふて料を下し
 甜淡馨香にす、碗
 碟を整齊し、鋪設
 分張す、三殮飯食
 朝暮相當たる、晨
 を侵して早く起れ
 ば百事妨げなし。

あるひは父母の起たまはぬ内に、厨のしつらひをなすことよかるべし、貴き人は自
 ら厨に出で、飯などの用意を、なすことなしといへども、人を使ふには、自らな
 すこと、思ひ、自ら早く
 起て、下知すべきこと也、**隨家豊儉蒸煮食嘗安排**
蔬菜炮鼓舂薑隨時下料甜淡馨香整
齊碗碟鋪設分張三殮飯食朝暮相當
侵晨早起百事無妨
 飯の旨を用意すると、其家の風に随ふなり、香たる家は、朝飯にも、汁、焼物、煎
 もの、取ろろへ、調る家もあり、又儉約なる家は、香物はかり、用ふるもあり、一
 定ならず、何れも、其家の例にまかせ、煮たり蒸などする物は、味よく香ばしくし
 膳碗など、洗ひ清くし、人数ほど、膳だてをなし、旨の足るやうにし、別して父母
 舅姑夫には、常に好み嗜みぬる食物を、ここにはよく、煮ど、のへて進むべ
 し、こゝには、朝飯のことを、いへども、三度とも、同じことを心得べし、朝飯終

○學ぶ莫れ懶婦の
 思量を解せず、黃
 昏一覺、直に天光
 に到る、日高き三
 丈、猶未だ床を離
 れず、起き来る己
 に晏く、却つて是
 れ慚惶し、未だ會
 て梳り洗はず、突
 に厨房に入り、容
 顏醒靨、手足慌忙
 茶を煎じ飯を煮て
 時常に及ばず。

りて後、何事にても、務べき業に取かゝるなり、朝はやく起きれば、短日にても、
 ゆたかに事をなさるゝ也、朝おそく起ては、三度の飯さへ、其時々後れて、其他
 になすべき業は、中々なし **莫學懶婦不解思量黃昏**
一覺直到天光日高三丈猶未離床起
來已晏却是慚惶未曾梳洗突入厨房
容顏醒靨手足慌忙煎茶煮飯不及時
常
 世の中の、怠りさがない女は、家にありては父母、嫁ては舅姑夫に事ふ
 べきことを、心がけずして、日くるれば、たゞちに寝、朝は日たかくなる比
 まで起す、偶人に起され、やうく起出るとても、時刻たうき故、中々湯をつかひ
 髪あげなどする、ひまなくして、厨へ出れども、顔も手足も、垢づき、けがらひ
 しく、あはて騒ぎて、朝飯の用意をすれども、心いらぎてすれば、何事も粗忽に仕
 損じ多きものなり、朝の飯、かく遅ければ、女功を初め、何の業をすることもな

○又一等あり、備
餼争ひ嘗め、未だ
曾て悔饌せず、先
づ已に偷み藏し、
郷里に呈はれ、
辱爺嬢に及ぶ、
人に傳説せられ、
豈羞惶ならざらん
や。

也、又有一等。備餼争嘗未嘗炮饌先已
偷藏醜呈郷里辱及爺嬢被人傳説豈
不羞惶。又一段のさがなき女に至りては、食物を貪り、何にても、味よき
物あれば、舅姑夫に進めず、偷み隠し置て、其身食し、ある
ひは、子に與へなごするなり、此等のことを、舅姑夫にさとり知られ、怒り責ら
るれば、其身の恥は、いふもさらなり、斯いやしく、汚はしき、行ひをなすは、幼
少より、教のなきによるならんと、父母まで、恥を受けるなり、かゝることを、人に
いひ傳へられ、近き里の人など、聞知れば、いかにも恥かしく、面もあはし難きこ
となり、假令これ程に至らずとも、舅姑夫の食物に、心をつけず、人に任せ置い
て、疎畧をいたし、舅姑夫の口性になはぬまゝに、すて置ものも、重き罪、
通れがたしと
知るへし、

事父母章第五

○女子堂に在て、
孝嫌を敬重し、朝
毎に早く起き、先
づ安康を問ひ、寒
ければ則ち火を炕
にし、熱ければ則
ち扇ぎ涼うす、饑
れば則ち食を進め
湯けば則ち湯を進
む。

事父母章第五

此章には、父母に事ふることをいふ、女子は他
の家に嫁して、舅姑夫に事ふるものなれど
も、父母への孝行も、忘るべきにあらず、父母
に孝行するを、本として、其心を推移して、舅
姑夫に事ふるなり、男子の孝行を、本とし、
其心を移して、君に事れば、忠義となる同事
なり、身不孝にしては、外に善あれど
も、貴ぶに足らざるものと知るべし、

女子在堂敬重孝嫌每朝早起先問安
康寒則炕火熱則扇涼饑則進食渴則
進湯
女子いまだ嫁せざる時には、父母を大切に、敬ひ重んじ、朝ごとに早
く起て、安否を問ひ、寒き時は、火開火爐などの火を、さかんにし、
深夜といへども、火のたへぬやふに注意し、暑き時は、涼き風をよく通るやうにし
或は摺扇團扇などにてあふぎ、涼きやうにすべし、又常々に三度の飯、遅くならぬ

○父母檢責すれば、慌忙を得ず、近く前み聴取し、早に夜に思量し、若し不是あらば、過て改め長に従ふ。

○父母の言語、尋常と爲すなかれ、教訓に遵ひ依り、強梁すべからず、若し諳んせざるあらば、細問して妨げなし。
○父母年老ゆれば朝夕に憂惶し、鞋

やうにし、飯の間にも、少も饑たらん時は、點心なごす、ゆめ、湯きし体ならば、湯茶を味よくして進むる也。

父母檢責不

得慌忙、近前聴取、早夜思量、若有不是

改過從長

もし我身に過失ありて、父母しかり責給ふことあらば、ゆめ、怒るべからず、又あはて騒ぎて、過失を重ぬべからず、近寄りすゝみて、いひ玉ふことを、残りなく聞て、朝夕にさま／＼考へ、わが過失なることを知りて、父母の教に従ふ也、○もし父母の詞、理に當らざることに

ても、重大のことに、あらざれば、一まづ父母の詞に、したがふべし、

父母言語莫作尋常

遵依教訓不可強梁、若有不諳、細問無

妨。父母のいひ給ふことは、尋常の小事なりとて、疏にして、打すて置べからず、父母の教に遵ひ依て、氣ごわに忤ひ拒むべからず、父母の詞の内に、解し難

きことあらば、細かに度々問ふて、苦しからず、聞誤りなきやうにすべし、父母年老朝夕憂惶

襪を補ひ聯ね、衣裳を做し造り、四時八節、孝養相當たる。

補聯鞋襪、做造衣裳、四時八節、孝養相

當。四時とは、春夏秋冬、八節日は、立春、春分、立夏、夏至、立秋、秋分、立冬、冬至をいふ、何れも、支那にて、賀をなし、酒宴する日なり、○父母年

老給は、其長命なるを喜び、又行先の長かるまじきことを、心の内に憂ひ懼れ、衣裳より、たび、はきものに、至るまでも、細やかに注意し、冬は軽くして、煖なるもの、夏は薄く涼き物を、進むるなどは、いふまでもなく、躑躅皮其外はき物、手巾などの、細かき物まで、破れ損じたらば、速に取かへ、日々の飲食は、好み給へる物を、よく調べて進むべし、上にいへる、八節の日は、支那にて、いわふ日なれば、常よりも、酒食を多く用意し、父母に進め、近き親属か、又は他人にても、父母の至つて親き友などを、呼あつめて、酒えんをなし、父母の樂み給ふやうにすべし、○支那にては、八節日を、いはひ日とすれども、我國には、此日を賀することなし、されども、年始三大節、また土地の神祭、父母の生日など、賀する日多きものなれば、此心得なるべし、又人を招くことは、人により、父母もし酒宴をなし人を招くことを、嫌ふ人ならば、招かすして宜し、およろ、世上の老人を見るに、多くは心のあふ友もなく、弱き人は、老人を嫌ひて、近寄らず、もし近寄るとも、時

○父母疾あれば、身床を離るゝ莫れ、衣帯を解かず、湯薬親から嘗む、神祇に禱告し、安康を保佑すべし。

世かはれば、親敷物語も、なさぬゆゑ、呼集めても、娛みとおもはず、祝の日などは、壯年の時、遊び樂みしことを、思ひ出して、ろろに、悲む人多し、子たる者老人の心細く、樂みなきことを、思ひ測りて、萬事に心を用ゐて、聊のことにても、父母の心、樂みたまふやうに、すべきことなり **父母有**

疾身莫離床衣不解帶湯薬親嘗禱告

神祇保佑安康 父母疾ある時は、朝夕いね玉ふ床の側を離れず、付従ひ、夜も帯をどきて、ゆるやかに、休

むことなく、晝のまゝにて、少假寝し、何時父母の用ありても、其儘起らるゝ様にするなり、父母の飲玉ふ薬は、自らなめ試みて、後に進むべし、これ薬の味ひを、知らんため也、煎薬などは、煎じやうによりて、功能かはるものなれば、自ら煎すべし、食物も、常より一きわ心を付、人に任せず、自らすゝむべし、猶又靈驗あらたなる神に禱りて、父母の病、はやくいゆるを、もとむべし、わが身の私事を顧るは、愚なることにて、神もうけ玉ふまじけれども、君親夫などの病をいのるは、誠の心より出るなれば、愚なるにあらず、わがまごゝろを盡して、一すじに祈る時は、必靈驗あるもの也、誣べからず、靈驗なきは、まごゝろの至らぬなりと、知るべし

○設し不幸にして大數身亡ぶるあらば、痛骨髄に入り、肝腸を絶つ、劬勞極まり罔し、恩徳忘れ難し、衣裳裝斂、服を持ち喪に居り、埋を安んじ祭を設け、家堂を禮拜す、周に逢ひ忌に逢へば、血涙汪汪たるべし。

設有不幸大數身亡痛入骨髓哭絶肝

腸劬勞罔極恩徳難忘衣裳裝斂持服

居喪安埋設祭禮拜家堂逢周逢忌血

涙汪汪 もし幸なくして、父母失給ふ事あらば、哀み悼むこと、骨まで透る如く、腸も断るばかりに憂ひ、父母我を生給ひ、又幼少の時より

厚くいつくしみ、育玉へる恩、天の高くして、極りなきごとくなるを、思ひて、努勞疎略にすべからず、すでに嫁したる後にも、夫の家富て、舅姑夫の許あらば、父母の葬祭などの費を、助くべし、舅姑夫のゆるしなくば、一錢もたくるべからず、さて棺に納るもの、衣服、夜具などに、心を用て、別に美麗なる物は、用ゐずして、禮にかなふ様にすべし、尤身につける衣服は、新に清きを着べく、男女ともろの身分に相應したる禮服を、必入るべきことなり、高位の人は、夫々官服あり、卑賤のものは、男は麻上下、女は打かけなどをいふ、孝行の心薄き人は、土中に埋む物ゆゑ、何もはれなることなしと思ひて、むさく破たる、衣服などを、入る

○學ぶ莫かれ忤逆して、爹孃を敬まはず、纒かに一語を出せば、氣をしめて昂昂たらしめ、陪送を需め索め、衣粧を争ひ競ひ、父母不幸なれば、短を説き長を論じ財帛を搜り索め、

は、大ひなるひがことなり、人一生の終なれが、是ほどの晴成ことなく、尤父母は死して、物知ることなければ、疎畧にするとも、何ともいひ給はぬにより、疎畧にするは、不孝の甚しき也、葬禮も終りなば、日々墓へまいりて、五十日の間は、家にも祭り、酒肉を食はず、世間の人の中へ出ることなし、五十日ははりても、百ケ日まで、大切に慎み、百ケ日すみても、一年の間は猶慎みを忘れず、諸事に父母を慕ひ思ふ心を、忘るべからず、一周忌より後、毎年の忌日には、祭りをなし墓へまいり、其日は忌中と同じ心得にて、慎むなり、す下に嫁したる後も、近き所にて、舅姑夫の許あらば、父母の墓にまうで、或は親里へ歸りて、位牌など、拜するもよし、遠く嫁したる者は、**莫學忤逆不敬爹孃纒**舅姑夫の許なくば、止むべし

出一語使氣昂昂需索陪送争競衣粧

父母不幸説短論長搜索財帛不顧哀

喪如此婦人狗彘豺狼

あしき女は、常に父母を敬ひ、事へず、父母の心に、かなふや

哀喪を顧みざるを此の如きの婦人は狗彘豺狼なり。

うにせず、忤ひがちにて、父母叱り戒めらるゝ事あれば、たゞちに顔色をかへ、父母を恨み惡みて、其身の惡きを、改むる心なく、嫁する時には、衣服器物財貨など多く貪りて、其家の家産のほどを思はず、衣服髪飾の飾など、富貴なる人を羨み親夫の家の分限を忘れて、奢を好み、父母うせ玉ふことあれば、哀み慕ふ心、露ほどもなく、忌中服中などの、慎み勤をもせず、ただ父母の遺し置れし、衣服財物などを、多く取らんと心掛、思ふ程に取得ざれば、兄弟又は其妻などを、惡み毀り、父母うせて後は、往來音信も、せざるなど、世に多きこと也、斯る女は、狗彘の、物知ることなきこと、豺狼の人を、食ふこと、恐ろしきもの也、親にさへ不孝をするもの、其他に善をなすこと、斷てなく、惡事のみ積りて、一時は富榮ゆることも、遠からず、天の罰を受けるなり、世上の女、これに似寄たる舉動、一ツにもあらば、恐れ戒めて改むべし、こゝに、狗彘とて、物しらぬものゝ、譬論に、ゆひたれど、彘はまことに物しらぬ獸なり、狗は恩義を知り、君に忠を思ふ心ありて、昔より忠義なる狗多し、斯る惡き女に比ぶれば、狗も深く愧惡むべきなり、

事舅姑章第六

事舅姑章第六

こゝには、舅姑に事ふることをいふ、父母は我を生みたる恩あり、舅姑は、生育の恩なけれども、夫の父母にて、其家を繼により、父母と同一く、孝をつくす也、すべて、事父母の章とあはせ見るべし、

阿翁阿姑、夫家之主、既入他門、合稱新婦、供承看養、如同父母。阿翁阿姑は、夫家の主、既に入れば、合さし新婦と稱すべし、供承看養、父母に如同す。

ことあれども、是は家事其他諸の務を、子にゆづること也、父母存生の間は、たとひ隠居するも、家の主と知るべし、夫の敬ひ事ふる人なれば、ことさらに敬ふべし、すでに嫁すれば、婦とよばるゝからは、舅姑を、實の父母と思ひて、孝行すべし、其孝行の仕やうは、父母に事へしごとくなるべし、生の親と、養ひの親、舅姑などに、事へること、誠の心を盡し、事ふることは、少もかはりなし、たゞ少しあつかひのかはることは、生の親は、孝行をするものと、誰も知りたる故、別

○敬んで阿翁に事へ、形容を觀す、敢て隨ひ行かず、敢て對ひ語らず、如し使令あらば、其の囑付を聽け。

に疑ひを、避るに及はず、養ひ親、舅姑などは、他人の聚りたるもの故、やゝもすれば、實の親に私して、かりの親に不孝ならんかと、いふの疑ひある故、其疑ひをさぐる心がけ、なくしては、測らざる宛を、受ること有べし、此たがひめを、よく察して、孝養すべし、○今時わが國には、贅婿をむかへ、父母の家をつぐ女あり、是は夫の父母の跡は、繼ざれども、正しく舅姑にて、夫と其身と、一体なれば、たとひ同じ家に住す、其跡は繼すとも、わが父母と、かはることなく、孝養をなすべきことなり、

敬事阿翁。形容不觀。不敢隨行。不敢對語。如有使令。聽其囑付。

べきなれども、殊に舅をば、嚴重に、敬ひつかふべし、且未だ老年ならざる舅に、餘り近づき親まば、萬一人の疑あらんも、計りがたく、昔より舅たる者、子婦に戀慕せし、例なきに、あらざれば、猶更嚴重に禮義をまもり、舅の前にて、面をあけて、物を見ず、舅歩み玉ふには、付従ひ行す、遙後に引さがりて行、物いふにも打向はず、頭をさげて、至極貴き人に、ものいふと、同様にすべし、若い付らるゝこゝ有らば、慎んで其通を行ひ、あはて、仕損じなきやうにすべし、○又人もつ

○姑坐すれば則ち立ち、使令すれば便ち去る、早に起き門を開き、驚き忤わしむる莫れ、庭堂を灑掃し、巾布を洗濯し、齒藥肥皁、温涼所を得、階前に退歩し、其の浣洗を待ち、萬福一聲、即時に退歩す。

かはぬ程の、貧賤の家にては、斯嚴重には、成難きものなれども、大切に敬ふ心得ゆめく忘るべからざる也、**姑坐則立使**

令便去早起開門莫令驚忤灑掃庭堂

洗濯巾布齒藥肥皁温涼得所退歩階

前待其浣洗萬福一聲即時退歩

禮とする故、姑坐すれば、婦は其側に立て居よといふこと也、我國にては、立を禮とせず、手をつきて座するが、支那の立つ禮にあたり、命らるゝことあらば、其事を勤めて、早く退き、無用の話などして、長居すべからず、「物語などを好む人ならば、さまざまの事を、語り慰むべし」朝早く起て、中門を開くには、戸の音を高くして、舅姑の眠を、驚すべからず、支那には、中門といふもの、奥表の隔になしたり、今我國には、中門を婦の開くことなどは、まれなれど、雨戸など開くにも、此心得なるべし、さて座敷庭など掃除し、夫より湯をわかし、舅姑の面洗ひ、うがひなどの用意し、齒につける藥など調へて、舅姑のうがひ終て後、家内

○茶盤を整辨し、匙筋を安排し、茶湯を香潔にし、心を小にして敬み、遞かへ、飯は則ち軟かに蒸し、肉は則ち熟く煮る、古より老人、齒牙疎蛀す、茶水羹湯、度を慮うせしむる莫かれ。

の人人皆揃ひ、舅姑の前にいで、起居を問ひ畢りて、厨に行、朝飯の用意する也、**整辨茶盤安排匙**

筋香潔茶湯小心敬遞飯則軟蒸肉則

熟煮自古老人齒牙疎蛀茶水羹湯莫

教虚度 朝飯の用意をなすには、膳碗などを置ならべ、箸さじなど、一々し、飯は軟かなるを進め、鳥獸魚の肉などは、うまく煮、よく灸て、軟になりたるを進むべし、老人は、多くは齒あしきものなれば、飯も飴も軟にすべし、又五十歳以後の人は、多くは事なきときは、物さびしく、鬱陶とすることありて、尤饑や

○夜晩く更深くして、將さに睡處にて、

蒸といふは、支那のむかしは、飯といふは、皆蒸たるもの也、わが國にても昔は其通りなり、今の飯は、昔は粥といふ也、水を多く入れたるは、薄き粥、水少きは、か

歸らんとす、安置
相辭し、方に房戸
に回る、日日一般
朝朝相似、教を
庭轉に傳へ、人賢
婦と稱す。

○學ふ莫かれ他人
の跳梁惡むべし、
尊長に咆哮し、辛
を説き苦を道ひ、
呼喚して來らず、
饑寒して願みざる
を。此の如きの人
號して惡婦と爲す
天地容れず、雷霆
震怒、責罰身に加
はり、之を悔ゆる
に路なし。

回房戸。日日一般。朝朝相似。傳教庭幃。

人稱賢婦。

夜深て、舅姑すでにいね給はんとする時は、夜具を出し床をまふけ、休み玉ふべき由をいひて、わが室に歸りて、

休む也、これ等のこと、只一日するは、左のみ成難きことにあらず、毎日此通りを怠らす勉めなば、孝行なる婦といはれ、人々聞傳へて、妻女などの師表となし、褒稱せらるるなり、莫學他人。跳梁可惡。咆哮尊長。説

辛道苦。呼喚不來。饑寒不願。如此之人。

號爲惡婦。天地不容。雷霆震怒。責罰加

身。悔之無路。

跳梁といふは、もと梁は、竹にて編たる物を、水の中へいれて、魚をどるに用ゆ、小き魚は、其中に居れども、大に力の強き魚は、梁を跳りこへて逃出る故に、人も禮義に隨はず、權勢なる者を、跳梁といふ、咆哮とはもと、猛獸のほゆる聲なり、借りて、聲あらく敷、

怒り罵るをいふ、○不孝なる婦は、舅姑の教に従はず、縦恣なること、大魚の梁より跳出る如く、惡むべき舉動をなし、舅姑を敬ふ心なく、聲高く、罵りたけり。織縫をはじめ、家の内の營み、總て女のすべき常のことなるを、苦勞をなすこと、舅姑に誇りいひ、舅姑呼玉へども、聞かぬ体にて行ず、三度の飯も、後れさきだち、時刻定らず、舅姑うゆれども、食物も進めず、食物の調味、又好嫌ひなどに、心を用ゐず、衣服の用意も怠りて、舅姑に其時々の衣服をすゝむることをせず、夏は暑さ、冬は肌寒き苦みを、何とも思はず、捨置なり、斯る婦は、たとふるものなき、惡人なれば、天地雷霆も、ゆるし給はず、一生の内には、測らざる災にあふものなり、其時に至り、初めて後悔し、改めんと思ふども、詮なきことなるべし、○世に男女ども、惡人は罰せられ、禍にあふこと、定まれることなれども、偶には、惡人禍を受ざるものあり、理の變にして、是禍伴といふもの也、世の人、これを見て惡をなして害なしと、おもへるは大なる誤なり、たとへ禍に逢すども、惡事をなすべき道理なしと、思ひて、慎み戒むべき也、わづかに、髪の毛一すぢばかりにても、道に違ひしことをなせば、次第／＼に増長して、後には大惡となるものなり、恐るべきことならずや、

事夫妻第七

○女子出でて嫁し、夫主親を爲すは前生の縁分にして、今世に婚姻す、夫を以て天に比す、其の義輕きに匪らず、夫は剛に妻は柔に、恩愛相因る

事夫妻第七

これは、夫に事することをいへり、たよる女教の書に、夫に事ふることを、いへるもの多しと、いへども、かくねんごろに、説しめしたるは稀なり能々心をとめて、守り行ふべし、

女子出嫁。夫主爲親。前生縁分。今世婚姻。其の義輕きに匪らず。夫は剛に妻は柔に。恩愛相因る。

姻將夫比天。其義匪輕。夫剛妻柔。恩愛相因。

相因。女子嫁して、夫につかふることを、かり初のことならず、前の世よりの契りなるべし、支那にても、我國にても、一國中の人、いく千萬人もある中に、二人集りて、夫婦となることなれば、生れぬ前より、定まれる縁にして、今の世に、夫婦となるものなるべし、夫の重く篤きことは、天にたとへたれば、輕んずべきにあらず、夫は剛にして、陽の徳をそなへ、妻は柔にして、陰の徳をたもち、夫は妻をいとをしみ、恩義あり、妻は誠の道をもつて、夫を敬ひ事ふるが、夫婦の正しき道

○家に居て相待つに、敬ひ重んずる

居家相待敬重如賓。夫有言語

側耳詳聽。夫有惡事。勸諫諄諄。莫學愚

婦惹禍及身。夫婦の中の、睦じからのぬは、仇敵にひとしく、成行も

賓の如くす、夫言語あれば、耳を側て、詳かに聴け、夫惡事あれば、勸め諫むる諄諄、學ぶ莫かれ愚婦の禍を惹き身に及ぶを

○夫若し外に出づれば、須らく途程を記すべし、黄昏

夫若し外に出づれば、須らく途程を記すべし、黄昏

未だ返らざれば、
瞻望して思ひ尋ね
燈を停め飯を温た
め、門を敲くを等
候ふ。學ぶ莫か
れ懶婦の先づ自か
ら身を安んずるを

未返瞻望思尋停燈温飯等候敲門莫

學懶婦先自安身

夫もし外に出ることあらば、道の遠近ど、
通行の道筋を尋ね知るべし、他國へ行

數日歸らざれば、しげく音信をなし、寒暑の氣候、にわかに変すること有ども、
衣服の事かげぬやうにし、又路費の乏しからぬやうにすへし、其日歸るべき所
へ行て、夕暮まで、歸らざれば、火のたえぬやう、飯などの冷ぬやうにし、迎の人
を遣し、夜更るまで、歸らずば、假令從者多くとも、さらに人を遣はし、何か變に
てもありて、遲きにあらぬかと、たづねしめ、門をたたくを待て、曉天に至らども
夫の歸るまでは、睡ることなかるべし、人多く召使ふ家ならば、食物其外のこと
人になさしむども、自ら眠るべからず、世のさがなき女は、夫の歸らざる時も、安
らかに眠り、夫歸れども、食物の用意もなく、火もたえなどして、夫の疲れたるを
休へることも、成難きやうにては、夫にも疎まるゝもの也、夫如有病
且其身の妻の職を忘るゝなれば、尤いましむべきことなり、

終日勞心多方問藥偏處求神百般治

○夫如し病あらば
終日心を勞し、多

方藥を問ひ、偏處
神を求む、百般治
療し、長生を得る
を願ふ、學ぶ莫か
れ蠢婦の全く心に
憂へざるを。

療願得長生莫學蠢婦全不憂心

夫もし病

朝夕絶間なく、心を勞して、側を離れず、食物湯藥などを、ほどよくして進め、よ
き醫師を招き、治療を託し置、さて其治療に、心を用ひて、數日経ても、効驗なく
ば、醫師をかへ、さまざま手を盡し、早く愈ることを求め、神明に祈り、誠の心を
以て、肝膽をくだき、精神をこらして祈らば、其驗も有べき也、大病は病勢のさか
んなる時には、治療攝養も、よく行とくものなれども、少しいゆる時、怠りて、
不治に至る者多ければ、いゆるに向ひたる時、一入心を用ひべし、愚なる女は、夫
の病あるにも、聊も心に憂とせずして、平生と同様に、戯れ笑ひなどするも、夫
のありふかく憎むべきことなり、妻たる人、深くこゝろを用ふべきこと也、

若發怒不可生嗔退身相讓忍氣低聲

莫學潑婦鬪鬧頻頻

何事にても、夫いかりて、妻を責い
ましむることあらば、たとへ夫のい

はるゝ所、理にあたらずとも、わがよきことを、いひ立す、心をしづめ、身を側に引
さがり、常よりも聲をひきくして、わびごとをいひ、夫の怒りの、さむるやふにすべ

夫若し怒を發せ
ば、嗔を生ずべか
らず、身を退げ相
讓め、氣を忍び聲
を低うす。學ぶ莫
かれ潑婦の鬪鬧頻
頻たるを。

○粗絲細葛、熨帖縫衽し、寒冷に夫

の身を凍損せしむる莫かれ、家常の茶飯、供へ待つ般勤にし、餓渴して瘦瘠苦辛せしむる莫かれ、甘を同うし、苦を同うし、富を同うし、貧を同うし、死しては墓穴

し、禮義を知らざる女は、夫の怒らざる前より、我まづ怒り罵り、わが過失はいはずして、夫のよからぬことのみいひて、夫と争論し、其甚きに至りては、妻夫を打た、きなどする者あり、是一時の怒りよりなすといへども、春秋誅心の法とて、聖人の定め置玉ひし規則に、かんがへ見れば、君父を殺す臣子と、罪ひとしく、非禮ども、大悪ども、いふべくして、賊婦となすべきなり、○易坤の初六に、霜をふめば、堅氷いたると、いふ語あり、これ初は瑣細の事より起りて大悪に至ることを戒めたり、臣子の君親にさかひ、妻の夫と争ひ怒るは、直に天地のいれざる、大悪の基なりと知るべし、

粗絲細葛熨

帖縫衽莫教寒冷凍損夫身家常茶飯

供待殷勤莫教饑渴瘦瘠苦辛同甘同

苦同富同貧死同墓穴生共衣衾

意をなし、絲葛麻など、紡績織ひて袍、袷、單、葛衣などを作り、帛の物は、斗をあて、鍛をのばし、貯へ置、古き衣服の破れたる所あらば、補ひつゝり、垢つき

を同うし、生きては衣衾を共にす。

○能く此の語に依らば、和樂瑟琴な

たる物は、洗ひはりて縫置、夫の衣服、事かげぬやうにし、俄、暑さ寒さの氣候かはることありても、驚きさはぐことなき様にすべし、日々の食物も、心をつけて疎にせず、たとへ裁縫、婢、炊、婢、あまたつかふ家にも、夫等にまかせ置のみにては、行どやかぬこと多きものなれば、自ら怠りなく、わが手にてなすべし、寒き時、夫の衣服薄くして、冷凍へ、飢て食ふべき物なくして、瘠をさるへ、かゝるつらき目を見ることあるは、妻の大なる罪なり、夫婦の間は、一体の物なれば、わが身と同事と思ふべし、かく一体のものなれば、夫苦めば、妻も苦み、夫樂めば、妻も樂み、夫貧しければ、妻も貧し、夫富めば、妻も富さかゆることにて、生る時は、閨をひとつにし、衾を共にして、起臥し、死しては、塚穴を同ふし、支那にては、貴きも賤きも、夫婦かならず塚をひとつに葬むる也、生死とも、處を同ふする物なれば、ゆめ／＼、別人のごとく、隔をなすべからず、夫もし妾などに迷ひ、あるひは、人の讒言を聞などして、妻を隔つる心ありとも、妻より聊も隔つる心なかるべし、古人もいへる、君君たらすとも、臣もつて不忠なるべからず、父父たらすとも、子もつて不孝なるべからずといへり、夫婦も同じ理也、夫は夫の道を失ふとも、妻は妻の道をうしなふべからず、

能依此語和樂瑟琴如此之

り、此の如きの女は、賢徳の聲聞ゆ

女賢徳聲聞

此章にいへることく、道を盡して、夫につかへば、夫婦むつまじく、和き樂みて、琴など弾て、音樂のしらべ、よく調ひあひたるごとくに親み、中よかるべし、斯の如き女は、賢女なりといふほまれ、四方に聞傳へて、人稱美するなり、

訓男女章第八

○大抵人家皆男女あり、年已に長成せば、之を教ふる序あり、訓誨の權實に母に專なり。

訓男女章第八

此章には、男女の子供を、教へ導くことをいふなり、

大抵人家皆有男女年已長成教之有

序訓誨之權實專於母

女もあり、子を生ても、育ぬも有て、子なき女も多けれども、庶子又は養子などもありて、子の一人もなき家はまれ也、子むつぎの内にありて、ものも得いはぬ比などは、教ふべきわざなれども、三四歳にもなれば、物の詞など教へ、七歳ばかりになれば、文武うれの道を教ふる也、幼少より教へざれば、長じて後に教ふるは、勞して功すくなし、男子は父教へ、女子は母教ふべきものなれど、子は男女ども、多くは父を恐れ憚り、母になつき慕ふものなり、其上父仕官のものは、官事に

○男は書堂に入り師傳を請ひ延き、禮義を習ひ學び、詩を吟じ賦を作り師儒を尊敬し、束脩酒脯す。

ひまなく、農工商もみな、家業をつとめ、終日家に居るとまれなり、たま〜家もありても、他より來りし人に、まみへなどするにより、子に付添居る間少し、うれ故、男女ともに、教え育つるとは、**男入書堂請延師傅**

習學禮義吟詩作賦尊敬師儒束脩酒

脯。書堂とは、學問所のと也、男子は、五六歳より、孝經大學など、すこしづゝ教へ、七八歳にもなれば、篤實なる儒者を、ゑらびて、師と定め、萬事教育

のとは、師にまかせ置べし、たとへ父母學者なりとて、其子を教ふるは、宜しからず、さて其師には、父のごとく、敬ひ、たつとび、重んずることを、幼少より教ふべし、君教師の三つは、此上なき大切なるものなれば、努勞疎にせざるやうにすべし、斯ると幼少より教へざれば、成長して後は、わがまゝなると、慣習となりて中々改められぬもの也、又弟子入を初めとして、師への贈物を、手あつくし、たとへ貧き家にて、成るべき程、薄からぬやうにすべし、尤、定りし謝物の外に、時々何にても贈るべし、又師を其家に招きなどする時には、禮應手あつくし、禮儀げん重にすべし、さて其子には君父に事へ、上下の人にまじわり、あるひは冠婚喪祭

(元服、よめいり、凶事、まつり等也)などの、禮式作法を習はし、年長じては、詩文章を作りなごすると、すべて師に託し置べし。○支那にては、むかしより、選舉として、學者を試み、文章上手なれば、あげ用らるゝによりて、皆文章をはげむ也別して唐の時は、詩賦を専ら試みらるゝによりて、詩賦の工をいへども、わが國にては、貴賤とも、詩賦を作らんよりは、經書の義理を明にし、三綱五常の教を知り又わが國の國體、君臣の義、他の國と、かはれるとなど、主として教ふべき也、支那の文學をたつとぶ國にてすら、記誦詞章の學を、いやしめり、ましてわが國にて人々の行ふべき、忠孝仁義の道を、わきまへずして、詩賦文章に、妙を得たりとも何の益もなきことならずや、○萬事師に託する上は、父母の教訓は、なくても、よきごとく、思はるれども、左にあらす、師は何ほど嚴重に教へても、父母愛にたはれて、嚴ならざれば、師の教に従はずして、師はよけれども、學問成就するとなし何の道にても、師の教と、父母の勸勉など、備らざれば、益すくなき也、

○女は閨門に處り戸を出さしむるを少ふし、來と喚へば便ち來り、去と

女處閨門少令出戶喚來便來喚去便去女の子は、奥にあらしめて、中門の戸より、外へ出すこと稀な

喚へば便ち去る、稍從はざるあれは、當さに叱怒を加ふるべし。

○朝暮訓誨、各事務を勤め、地を掃ひ香を燒き、麻を紉せ苧を緝む、若し人の前にあらば、他の禮數を教へ、遞々茶湯を獻じ、從容として退歩す。

るべし、父母來れとよべは、速に來り、立よといへば、速に立去て、父母のいふまゝに従ひて、すなほなるをよしとす、もし父母のいふまゝに、從はざるとあらば、叱りこらすべし、愛におほれて、叱り懲すとなければ、驕恣なる心、朝暮日々増長して、ひどくなりて後、何ほど戒めても、聞かぬもの也、

訓誨各勤事務掃地燒香紉麻緝苧若在人前教他禮數遞獻茶湯從容退歩

女子は、むかしは、外へ出して學ばしむるとなく、女師といふものを置て、教へしめたり、支那にも、中古より後は、女師はまれなれば、猶更母の教へ、肝要なり、女子は、よき女の師なくば、母たるもの、朝夕に導き教へて、いたづらに、遊ばしめず、身を清らかにし、先祖の祭りを、たすけ、香をたき、物を供へなごすると、又毎日家の内、あるひは庭さきなど、掃除をなさしめ、麻をあわせ、苧をうみ、絲をくり、ものを織、たち縫などするを教へ、もし女の客人か、男子にても、近き親戚の人來らば、もてなしする禮節を教へ、酒食湯茶菓子など、持いで、も、行儀たしく、しづ／＼と、退き歩み、幼き女子は、父母、嫂、姉などの後に、座せしめて

○嬌癡を縦す莫かれ、他の啼怒を恐る、跳梁を縦す莫かれ、他の輕侮を恐る、歌詞を縦す莫かれ、他の淫汚を恐る、遊行を縦す莫かれ、他の惡事を恐る。

○笑ふに堪えたり今人、主たる能はず。男は書を知らず。

大人と同様に、場中へさし出ぬやうに、能々をしゆべきとなり
莫縦嬌癡恐他啼怒莫

縦跳梁恐他輕侮莫縦歌詞恐他淫汚

莫縦遊行恐他惡事
女子幼き時より、あまへることを、縦して、子いかりはら立とあるに、思

めすかして、物なご與ふれば、さのみ悲しからぬことに、啼あまへ、怒るまじきことも、いかりて、親に我心を、とらすやうになる也、又幼少より、父母の命を聽す父母に口ごたへし、わがま、なると、憤ひとなれば、成長して後、誰にも、すなほに、従ふとなく、嫁して、舅姑夫に、さかひもとる也、又童話など、云もの、多くは、淫奔なるをいひて、禮義にかはざるものなれば、幼少よりうたひ慣へば、自らいたづらものとなる也、又日々遊びあるくを縦せば、世間にてよからぬとを、見習ひて、僻事をなすもの也、かく諸の惡きと、いまだ心に萌ざる前に、戒むべし、惡きとに慣ひ、常となりて後、いか程、きび敷叱りこらすとも、益なきもの也
堪笑今人不能爲主男不知書聽其弄

す、其の齒を弄し、鬪鬪杯を貪り、謳歌舞を習ふを聽し、官府愛へず、家郷顧みざるを、女は禮を知らず、言語を強梁にし、尊卑を識らず、針指を能くせず、辱尊親に及び、父母を玷くる事あり。此の如き人は、猪を養ひ鼠を養ふ。

齒鬪鬪貪杯謳歌習舞官府不憂家郷
不顧女不知禮強梁言語不識尊卑不
能針指辱及尊親有玷父母如此之人

養猪養鼠
笑べきは、今の人、夫婦とも、家の主となり、子をうだてる法を知らず、男子には、學問をなさしめず、生れの儘に

たひたち、幼き時、口をならしなど、由なき遊びをなさしめ、少しひと、なれば、人と争ひを好み、酒を飲、酔みだれ、歌をうたひ、舞などをならひ、支那のむかしは、學校にて、正しき音楽を、たしゆるにより、禮記などに、舞をまなぶことをいへる所多し、小學にも、詠歌舞踏といふ、此事也、中古より此事廢れたれば、歌ひ舞といへば、みな小歌うたひ、俗の女舞などを、男の舞ふとぞ知るべし、放蕩にして、官につかへても、官のとをつとめず、上の法令にたがひ、罪せらるゝをも顧す父母に孝行をなし、妻子をあはれみ、養ふべきものといふとも、辨へず、一生いたづらものとなり、はては刑罪を犯して、あさましきことなるか、あるひは、家産を

やぶり、乞食非人となるより外なし、女の子は、禮節を知らず、物いひ、和柔に、すなほならず、父母にも従はず、人の貴き賤きおも、わきまへず、起居言語、一として、禮法にかなはず、織縫紡績のわざをも知ず、もとより、父母に従はざる程なれば、嫁して舅姑夫に、さからひ背くゆへ、見るほどの人、親のうだてやう、あしきと、いひて、父母にまで、恥をかゝするものなり、此等のと、みな親の子の幼少の時より、教へ戒めざればなり、かゝる親は、子をうだつるばかりにて、猪鼠など、かひ置と、同様に、心得たるもの也、子もちたらん人は、深く恐れいましむべきとなり、

營家章第九

營家とは、家事を心がけることにて、妻夫の家を治め、財寶その外、もろくの物を貯へて、夫の用のかげぬやうに、なすべきをいへり、

○家を營むの女は、惟れ儉に惟れ勤む、勤むれば則ち家起り、懶れば則ち家傾む。儉なれば則ち家富み、奢れば則ち家貧し。

營家之女、惟儉惟勤、勤則家起、懶則家傾、儉則家富、奢則家貧。

人の妻となりて、家をたもつ女は、儉約すると、怠らず勤むるとの二つを、肝要とする也、儉約するのみにて、勤めざれば、儉約の功見へず又儉約せずして、勤むるのみにては、身を勞するばかりにて、益なきもの也、故に二つのもの、相須て用をなす也、勤むれば、家さかんになり、怠れば、家衰へ、儉約すれば、貧き家にも富、奢れば、もと富たる家にも、やがて貧くなること、影響のごときは、自然の理なり、

○凡る女子と爲つては、因循すべからず。一生の計は、惟れ勤にあり。一年の計は、惟れ春にあり。一日の計は、惟れ寅にあり。

惟在於勤、一年之計、惟在於春、一日之計、惟在於寅。

妻たるものは、すべきことを怠り、段々ことあとへ延すべからず、一生安樂に、過さんと、思はゞ、勤はげむをよしとす、一年の内を、安樂に、すごさんと、思はゞ、春の間より、心をつけて、行どやくやうにせざれば、成がたし、一日を安樂に過さんとおもはゞ、あさ未明より起出、夫々のつとめを、なさざれば、ならぬものぞといふとなり

撮除邐邐、潔靜幽清、眼前爽利、家宅光明。

○箕を奉げ箒を擁し、灰塵を灑掃し、邐邐を撮除し、潔靜幽清し、眼前爽利、家宅光明なり

穢汚門庭を玷ぐあらしむる莫かれ。

明莫教穢汚有玷門庭

毎日早朝に、箕をどり、掃をもち、塵ほこりを掃除し、むさく

○田を耕やし種を下し、辛勤を怨む

汚はしからぬやうにし、取亂し、ちらけたる物を、よく取たさめ、見渡す所清らかに、家の内、光りかやくやうに、なし置ば、人見ても、妻のよく家を治むるを

耕田下種莫怨辛勤炊羹造

○飯を造り、饋送頻に、運糧工程を悞るあらしむる莫かれ。

を知りて、敬ふ也、女は掃除をつかさどるものゆる、婦といふ字は、女へんに、帯どかく也、掃除に怠れば、妻の道を失ふて、家の恥辱となる也、貴き人は召仕ふ女にいひ付て、怠らず、掃除なきしむべし、

飯饋送頻頻莫教遲慢有悞工程 農民の妻のよをいへり、農民は、夫田をたがへし、種をまく時分に、妻苦勞して、勤めをなすを、怨みと思ふとなく、羹をつくり、飯を煮て、度々持はこび、飯の時の後れぬやうにすべし、農民は、力を勞するもの故、常の人とかはり、數度食するものにて、其數度の食、さだまりたる時より、後れては、倦みつかるゝによりて、毎日定まりし程の力業なし難く、自ら怠りがちに、なるものなれば、其時々より、すこしはやき程に、怠なく送るべし、夫を大切にせぬ妻は、よしなき戯れをなし、又

○糠を積み屑を聚め、孳性を頤養し

は無用の人と話談し、強て用もなきに、他の家に行なごして、夫の食物を送るにも怠たる多し、是等大きに悪きと知るべし、○農民の妻にかぎらず、夫は何人

積糠聚屑

○呼び歸し放ち去り

にても、妻の内にて、助けとなるに、あらざれば、夫外をつとむると成がたし、夫々身分に應じたるを、勤むべし、

頤養孳性呼歸放去檢點搜尋莫教失

○夫錢米あれば、收拾經營し。夫酒

落擾亂四隣 支那にては、貴きも、いやしきも、鳥獸を畜置て、先祖の祭にるなへ、日用の食物とし、客人のもてなしにする也、生物をかふには、糠米屑などを、多く貯へ置て、日々鳥獸にあたへ、多少の不同なく、日々同程あたふれば、鳥獸こえて、健になる也、朝は、ごやより出し

○物あれば、存積留

有酒物存積留停迎賓待客不可偷侵

○大富は命に由り、小富は勤に由る、禾麻菽麥、棧を成し、困を成し、油鹽椒豉、糞麩に糝ひ盛り、猪雞鵝鴨、隊を成し、群を成し、四時八節、營營を免かれ得ん、酒漿食饌、各々餘盈あり、夫婦福を享け、懽笑欣欣たらん。

夫の金銀錢、あるひは米五穀のるい、何にても、餘りある時、猥りにつかひ費さずして、貯へ置、よく納めて、ぬす人に、奪はれぬやうにすべし、又酒肴など、多くあるをも、ほどよく貯へ、舅姑夫の用となし、又は客人の來りし時の、もてなしとなし、聊かにてもわが物となし、隠したくはへ置となし、ゆめくなすべからず

大富由命。小富由勤。禾麻菽麥。成棧。成隊。困。油鹽椒豉。盜糞糶。盛猪雞鵝鴨。成隊。成群。四時八節。免得營營。酒漿食饌。各有餘盈。夫婦享福。懽笑欣欣。

大富とは、數千萬金の財寶、數千萬石の米穀を、たくはへ、ゆたかに、世をおくるには、天命にして、中々願ふて得らるゝとにあらす、又小富とは、僅の家の内の人々、衣食に事かかず、暮すほどのとなり、是程のとは、妻のつとめて儉約し怠らねば、なることなり、農民の家ならば、米麻豆麥などを、あつめて、大小の倉に積貯へ、よく倉に鎖をして、散すたらざらん。

るやうに心がけ、又餘り貯へ過て、蠶の生せざるやうにすべし、酒酢醬油など、みな膏か樽やうの物に納めて、風雨などにあたり、味のかはらぬやうにすべし、雞猪鵝鴨などの、家にかひ置たるものあらば、餌をあたへ、怠りなくかひ置、子を多くうむやうにうだて、彼前にいへる八節日などに、酒をなし、或は客の來りし時、何にても、用ゆれば、俄にうらたへて、方々をさがし、買求るの煩ひなく、何事も調ふ也、かく常々より心をかけて、調へ置ば、家を出ずして事足り、家の内、みな歡び笑ふて樂むといふ也、○支那にては、海少きゆへ、海魚はまれにして、鳥獸の肉も、むかしは、商ふ家、いとまれなれば、家にかひ置しては、急の間にあひ難きにより、必鳥獸をかひ置と也、わが國にては、魚鳥など、賣る家も多く且飼物をすれば、其養ひに、心づかひ多く、養馴れて殺すも、あはれなるものなれば強ち飼すとも、可なるべし、

待客章第十

此章には、男子の客を、もてなすをいふ也、

大抵人家。皆有賓主。滾滌壺瓶。抹光卓。

待客章第十 ○大抵人家、皆賓主あり、壺瓶を滾滌し、卓子を抹光

す、人の来るに準備し、湯を點じ水を遞し、堂後に退き立つて、夫の言語を聴け。

○細語商量し、雞を殺し黍を爲くり五味調和し、菜蔬齊楚、茶酒清香、門戸に光あり。

子準備人來點湯遞水退立堂後聽夫

言語 大抵人の家には、多き少きは、ひとしからねど、客の來らざること、なきものなれば、客に出す器のよい、よく洗ひ清くし、光り輝ぐやうに

し、何時客來るとあるとも、うろたへざるやうに、用意し、常々湯をわかし置、客人來らば、速に茶をいだし、さて客の通り居る、座敷近き所に居て、夫のあしらふ様子を聞、夫の下知をうけて、酒飯など調へて、もてなす也、是は初めて來りし客のこをいふなり、もし度々來る客にて、來るたび毎に、何にても響應なす客ならば夫の下知を待に 細語商量殺雞爲黍五味調和及ばざる也、

菜蔬齊楚茶酒清香有光門戸

をいへば、客に聞へ、無禮なるによりて、細語て夫にむかひ、何にても、響應の仕やうを、問ひ置、下婢などにいひ付るにも、さゝやきて、何にても、貯へあるものを料理し、飯をかしぎ、酒肴をどこのへ、其醬をろろへ菜蔬など、切目も清らかにどこのへ、むさからぬやうにし、茶も香味のよきを出し、酒も味よきを、ほごよく

○紅日由に含み、晩に留めて居住せば、燭を點じ燈を撃げ、坐具を安排し、枕席紗厨、簾を鋪き被を疊ね、欽敬相承け、温涼趣を得、次曉相看て、客如し辭し去れば、別酒慇懃にし、十分に意を留めば、夫家を能くするを喜び、客事を曉ると稱す。

含山晩留居住點燭擊燈安排坐具枕

席紗厨鋪氈疊被欽敬相承温涼得趣

次曉相看客如辭去別酒慇懃十分留

意夫喜能家客稱曉事

温めて出だすべし、もろくの器ものまでも、磨き立て、清らかなれば、客りの萬事、よく行ときたるをほめて、夫の家の面目となるなり、 客來りて、未だ歸らぬ内に、日遠ければ、家に歸ること、成がたきゆへ、懇にとめ置て、わが家に返しむべし、客をこむむるには、其寢所となすべき所を、きよらかに掃除し、敷物を鋪、夜具の類を出し、ならべ蚊帳まくらなど、よく取揃へて、足らぬものなきやうにし、冬ならば火闇火爐などに、火を多くいれ、温にし、夏ならば、夜具なども、薄きを出して、涼しきやうにし、客の安らかに眠るやうに、心を付べし、さて明る朝、客をき出、歸らんとせば、又酒食をどこのへて響應し、懇にとやめて、十分に心をつくし、禮

○學ぶ莫かれ他人の家務を持たず、客來るに湯無く、慌忙措を失ひ、夫苦し人を留むれば妻噴怒を懷き、筋ありて匙なく、鹽あつて醋なし、男を打ち女を罵しり争ひ啜り争ひ嘔ふ夫慚惶を受け、客羞懼を懷くを。

節をかざれば、夫は妻のよく家を治めて、客に禮をつくすを喜び、客は妻のよく禮を知り、事をわきまへたるを、ほむるなり、**莫學他人不持家務。客來無湯。慌忙失措。夫若留人。妻懷噴怒。有筋無匙。有鹽無醋。打男罵女。争啜争嘔。夫受慚惶。客懷羞懼。**禮義を辨へざる婦人は、つねに家の務をなさず、客の來るとあれば、うろたへ騒ぎて、湯も火もなく、俄にもてなすを得ず、夫もし客を留めて、もてなさんどすれば、妻怒り恨みて、たとひ酒飯など、出すことも、心よりするにあらざれば、何事も行どかぬがちにして、膳碗はし匙など、取揃へず、あひしほも足らず、ふつかなる形状なり、斯客をもてなし置たる間にも、何の憚る所もなく、男女の子供を、叱り罵り、あるひは打たき、自ら飲食を食り、客に近き所にて、口音たかく飲食し、すべて物いひ、さがなくいひ散し。聞にも聞れぬ事共、客の耳にあれば、夫は客に對して、面目なく、羞れられをなし、客はもてなされながら、客をあしら

○客門に到るあつて、人戸に在るなければ、須らく家童を遣はし其の來處を問ふべし。客若し慇懃に即ち名字を通せば、當さに見るべきは則ち見、見ざるは即ち避く、茶湯を敬待し、禮數を缺く莫かれ。其の姓名を記し、其の事務を詢ひ、夫の歸へるを等ち得て、即ち當さに説き訴ふべし。後人に奉勸す切に規度に依れ。

ふべき禮を、せざるにより、侮られ恥かしめを受たると、慙うらむの心あるもの也。妻、客の扱ひをせざるより、夫も客も、恥をうけて、淺ましきと也、かゝる体なれば、親戚朋友も、うとくなりて、夫の**有客到門。無人在戸。須遣家童。問其來處。客若慇懃。即通名字。當見則見。不見則避。敬待茶湯。莫缺禮數。記其姓名。詢其事務。等得夫歸。即當說訴。奉勸後人。切依規度。**とあらば、奴婢を出して、其名を問ひ、いかなる用と、いふとを、問置べし、來りし人、女なるか、男子にても、親戚か、至つて親しき朋友など、つねに見ゆる客ならば、與へ通らしめ、自らあひて、用のとを問置べし、又疎遠にして、常にあはぬ人ならば、自ら逢ずして、人を出し茶菓子などすゝめ、飯の時にならば、飯をもて

なすべし、夫の家にあらざる時は、近き親戚の外は、男子の客に、酒をもてなすは宜しからず、さて夫の歸りし後、かの來りし人の名と、しかくの用事なりと、いふことを、詳に夫に聞せ、誤りなきやふ、心をつくべし、後世の人につけて、かならず上にいへることくにせよとなり、

和柔章第十一

○家に處るの法、婦女須らく能く和を以て貴と爲し孝順を尊と爲すべし。翁姑嘖責せば、曾するも曾せざるが如くし、上房下戸、子姪宜しく親しむべし、是非唱ふるを休め、

和柔章第十一

此章には、婦人やわらぎ順ふを、よしとするをいへり、

處家之法。婦女須能以和爲貴。孝順爲尊。翁姑嘖責。曾如不曾。上房下戸。子姪宜親。是非休唱。長短休說。從來家醜。不可外聞。

前にもいへることく、女は柔なるを道とし、家に居て、内を治むるものなれば、物ごと、人と争ひ作はざるをよしとす、舅姑につかふるも、この道をもつてする也、わが身に過失なきに、舅姑怒責らるゝとて、心にかげず、女誠に、曲從といへる如く、理に違へるにも、一旦は

長短説くを休め、從來の家醜、外に聞えしむべからず

○東隣西舍、禮數周全、往來動問、欸曲盤旋し、一茶一水、笑語忻然、當さに説くべきは、則ち説き、當さに行くべきは、則ち行き、間是非、我門に入らず。

從ふべし、夫の姪男姪女など、目下にあたる者は、憐み愛して、子も同様にするべし、又夫の近き親戚の内、よからぬ人有てても、其よしあしを、いひふらすと、宜しからず、たとへ夫等に、あしき行ひあるにもせよ、夫の親戚は、わが親戚よりも、親き義あれば、此等の悪きことを、人にいひはやさんは、わが身の耻なれば、一切に包みかくし、又からき目に、あふと有てても、是わが身の不運ゆゑなりと、思ひ明むべし、かく心にさへ、收めぬれば、いかなる不慈の舅姑にても、よく事へらるべし

東鄰西舍。禮數周全。往來動問。欸曲盤旋。一茶一水。笑語忻然。當說則說。當行則行。間是非不入我門。

○學ぶ莫かれ愚婦の根源を問はず、穢言汚語、尊賢に觸れ突くを。女子に奉勸す、後を量り前を思へ。

所へ行ず、斯行通ふ家の、人の是非を、一切にいふなきを、よしとす、よきことはいひ傳へて、人の勸となること、あれども、人を猥りにほむれば、餘の人を、譏るにあたることあれば、いはぬをよしとす、況んや、あしきことをや、人に傳へて、我人の禍となること多し、されば、是非とも、一切いはぬを可とす、但し惡事も重大にてすて置て、大なる禍となす。莫學愚婦不問根源穢言

汚語觸突尊賢奉勸女子量後思前

かに、さがなき女は、人のことを、聞くとを好み、一度人のいゝたるを聞、其虚實をも辨へず、其事の本をも尋ね問はず、只管に信じ、ものしり顔に、いひ散し、貴き方々又世に尊び、賢人といはるゝ人をも憚らず、又舅姑夫などの、近き親戚、又は隣などの事を、多くの人の中にて、事々しく、いひ罵れば、親しき中にて、離れなくとなり、後には身の禍となること多し、女子に勸むらくは、何事も、前後を思ひはかり、言語を慎めば、禍に至るゝなし、

守節章第十二

○古來賢婦、九烈三貞、名青史に標はれ、傳へて而今に到る、後生宜ろしく學ぶべし、亦た行ひ難きに匪らず。

○第一は節を守る第二は清貞。女室に在るあれば、閨庭を出づる莫かれ

守節章第十二

この章には、女の操をまもるゝをいふ、

古來賢婦九烈三貞名標青史傳到而今後生宜學亦匪難行

九烈三貞のとは、序に見えたりいにしへ、聖人の徳おはせし後たち、又賢女烈女、みな人に勝れたる徳ありて、よき名、古き記録に残り、いく干百年の今まで、世に聞へ傳はりて、人盡くほむると、豈よからざらんや、後の世の女子、宜く効ひ象りて、勉め行ふべし、只心を專にして、行ひなば、左のみ及び難きとにあらず、今の人は、男女とも、むかしの聖賢などは、鬼神が、形にてもかはりしものゝ如く思ひ、とても及び難しとする故、善にすゝむとまれなり、聖賢とて、別にかはりしものにあらず、日々善を勉めて怠らず、いさゝかの私もなくば、たとへ聖人となり得ずとも、賢女とならんとは、左のみなし難きとに、あらざるべし、

第一守節第二清貞有女在室莫出閨庭有客在戶莫

客戸に在るあれば、露聲を露はす莫かれ。

露聲

女子の道は、節を守るを、第一とす、節とは、貞女の操を守るをいふ、清貞といふも、心清く貞しきとて、相似たるなれども、第一第二と分ていへば、節とは、大節にて、清貞とは、常々の事に、心清く貞しきと也、大節は、女の行ひにて、至極肝要なることにて、二人の夫に、嫁せざることなり、たとへば、夫の家貧く、餓凍ほどの苦みあるか、又夫我につらくして非理のことに、さまざま責さるなまるゝか、夫放蕩にして、酒色にたぼれ、淫佚の行ひ多きとありても、妻より夫をすつる心なく、幸うすくして、はやく夫に後れ或は夫に棄らるゝと有ても、再び嫁せず、此等は、平生のとなり、亂世にあひて敵の手に捕はれ、或は治世にても、位高く、勢ある人に、戀慕せられなごして、其意に随へば、富貴を得、其身のみならず、親戚まで、富さかへ、従はざれば、殺さるゝか、殺されずとも、一生憂ひにしむ如きの時に、至りては、淫亂不貞の女にあらざれども、大抵眼前の利害にまよひて、操を失ふもの多し、かゝる時にも、命を輕んじ、操を守る者にあらざれば、まことの人のいひ難し、是何より大切なる事なれば、第一節を守るといふ、第二清貞といふは、常々志清らかにして貪る心なく、かりにも、邪の行ひなく、清く貞しきをいふ、女は内のみありて、表に出るとなきやうにすべし、近き所に、男の客ある時は、女はみな聲を低くし、物音な

○私語を談せず、淫音を聴かず、黄昏來往せば、燭を乗り燈を掌ぐ、暗中に入出入するは、女子の經に非らず、一行失ふあれば、百行成るなし。

くして、客に聞へぬやうにすべし、是女の禮を正しくし、人の疑ひに遠ざかり、禍を未だ生せぬ前に防ぐ爲なり、**不談私語**

不聽淫音、黄昏來往、秉燭掌燈、暗中出入、非女之經、一行有失、百行無成。

り、男子には、もとより、女子にむかふても、僻言をいはず、又小うた淨瑠璃など、いふごときものは、淫奔ごを、いひのべて、詞猥褻ければ、かゝる物をきけば

自ら心蕩されて、思ひの外なると、出来るものゆへ、かゝる物音を聴かず、又夕暮より後は、家の内を行にも、燈をもち行て、燈なければ、行べからず、闇き所を、行かよへば、たとひ其身邪なる心なくとも、人目に見ぬとなれば、奸淫竊盜などなすやらんと、人の疑ひを受るとあり、又讒言など、たくむ人あらば、斯かる折を幸とし、根なきとなど、つくり出し、さまざま禍となることあり、女は一の貞しき操を、まもらざれば、百のよきとありても、禽獸にひとしく、卑められて、人倫の重きを、亂るなれば、重くつゝしむべし、たとへ其身實に非禮の行ひを、なさずといへども、かりにも、疑はしきとありて、人にいひ出ださるゝことあれば、至き

○夫妻結髮、義重千金。若不幸にして、中路先づ傾くあらば、三年の重服、志を守り心を堅ふし、家を保ち業を持ち、墳塋を整頓し、殷勤に後を訓へば、存没光榮の。

行ひの女と、いひ難ければ、**夫妻結髮。義重千金。若有小事。雖、忽にすべからず。**

不幸中路先傾。三年重服。守志堅心。保家持業。整頓墳塋。殷勤訓後。存没光榮。

和漢ともに、むかしの女子は、みな髪をさげわろし、嫁する方、定まりて後に、笄さして、髪をむすび上、まげとなすなり、其故に、夫妻結髮といふ、かく髪を結びて、夫婦となるは、外に譬ふるものなき、重きものにて、夫の恩は、海よりも深く山よりも高く、義は天地と共に、大にして、中々いく千萬の黄金よりも重き也、もし幸うすくして、夫はやく失たる時は、三年の喪を、支那にては、父母夫は、三年の喪なり、我國にては、一年なり、つとめ、父母の喪と、かはりなく、つとむる也、年月を重ねて、添居たる夫は、云までもなく、昨夜嫁して、今朝夫うせたりとも、是わが身の運つたなきと、思ひあきらめて、異心なく、操をまもり、父母兄弟など、いかほど切に再嫁をすゝむるも、ゆめ／＼従ふとなく、夫のありし時とかわらず、家業をつとめ、夫の葬り、懇にして、墓を清らかにし、時節の祭り、怠

○此篇論語、内範の儀型なり、後人の此に依らば、女徳昭明ならん、幼年切に記し、朦朧すべからず、若し此の言に依らば、福を享くる窮まりなし。

りなく、夫の墓のみならず、先祖の墓いづれも、疎略にせず、舅姑によく事ふることは、いふ迄もなく、夫の尊属の親戚には、敬ひつかへ、卑属のものは、いとをしみ愛し、わが生たる子は、もとより、前腹の子、妾腹にてもあらば、男子には、夫々の家業をなさしめ、仕官しては、忠義を盡し、父母先祖の名を、はづかしめざるやうに教へ、農工商にても、みな父の業をつぎ、孝悌忠信の行ひを、つとむるを教へ女子は女の禮義を教へ、よき婿を、えらんで、嫁せしめ、男子なければ、女子に婿をむかへ、家を繼しめ、又男女の子、一人もなくば、夫の近き親戚か、本家同家などの子を、養ふべし、かゝるとは生残りたるもの、勉むべき職分にて、よく其道を盡し得ば、先だち失たる夫も、思ひ残すとなく、黄泉にありても、限りなく、此篇く嬉しと、思ふべく、其身も、行すへ心安くして、いとめでたかるべし、

論語内範儀型後人依此女徳昭明幼年切記不可朦朧若依此言享福無窮

こゝは、此書の終なれば、この書の大意をいふなり、わが作れる、此女論語は、實に女たる人の教にして、法則となすべきなり、世の女子、この書をよみ、その教に

したがはや、父母舅姑夫につかへ、子を養ふ道を知りて、女の徳、昭明なるべし、女子は幼少より、よく此書をよみ明め、臆氣なるとなく、(たぼろげとは春の夜の月の薄くもりたるごとく、物はきと見えわがち難きを、いふなり)辨へ知り、心にしめて、行ひなば、孝女賢婦となり、あるひは義姑慈母とならんこと、疑ひなく、生涯よき譽ありて、福をうくると、かぎりなかるべしと也、

女論語終

和解女四書卷之二論語終

女孝經を進むるの表

○唐の朝散郎陳邈の妻鄭氏上る。

○妾聞く天地の性剛柔を貴ぶ。

○夫婦の道、禮義を重んず。

○仁義禮智信は、是を五常と謂ふ。

進女孝經表

表とは、天子に奉る文の名なり、

唐朝散郎陳邈妻鄭氏上

唐は國の名、漢士の李氏天下をたもちたる世の名

なり、朝散郎は、位階の名なり、陳は氏、邈は名、その妻は鄭氏なり、鄭氏此書を作り、時の帝に奉り、此表に、書を作れるよしをいへり、妾聞

天地之性貴剛柔

妾は女の賤しき者の稱する詞、鄭氏自らわが事をいへり、天子に對しては、男子

は皆臣といひ、婦人は皆妾といふ、剛は陽をいひ、柔は陰をいふ、夫婦の道に、もる、事なし、人の夫婦たる者、なれ親む

道重禮義焉

鳥獸はもとより、蟲魚などの微細なる物も、雄雌交り

て子を産むるはなければ、夫婦の道に、もる、事なし、人の夫婦たる者、なれ親むのみならば、禽獸蟲魚に異ならざる故、夫婦の間は、ことさらに、禮義を重んずるなり

仁義禮智信者是謂五常五常之教其

五常の教、其の來る遠し矣。總べて而して主と爲るは實に孝に存する乎

○夫れ孝は鬼神を感じ。

○天地を動かし。

來遠矣總而爲主實存孝乎

仁は愛し慈む心、義は物の宜きを知ると

禮は尊卑貴賤を別ち、智は物の理を辨へ、信はまことある事なり、仁義禮智、いづれも、一字づつは、いと古へより言ひ來れども、孟子に至りて、あつめて、仁義禮智といふ、漢儒に至り、信をくわへて、五常といふ、五常の教、と多けれど、第一の肝要とする所は、孝にあり、

鬼神

鬼は死したる人の靈魂をいふ、俗にいふ鬼のことにあらず、神はもろゝの神なり、孝行をなす人は、鬼神をかんじて、たすけを得る事、

夫孝者感

宋の張二娘といふ女は、姑重病を憂ひ、危きを哀み、神に祈り、わが身死して、姑の命に代らんと乞しが、夢に老婆の告るには、姑の病は、人の肝を煮て、進めなば、愈ゆべし、二娘自ら胸をさき、肝を出しければ、暫くは息たへしかども、やがて蘇り、肝を煮て、姑にすゝめしかば、姑の病愈へて、その身も恙なかりけるは、鬼神かんじて、**動天地**なり、鬼神を感せしむる事と、同理助けさいわいせし者なり、
氏の寡婦あり、年若くして、姑を養ひ、孝を盡しける、姑も婦の若きを憐れみ再嫁せよと、勸むれども、聞かず、姑思ふには、われ老て世に用なきもの、永く生

○精神至貫、達せざる所なし。

精神至貫無所不達

精神とは、誠のいたれるをいふ、孝行は、善行の第一にして、誠の至極

て、婦に苦勞なさしむるとの哀れさよ、我なくば、婦は再嫁して、世を安く送るべしと、老の心に、思ひ迫り、自害したり、姑の娘、他に嫁したるが、姑の家の財寶田宅などを、一人して取んとたくみ、彼の婦、わが母を殺せしと、官に訴へければ、時の大守、強て罪を糺さず、婦を死罪になしけるが、其後三年の間、東海の地、大旱魃しける、後の大守來りて、其冤なるを知り、婦の墓を祭り、前の大守の過を謝しければ、雨ふりける、又宋氏の娘、其母楊氏と二人して、人を殺せるよし、誣て官に告るものあり、二人とも、囚られ、さまざま拷問せられしかども、もとより知らぬとなれば、いふべきことなく、女あまりに強く責られ、息たへんとする時、我死なば、母の罪なきとを、天に訴ふべしと、いひ終り、死しけるが、うれしき、三日の間、大地震して止まず、屋瓦おち、人家も傾くばかりにて、時ならぬ雪さへ降りければ、人皆怪しみける、所の大守李邦寧といふ人、大に驚き、定めて罪なくして、殺されたるもの、あるなるべしと思ひ、衣冠を正して、天に祈りければ、夢に實に人を殺せし者の姓名を、告る者ありて、楊氏罪なき事を、明かに知り則ゆるされ、獄を出けり、又漢の姜詩夫婦、至孝にして、泉わき魚踊たる事あり

○蓋し以みれば夫
婦の道は、人倫の
始め、其の得失を
考ふるに、細務に
あらざる也。

○易に乾坤を著は
す、則ち陰陽の制
別あり。

○禮に羔雁を標す
則ち伉儷の事實に
陳す。

○妾毎に先聖の垂
言を覽、前賢の行

なれば、上は天を極め、下は地に至り
四方の隅々まで、貫き通らざるをなし
蓋以夫婦之道人倫

之始考其得失非細務也
男女夫婦となり、子を生む
により、父子の道あり、其

生るゝ子に前後あるによりて、兄弟の道あれば、夫婦を人倫の始とするなり、夫婦
の禮義正しければ、万福のもととなり、正しからざれば、百禍の本となり、其得も
失ふも重大の事にして、
易著乾坤則陰陽之制有

別
周易に乾の卦坤の卦を首とし、乾は陽にして男なり、坤は陰にして女なり、
乾坤の二卦相交りて、生む所の子、震坎艮を男とし、巽離兌を女とす、以上

八卦、万物の理を盡すなれば、天地間の道
禮標羔雁則伉儷

之事實陳
夫婦を伉儷といふとは、左傳に見へたり、禮の道は、とさ
らに、婚姻を重んじ、夫婦の道を大事とせり、羔雁の事は

對に用ひて、強て義なし、本注に詳
に記るし、事長きにより畧す、
妾毎覽先聖垂言觀

事を觀る、未だ嘗
て躬を撫して三復
し歎息之れを久し
うせずんばあらず
○緬かに餘芳を想
ひ遺蹤躡ぐべきを
欲す。
○妾が姪女特に天
恩を蒙り、策せ
られて永王の妃と
爲れり。
○少きより閨闈に
長するを以て、未
だ詩禮を閑はず。

前賢行事未嘗不撫躬三復歎息久之

妾つねに經書をよみ、聖人の教を見、又歴史を讀て、昔の賢人の行などを見、深く
感心し、躬をなでて三度まで復し讀んで、後の人の及び難きを、歎息せざるをなし

欲緬想餘芳遺蹤可躡
餘芳とは、聖賢などの譽あるを
芳といふ、かうばしきにほひに

妾姪女特
たとへたり、妾昔の聖賢の行ひをしたひ、其名譽の香ばしき
を想像て、其行ひのあとに従ひて、行ひ見まくおもふなり、

蒙天恩策爲永王妃
永王名は璿、玄宗の第十六の皇子な
り、策は天子の詔を書たる書なり

支那にて、皇子の妃などを立てるには、天子より策文を賜はるなり、妾が
姪、ことさら天子の御恩を受、策を賜はりて、永王の妃となりしとなり
以少

長閨闈未閑詩禮
閨闈とは、奥深きところをいふ、詩禮は、
論語に詩を學び禮を學ぶの語に依れども、

實は經書の事をいふ、あながち詩禮に限らざるなり、妾が姪わかきより、永王の妃
となり、永王の宮中にて成長したれば、何の學文をなしたるともなしとなり、支那

○經誥に至つては事に觸れて墻に面せり、夙夜憂惶し戰懼交々集まる。

○今戒むるに婦たるの道を以てし、申ぬるに執中の禮を以てす。

○並に經史の正義を述べて、復た浮詞を載することなし。

○總べて一十八章各篇目を爲し、

漢以來、高貴の人の婚姻は、至てはやく、女子は十五才以下、此姪も定て幼年にて、妃と成りしなるべし、

至于經誥

觸事面墻夙夜憂惶戰懼交集

上にいへる如く、學問した

るとなければ、何も見知りたる事なく、もし經書などの語を見ても、面に墻せし如くして、貴き位にある道をしらざれば、朝夕に憂ひおそれ、過失あらんかと思ひて戰ひたのゝ如く、終に **今戒以爲婦之道申以執**

申之禮

申を執とは、申などを執る事にて、夫沐浴すれば、妻妾巾を執て洗ひふきなどするにより、人の妻妾となることを巾櫛をさる

並述

といひて、夫に事ふる禮のよなり、今此書を作りて、姪を戒むるに、人の妻たる道を以てし、申ぬるに夫に事ふるの禮を以てすとすなり、

經史正義無復載乎浮詞

此書は、經書歴史の正しく教となるべき語のみを書き集めて、用なき詞

總一十八章各爲篇目名曰

名づけて女孝經と曰ふ。

○上は皇后に至り下は庶人に及ぶまで、孝を行ふて而して名を成さる者、未だ之れあらざる也。

○妾敢て自ら專にせず、因つて曹大家を以て主と爲す。

女孝經 すべて十八章となし、后妃章、夫人章と、章ごとに名をつけ、書物の總名を、女孝經といふなり、孝經は、古文と今文と二本ありて、古文は二十二章、今文は十八章なり、**上至皇后下及庶人** 不行孝而成名者未之有也 此書に、后妃章、庶子の后より、下は庶人商人の妻に至るまでの、孝行をのべたり、后と庶人とは、其位は天地のへだ、れる如きはありあれども、何れも孝を行ふて美譽を得ざるものはなし

妾不敢自專因以曹大家爲主

大家とは、老

たる婦人を尊びていふ辭なり、曹大家、姓は班氏、名は昭、後漢の世の人、班彪のむすめ、曹世叔の妻なり、博學にして、文章をよくせり、兄班固前漢書を作り、未だ成らざるに、失ければ、班昭續なして、全き書とす、夫世叔はやく失けるが、操を守りて、再び嫁せず、時の天子和帝、班昭が才徳あるを稱し、度々宮中にめされける、和帝の後、鄧皇后、學問を好み玉ひしにより、后をはじめ宮人たち、皆師としつかへけるが、班昭を尊びて、號を曹大家と賜はり、和帝はやく失せたまひ、

○岩石に藏むるに
足らずと雖も、亦
た以て少しく閨庭
を補ふべし。

○輒ち量を揆らず
敢て茲に聞達す。
○輕しく屏辰に
觸れ、伏して罪戾
を待つ。

○妾鄭氏、誠惶誠
恐、死罪死罪、謹
むで言ふす。

傷帝幼くをわしければ、鄧皇后政事を聞玉ひ、決し難き事あれば、曹大家に問玉へり、女戒七篇を作り、年七十餘にして失ける、妾専らにわが云たる事をのせず、曹大家の教を主とし、**雖不足藏岩石亦可以少補**て、つくれりとなり

閨庭。ひかしの人、書物を貴び重んずれば、金の匱に納め、山の岩をうがち石室となし、入れ置き、火災の憂を防ぎたり、閨庭とは、前の、閨闈

と同じ、妻の居る所をいふ、俗に妻を内室内房など云も、皆居所の事なり、此書岩石に納め、貴び重んじ、後の世に傳ふるに足らざれども、世の妻たる者、此教に

よらば、少しは行の爲に、**輒不揆量敢茲聞達**。此書よしなき物なるを自ら其ほどを知らずして、狼に上に**輕觸屏辰伏待罪戾**奉り、天子の御聞に達するとなり

屏辰とは、天子の御座の後にある屏風の如きものなり、輕々しく天子へ奏聞をなしかるよしなき物を、天子の御覽にうなへたりとて、上より罪せられん事測り難ければ、恐れて罪**妾鄭氏誠惶誠恐死罪死罪謹**を待といふなり

言。死罪といふは、重き罪を犯せしといふ事なり、妾鄭氏誠に恐れて、重き罪をおかし、謹みて言すとなり、表文の終りには、必ず此詞あり、是例なり

孝經序終

女孝經

開宗明義章第一

○曹大家問居し、諸女侍坐せり。○大家の曰く、昔者聖帝二女孝道あり、媯汭に降り、卑讓恭儉にして

和解女四書卷之三

女孝經

唐陳邈妻鄭氏著

日本若江秋蘭和解

同 安達清風校訂

開宗明義章第一

曹大家問居諸女侍坐

○大家の曰く、昔者聖帝二女孝道あり、媯汭に降り、卑讓恭儉にして

婦道を盡さんと思ひ、賢明多智にして、人の難を免る汝之を聞けりや。

○諸女位を退ひて而して辭して曰く女子愚昧にして、未だ嘗て大人に接はらず、餘論曷ぞ以て之を聞くを得ん。

○大家の曰く、夫

道賢明多智免人之難汝聞之乎

大家いへるは、ひ

かしは唐堯といへる聖人の帝に、娥皇女英といふ二人の御女あり、孝心ふかく、父帝の命をうけて、今まで農民なりし、舜の妻となり玉ひて、少も充り辱る心なく身をいやしめ、人に譲り、恭しく儉約を守るの徳あり、舜の父母は、たろかに道理を知らざる人にて、母はとに繼母にて、弟の象を愛し、舜を惡み、父母弟はかりて舜を殺さんとせられしと、度々なりしを、娥皇女英さまにたすけて、其難を免れしめ、舜つひに堯の禪りをうけ、天子となり玉ひしは、二女の力なり汝等かゝる事を、聞知れるやと問ひしなり、婿は舜の居玉ふ所の、婿に嫁せしといふことなり

諸女退位而辭曰

女子愚昧未嘗接大人餘論曷以得聞

之。大人とは、男女ともに學徳ありて尊ぶべき人をいふ、位を退くとは、今まで居たりし所を、退きさるなり、師弟子に問ふ事あれば、弟子其所を退き答ふるが禮なり、○諸の女、答へて、妾は愚なるものにて學徳ある人を、友とし交りたる事なければ、かゝる事は聞き及び侍らすことなり、

大家

曰夫學以聚之問以辨之

博く學問して、聖賢の言語をあつめ見て、其内に

多聞闕疑

多く古人今人の言語を聞いて、其内たしかに斯と辨へず、疑

可以爲人之宗矣汝能聽其言

行其事吾爲汝陳之

上にいへる如くならば、人に宗とし尊び重んぜらるべし、汝等よく吾い

夫孝者廣天地

孝の道は、至つて廣大

厚人倫

父母舅姑に、孝養を盡し、夫動

鬼神

禽獸は、物知る事なし

鬼神 前の表の文中に見へし、鬼神 禽獸は、物知る事なしを感せしむると、同じ事なり 禽獸は、物知る事なしは感するなり、○晋の楊豊と云農民あり、其女を楊香といふ、年十四才の時、父楊香を伴ひ、田に行、耕作なし居たるに、虎來りて、父をかまんとしけるが、楊香

れ學以て之を聚め問以て之を辨へ。○多く聞て疑を闕く。○以て人の宗と爲るべし矣。汝能く其の言を聽き、其の事を行へ、吾れ汝の爲に之を陳べん。○夫れ孝は天地に廣く、人倫に厚く。○鬼神を動かし。○禽獸を感す。

○恭禮に近づき、

○三び思ふて後に
行ひ。

○其の勞を施すな
し。

○其の善に伐らず

○和柔貞順、仁明
孝慈、德行成るあ
つて、以て咎なか
るべし。

身を躍らして、虎の前にむかひ、虎のくびを握へどめて、動かさず、虎大きに驚き、走り去りて父慈なかりしなり、幼き女子の虎と闘ふて、勝べき理なれども、身をすて、父を救わんとせし、孝心に感せしなり、かゝる類猶多し

恭近於禮

恭はうやくしく慎しむ事なり、慎みて禮に合はざるは、誠の慎みにあらず、恭にして禮なければ、則ち意をたつとぶなり、論

三思後

行。論語に季文子三たび思ふて後に行ひしかば、孔子再びせば是可なりといへり、こゝにいふ所は、たゞ物事粗漏ならず、能々思ひ廻らしてなすをいふ、あながちに三度に限るに非ず、數

無施其勞

わがなすべき苦勞を、人に譲り與ふるを勞を施すといふ、

不伐其善

わが身に善あるも、人に誇る心あれば、善ならず、却て惡となるなり、

和柔貞順仁明孝慈德

和はやわらぎ、柔はこわからず、物やわらかなる事、貞は操正しく、順はすなほに、

行有成可以無咎

行は成る事、成る事、咎は操正しく、順はすなほに、

○書に云はく、孝
か惟れ孝、兄弟に
友あり、此を之れ
謂ふ也。

后妃章第二

○大家の曰く、關
雎麟趾は、后妃の
德。

仁は憐れみ深く、明は才智かしこく、孝は父母舅姑を愛しむ事、書に云孝、慈は下を愛する事、斯く德行備はれば、咎の來る事なきなり、

乎惟孝友于兄弟此之謂也

書は、書經君陳の篇なり、孝乎の二字、

論語にありて、書經になきにより、論語集注には、書に孝をいへりやどの意に解したり、或説には、むかしの書經に、此二字ありしならんともいひて、一定ならず、其意は家に居て、父母に孝をつくし、兄弟に和順なれば、天下の政事を行ふ道も、難き事なく、行はるゝといふとなり、

后妃章第二

此章には、天子の后妃の、孝道をのべたり、

大家曰關雎麟趾后妃之德

關雎麟趾は、皆詩經の詩の名なり、關雎

の詩の意は、雌雄の鳥のつがひ定まりて、猥りに他の鳥とつがわす、さて其雌雄の鳥、相愛する情深くして、尋常の鳥の如く、雌雄なれむつびたるを人見たる事なきにより、夫婦の道にかなひし鳥なりといへり、周の文王の後、大猷に、勝れたる德ありて、文王と御夫婦の中、睦まじき事類ひなれども

○憂賢を進むるにあり。

○其の色に淫せず

○朝夕思念、憂勤に至り、而して徳教百姓に加はり、四海に刑とる。蓋し后妃の孝也。

聊も狎戯れなごしたまふ事なく、嚴かに敬ひ玉へども、疎遠ならず、能く夫婦の道にかなひしを、靡にたどてほめたる詩なり又、麒麟の詩は、麒麟といふ獸は、仁心ありて、生たる蟲をも踐まず、角の端に肉あるは、武ありて用ひざるの意なり文王大妃仁徳厚きによりて、其御子孫も皆仁心ある事を麒麟にたとへ、詩に作りしな

憂賢在進賢

賢とは賢女のとなり、大妃は嫉妬の心、露ほごもなきのみならず、賢女あればすゝめあけて、君に事へさせられ

不淫其色

妾かたちを、人に勝れて粧ひかざり、夫の心を迷わすを、自ら其色に淫すと

朝夕思念。至于憂勤。而徳教加于百姓。

刑于四海。蓋后妃之孝也。

此章の始めより、いへる如くにして、朝夕怠らず、后

の御位は上なくしても、富貴榮華を樂とし玉はず、宮中より、天下に至るまで、仁政の行われ難きを憂となし、怠り玉はずんば、よき教へ万民に加わり、后の御身に

○詩に云ふ、宮に鼓鐘すれば、聲外に聞ゆ。

夫人章第三

○尊に居て能く約し。
○位を守りて私なく。
○其の勤勞を審し。

すら、かく君に事へ、憂ひ勤め玉ふを、まして賤しきものなど、其夫舅姑などによく、事ふべきと、いふ事を知りて、天下の女子皆法となすを、徳教百姓に加はり、四海に刑るといふ、此の如くなれば、后の孝行の至れるなり、

于外

詩經は小雅白華の篇なり、詩の意は、奥深き宮中にて、音樂をなせば其聲外に聞ゆるなり、后の御行ひも、此の如く、宮中の奥深き所にて

なし玉ふ事は、外の人は知らざるべきなれども、善惡とも、速に外へ聞へ知るゝものなれば、ふかくつゝし玉ふべきとなり、

夫人章第三

夫人とは、諸侯の妻をいふ、其孝道をのべたり、

居尊能約

夫人は、諸侯の妻なれば、后につぎては位尊く富さかんなれば、儉約を専らにし、誇を戒しむべし、貨財は天より

も降らず、地よりも涌かず、皆人民より貢ぐ所なれば、大國といへども、儉約を忘るれば、國貧く民怨みて、禍起るものなり、

私。夫人は慎みなく縦恣なれば、其位を失ひ易きによ、審其勤勞し

○其の視聽を明にし。

○詩書の府は、以て之を習ふべし。禮樂の道は、以て之を行ふべし。

○故に賢なふして而して昌なる、是を積むと謂

つかふ女の臧否を知り、勤勞するものは、褒美し怠惰のものは、戒しめ勵ますをいふなり、○外廷の臣の賢否は、夫人の知る所にあらざれども、深く心を用ひば、知る事を得べし、樊姬、處丘子の不忠を知り、南子、逢伯玉の賢をしるのるいなり、

明其視聽

心正しく、感ふ事なければ

詩書之府可以習之禮樂之道可

以行之

府といふは、書物のとなり、詩書の府といへば、詩經書經の事なれども、こゝにては、ひろく經書の事をいふにて、舅姑夫に

要となさざれども、禮は日用切近の事にて、學ばずんばあるべからず、樂は音律に妙なるを求めずして、只衆人と樂して樂しむなり、樂み人をとゞもにするをさとり且つ和するは樂の本意なるを知らば、益となると多かるべし、故無賢而昌是謂積殃

○然して後能く其の子孫を和らげ、其の宗廟を保つ、蓋し夫人の孝也。

○靜專動直、其の儀を失はず。

○易に曰く、邪を閑いで其の誠を存すれば、徳博ふして而して化す。

徳小而位大是謂嬰害豈不誠歟

其身賢ならずして

謬りて、世に賢と稱せらるゝは、殃を積み累るが如し、徳小にして、大なる位にあれば、忽に禍來りて、其位を保つ事なり難きによりて、害にかゝるを云なり、されば富貴なる人ほど、誠しめ、靜專動直不失其儀、心一す、慎ますんばあるべからず、

然後能和其子孫保

其宗廟蓋夫人之孝也

上にいへることくにして、内を治め睦く、子孫をよく教へて、

和順ならしめ、長く家國をさかんにして、先祖の祭り絶へざらしむるが、夫人の孝行なり、○子孫を和順にして、先祖の祭りを保つは、夫人に限らずといへども、富貴の家には、庶子多くありて、立事を争ひ、國の亂となり、甚だしければ、國亡ぶるに至るとあるゆへなり

其誠徳博而化

周易乾の卦、文言傳の辭なり、上たる人、邪なる事を閑ぎとめて、誠の心をたもてば、其徳博く

して、下たる人、之に化して、善をなすをいふなり、

邦君章第四

邦君章第四

邦君とは、卿大夫などの妻をいふ、支那唐の世に、官位ある人の妻を、某の國夫人、郡夫人、あるひは、某の郡君縣君に、封ずるにあり、夫故に邦君といふ、

○禮教の法服に非ざれば、敢て服せず。

非禮教之法服不敢服

禮教の法服とは、何人にも、其身分に相應し、禮儀にかなひ

せず。

○詩書の法言に非ざれば、敢て道はず。

非詩書之法言不敢道

是又先の詩書の府と同じくして、詩經書經を言にはあらず、只經書歴史などに於て、教となるべき言のみをいひて、非禮のことをいわざるなり

○信義の德行に非ざれば、敢て行はず。

非信義之德行不敢行

誠信にして、義にかなへる德行を行て、邪の行ひを爲ざるなり

○人の聞かざるを欲せば、言ふ勿き

欲人不聞勿言欲人不知勿言

○人の聞かざるを欲せば、言ふ勿き

欲人不聞勿言欲人不知勿言

に若くは勿し。人の知らざるを欲せば、爲す勿きに若くは勿し。人の傳へざるを欲せば、行ふ勿きに若くは勿し。

爲欲人不傳勿若勿行

いふ事、なす事、行ふ事、三つとも、人に聞知られ傳へいわれ

○三者の者備はる矣。然して後に能く其の祭祀を守る、蓋し邦君の孝也。

三者備矣然後能守其祭祀蓋

○三者の者備はる矣。然して後に能く其の祭祀を守る、蓋し邦君の孝也。

邦君之孝也

三つのものは、禮教の法服、詩書の法言、信義の德行の三つ、備わるをいふなり、祭祀を守るは、上の宗廟を保つと同事にて、先祖の祭祀を長く絶へざるをいふなり、

○詩に云く、于に以て藜を采る、沼に沚に、于に以て之を用ふ、公侯の事。

沚于以用之公侯之事

詩經は、召南采藜の篇、藜は白きよもぎをいふ、詩の心は、官位ある人の妻は、つねには賤しき業はなされども、先祖の祭の爲には、親ら沼沚に行て、藜といへる草をとりて、祭の供物になし、生たる父母舅姑に、孝養をなすこと、ひとしく、誠を盡すを云ふ、

○詩に云く、于に以て藜を采る、沼に沚に、于に以て之を用ふ、公侯の事。

沚于以用之公侯之事

庶人章第五

庶人章第五

庶人とは、農民商人などをいふ、此等の妻の孝行をいふ、

○婦たゞの道、義の利を分かち、人を先にし已を後にし以て舅姑に事ふ。

○紡績裳衣、社に賦し烝に獻す、此れ庶人の妻の孝也

○詩に云ふ、婦公事なし、其の蠶織を休す。

爲婦之道分義之利先人後己以事舅

姑 人の妻たる道は、義と利の差別をよく知り、利を専らにすれば、自ら物を貪り、邪なる方に陥るにより、利を捨て、義をとり、人の己を先にし、己の事を後にし、謙遜をもつばらにし

紡績裳衣社賦烝獻此 紡績裳衣とは、うみつむぎし、衣服をつくる事、社に賦し、烝に獻すとは、支那のむかし、二月の

庶人妻之孝也 社に賦し、烝に獻すとは、支那のむかし、二月の

社日といふ日に、社の祭りをなす、此日に上より農民に、農業の事を命し、織績には織事を命じ、冬烝の祭りのころまでに、農民は穀物を奉り、織績は織たる物を奉り、能勤めたる者は、賞せられ、怠れる者は、罰せらるゝなり、後世には此事なけれども、庶人の妻は、紡績織績などをなし、上の貢を奉り、又其家の衣服に備ふるを、詩云婦無公事休其蠶織 詩經は、孝とするなり、

の篇にて、女は男子の知るべき、外事に與かる事なく、養蠶織績を業となすものなれば、もしその業を勉めざれば、女の道にたがひて、邪となるをいふなり。

事舅姑章第六

此章には、舅姑にかふまつるをいふ、

女子之事舅姑也敬與父同愛與母同

也執之者禮也 誠の父母にあらざるを、父母の如くに事ふるは、夫の父母なれば、わが父母よりも、重きの義をま

守之者義 守之者義

也 守之者義

也 守之者義

也 守之者義

事舅姑章第六

○女子の舅姑に事ふるや、敬父と同じ、愛母と同じ。

○之れを守る者は義也。之れを執る者は禮也。

○雞初めて鳴き威な盥ひ漱ぎ、衣服して以て朝す

○冬は温にし夏

は清うし、昏に定
め長に省りみる。
○敬以て内を直う
し、義以て外を方
にす。

○禮信立つて而し
て後に行はる。

○詩に云く、女子
行くあれば、兄弟
父母に遠ざかる。

清昏定晨省

すべて舅姑を扱かふ事、冬は衣服衾褥より火爐火
闇の類まで、よく心を用ひて、温暖ならしめ、夏は衣

服簾席も皆涼しからしめ、風がよく吹通る所に居らしめ、夕には休み玉
ふべき由をいひて、後に臥し、朝起き出れば、往て安否を問ふなり、
敬以

直内義以方外

内は内心をいふ、外は姿容の人に見れたる所を
いふ、内は敬ひ、慎の心を専らとし、外にあら

禮信立而後行

舅姑に事るの道
何ほど愛み親む

も、敬と信なくしては、孝となし難きにより、禮と信
との行ひ、よく成立つて、後に孝となるをいふ、

詩云女子有

行遠兄弟父母

詩經衛風泉水の篇、詩の意は、女子家に在ては
父母に孝し、兄弟に和順にし、出で、嫁しては

舅姑を父母とし、娣姒を兄弟とし、生の父母兄弟
とは、遠かり行くを、女の道とするをいふなり、

三才章第七

○諸女の曰く、甚
しひかな夫の大な
るや。大家の曰く、
夫とは天也、務め
ざるべけんや。
○古は女子出で、
嫁するを歸と曰ふ

○天を移して夫に
事ふ、其の義遠し
矣。

○天の經也。地の
義也。人の行也

三才章第七

三才とは、天地人の事なり、婦人の夫に事ふるは天
地の常理にして、疎かにすべからざるの理をいへり

諸女曰甚哉夫之大也大家曰夫者天

也可不務乎

諸女いへるには、今までの御教にて、夫の尊く大なる
事を知り侍ると、大家答へて、夫は天の如くに尊く、

古者女子出嫁曰歸

大なるものなれば、妻の事ふる道、
肝要としてつとむべしとなり、

昔は女子の嫁するを歸といへり、春秋詩經などに多く見へたり、女子はわが家はな
きものにて、夫の家は、天より授けたるわが家なれば、我家に歸りたるの意にて、
歸といふなり
移天事夫其義遠矣
天は外になぞらふべき物なく
尊き物ゆへ、人も上なく尊き

ものをさして天とす、女子未だ嫁せざれば、父を天とし、嫁しては夫を天とす、今
まで天とする所を、移しかへて夫に事ふるなれば、其義中々遠くおほひなりといふ
なり
天之經也地之義也人之行也天地

天地の性にして、
而して人は是れ之に
則どり。

○天の明に則どり
地の性に因り、防
閑禮を執る、以て
家を成すべき也。

○然して後に之に
先んずるに汎愛を
以てして、君子其
の孝慈を忘れず。

○之に陳するに徳
義を以てして、君
子興行す。

○之に先んずるに
敬讓を以てして、
君子争はず。

之性而人是則之

天は陽にして尊く、上にあり、地を覆ひ、
地は陰にして卑く、下にありて天をのせ、

天は陽氣を施し、地は受て萬物を生ずる事、自然の道理なり、人は是に效ひ
かたどりて、男女夫婦となり、子を生て、家國をたへざらしむるなり、**則天**

之明因地之性防閑執禮可以成家也

夫婦となるものは、天の明なる道、地の萬物を利するにならひ、禮義正しく
非禮の事をかたくふせぎとめなば一家よく成就して、亂れざるなり、**然**

後先之以汎愛君子不忘其孝慈

いふ、下にあるも同事なり、○妻たるもの、ひろく諸人を受して、親み睦
くすれば、其夫是に化して、親に孝行をなして、下を慈む事をなすなり、**陳**

之以徳義君子興行

常に夫に説きさすに、徳義の美な
る事を以てすれば、その夫悪き人に
ても、悪を改めて、善をな
さんと思ふ心おこるなり、**先之以敬讓君子不爭**

○之を導くに禮樂
を以てして、君子
和睦す。

○之に示すに好惡
を以てして、君子
禁を知る。

○詩に云く、既に
明に且つ哲にし
て、以て其の身を
保つ。

敬ひ讓るを専とし、禮義を正しくすれば、其夫
是れに化して、争はず、謙り讓る事をしるなり、**導之以禮樂君**

子和睦

禮義を明にし、樂の道を以て、夫を導けば、夫かたくななる人に
ても、和ぎ睦くなるなり、○樂の事は、夫人章に云へる如く、

樂は和の道をいふ、あなが
ちに樂の音聲のよにあらず

示之以好惡君子知禁

勸めて、其好むべき事をいひ、惡を懲して、其惡むべき事をいへば、其夫是れに化
して、善の慕ふべく、惡の禁むべきを知るなり、○或人難じて、妻の教によりて、

夫の行ひを改めば、丈夫の耻る所なるべしと、余曰く、古賢女夙夜警戒相成の
道あれば、何ぞ非となすに足ん、婦女童稚の言といへども、善をとり用ゐんと丈夫
の量といふ、**詩云既明且哲以保其身**

詩經大雅崧高
の篇なり、詩
の意は、妻たるもの智明にして、夫を善に導けば、夫
是れに化せられて、善をなし、其身を保つをいふなり、

孝治章第八

○大家の曰く、古は淑女の孝を以て九族を治むる也。

○敢て卑幼の妾を遺てず、而るを況んや姉姪に於いておや。

○故に六親の懼心を得て、以て舅姑に事ふ。

○家を治むる者は

孝治章第八

此章には、賢女孝行の徳ありて、よく其家を治る事をいふなり。

大家曰古者淑女之以孝治九族也

詩經には大姒の事をいふ、こゝにては、ひろく淑徳ある賢女と知るべし、九族も説き多けれども、こゝにては親戚の事と見るべし、○昔淑徳ある賢女、一門親戚を治めしにはといふ、不敢遺卑幼之妾而況於姉姪乎

ふとなり、姉姪は、支那の古禮に、天子諸侯など、女子を嫁し給ふには、妹姪を従へて妾となす、若し嫡后夫人に、御子なくとも、妹姪の生たる御子を立れば、國民も歸服する故なり、又嫡后夫人うせ給へば、妹姪かわりて、宮中の事を治るなり、○淑女は、卑く年若き妾をも、遺れずする事なし、まして妹姪などは、妾とはいへど、貴き者なれば、禮を以てよ、故得六親之懼心以事舅姑

治家

敢て雞犬を侮らざるを況んや小人に於いてたや。

○故に上下の懼心を得て、以て其の夫に事ふ。

○閨を治むる者は敢て左右を失はず而るを況んや君子に於いておや。

○故に人の懼心を得て、以て其の親に事ふ。

○夫れ然り、故に生るときは則ち親

者不敢侮於雞犬而況於小人乎

小人とは、卑き奴婢の類をいふ、○妻として家を治るものは、雞犬など禽獸なれども尙家に飼置くものは憐を加へて、よく養ふなり、況んや奴婢など、何程賤しき者にも、皆夫々に恤み勞はると知るべし

故得上下之懼心以事其夫

上下とは、上下の

治閨者不敢失於

左右而況於君子乎

閨を治る者とは、妻の事をいふ、左右とは、左右の人といふ事なり、妻たるものは、我が左右に召使ふものにも、禮を加へて侮らす、其心に逆ふ事なし、況や夫につかへて、禮を盡し心に順ふ事と知るべし

之懼心以事其親

夫然故生則親安之祭則

之を安んじ、祭るときは則ち鬼之を享く。

○是を以て九族和平、妻非生せず、禍亂作らず。

○故に淑女の孝を以て上下を治むるや、此の如し。○詩に云く、愆らす忘れず、舊章に率ひ由ると。

鬼享之

親とは、舅姑の事なり、鬼とは前に言る如く、人の死たる靈魂にて、こゝにては、先祖の靈をいふなり、○上に言る如くなれば一家の内より、親戚に至るまで、皆和き睦くして、穩かに治まるにより、舅姑世にある時は、其孝養をよろこび、家の内のよく治れるを樂みて、心安く世を送り又世を去たる後に、祭れば其靈魂來りて、祭りを受るなり、父母舅姑世に在りし時に、孝養をなさず、家の内數々争ひなどありて、心を痛めさせ、失せて後に懇に祭をなすとも、争でか、神靈祭りを享るの理あらんや、

是以九族和平妻非不生禍亂不作

て、讒言などいふ者なく、故に淑女之を以て、上下の人を治る禍の起る事なしとなり、

如此

淑女孝の道を以て、上下の人を治る事、上にのべたることとなり、

率由舊章

詩經は大雅假樂の篇なり、詩の意は、淑女あやまつ事なく忘るゝ事もなくして、しかも我意を用ひず、何事も古への

詩云不愆不忘

賢明章第九

○諸女の曰く、敢て問ふ婦人の徳、以て智に加ふるなきか。

○大家の曰く、人天地に肖たり、陰を負ひ陽を抱き、聰明賢哲の性あり之を習ふて利ならざる無し、而るを況んや心を用ふるに於いておや。○昔楚の莊王晏く朝す。

聖人の教に率ひ由て行ふ時は、宜しからざる事なきなり、

賢明章第九

此章には、婦人才智明なれば、夫の智の及ばざる所を、助くるをいふ、

諸女曰く、敢て問ふ婦人の徳、無以て加はるる智乎

諸女言るには、女の徳さまくありといへども、才智を以て、夫の及ばざるを助くるを、第一とするかど、問ふなり

大家曰く、人天地に肖たり、陰を負ひ陽を抱き、聰明賢哲の性あり

之を習ふて利ならざる無し、而るを況んや心を用ふるに於いておや

昔楚の莊王晏く朝す

楚の莊王、名は珍、楚の國の君なり晏く朝すとは、例よりをそく奥へ

○樊女進むで而して曰く、何ぞ朝を罷むるの晩きや、倦むなきを得んや
○王曰く、今賢者と云ひ樂しむ、日の晩るゝを覺えざる也。

○樊女の曰く、敢て問ふ賢者とは誰ぞや。曰く、虞丘子。樊女口を掩ふて而して咲ふ、王恠んで之を問ふ。
○對へて曰く、虞丘子賢は則ち賢なり矣。

樊女進む而曰何罷朝之晩也得無

倦乎樊女は樊姬なり、唐の時、姬の字嫌名に、(嫌名は天子の名と同じ音の字なり)あたるを以て、女といへり、莊王の夫人なり、莊王おろく奥へ歸らるゝにより、樊女迎ひに出て、何故に例より晩く朝を罷め玉ひし、倦疲れ玉ふ事なきやとなり、王曰今與賢者

言樂不覺日之晩也王答て今日賢人と語り、樂みて日の暮るゝに、心づかざりしとなり、

樊女曰敢問賢者誰歟曰虞丘子樊女

掩口而咲王恠問之王賢人と語りしと、いはるゝによりて、樊女又問ひて、かく賢人と曰ふは、誰人にやといへば、王虞丘子の事なりと答へられしかば、樊女口を掩ふて咲ひけるにより、王何故に笑ふと恠みて問ふなり、對曰虞

丘子賢則賢矣然未忠也妾幸得充後

宮尚湯沐執巾櫛備掃除十有一年矣

湯沐を尚どり、巾櫛を執り、掃除に備ふるは、みな婦人の賤しき職なり、謙りて夫人となりしといはず、宮づかへなすといふなり、○樊女更に對て、王虞丘子を賢人と言ひ給へば、賢人かは知り侍らねど、未だ忠臣とはなし難し、其故は、妾、王の宮中に入り、王の湯あみ髪洗ひの事を尚どり、巾櫛をあつかひ、掃除などして居ると、十一年になれりとなり、

妾乃進九女今賢於妾者二人

與妾同列者七人妾知妨妾之愛奪妾

之寵然不敢以私蔽公欲王多見博聞

也妾は十一年の間に、九人の女を進めたり、今妾より賢りし女二人、妾と同列の者七人なり、此女ども、皆妾が寵を奪ひ、妾が妨となれり、妾若し我爲を思はば、此女どもを退けんとすべきなれども、此女ども才あれば、王の御爲とならんかと思ひ、妾が一己の私心を以て、公なる王に心を盡す道を害せざる也。

り矣。然れども未だ忠ならざる也。妾幸に後宮に充るを得、湯沐を尚どり、巾櫛を執り掃除に備ふる、十有一年なり矣。
○妾乃ち九女を進む、今妾より賢れる者二人、妾と列を同する者七人を同する者七人、妾の愛を妨げ、妾の寵を奪ふを知る、然れども敢て私を以て公を蔽はず、王の多く見博く聞くを欲する也。

○今虞丘子、相位に居る十年、其の所の者は、其の子孫に非らざれば、則ち宗族昆弟なり。未だ嘗て賢を進めて而して不肖を退くるを聞かず、忠と謂ふべけんや。

○王以て之を告ぐ。虞丘子爲す所を知らず、乃ち舍を避て寤寐し、人をし孫叔敖を迎へしめて、而して之を進む、遂に立て、相と爲す。夫れ一

今虞丘子居相位十年所薦者非其子

孫則宗族昆弟未嘗聞進賢而退不肖

可謂忠哉

王以告之虞丘子不知所爲乃避舍露

寢使人迎孫叔敖而進之遂立爲相夫

以一言之智諸侯不敢窺兵終霸其國

樊女之力也

王、樊女の詞を以て、虞丘子に告られしかば、虞丘子大に驚き、何如して過失を補はんと思ひ、わが家を出

言の智を以て、諸侯敢て兵を窺はず。終に其の國を覇とするは、樊女之力也。

○詩に云く、人を得る者は昌へ、人を失ふ者は亡ぶと。又云ふ、辭の輯げるは、人の治るなり。

紀德行章第十

○大家の曰く、女子の夫に事ふるや

て野宿をなし、心を苦しめけるが、孫叔敖といふ賢人、楚の國に來りしにより、人を使はし迎へて薦めあげ、相の位を譲りける、孫叔敖勝れたる賢人なりしにより、よく國を盛にし、民をなづけ、王を輔けて霸業をなさしめたり、(霸業は諸侯中の一の強國にて諸侯會盟の主となるをいふ) 樊女一言の理に當れるを以て、楚を強國となし、天下の諸侯、楚に敵するものなきに至れり、**詩云得人者昌失人者亡**。此詩は逸詩といひて、詩經にのせざる詩なり、詩の意は、賢人を得れば國さかんになり、賢人を失へば國亡ぶることなり、**又云辭之輯矣人之治矣**。詩經は、大雅板の篇にて、詩の意は、ものいふとかわすして、よく受け入れ心を定めて従ふをいふなり。

紀德行章第十

此章には、女の德行は、夫に事ふるを第一とするをいへり、

大家曰女子之事夫也纒笄而朝則有

繼笄して而して朝すれば、即ち君臣の嚴あり。

○沃盥饋食すれば則ち父子の敬あり

○反へるを報じて而して行けば、則ち兄弟の道あり。

○期を受くる必らず誠なれば、即ち朋友の信あり。

○言行玷くるなれば、則ち家を理むるの度あり。

○五の者備はり矣然る後に能く其の夫に事ふ。

君臣之嚴

事ふるは、至極の敬ひにして、君に事ふる敬ひあるなり。

沃盥饋食則有父子之敬

沃盥とは手水をつこふ時、湯水などを盥にうつし入る事、饋食とは飯の膳を持すゆる事なり、○妻夫につかへて、盥の湯水をうつし、飯を持ち出て、

報反而行則有兄弟之道

親ら夫にすゆれば、子の父母に事ふるの敬ひあるなり、妻他へ出る時には、必歸る時を告て行ば、弟の兄に事ふるの道あるなり、

之信 言行無玷則有

妻夫と約せし事を、違へずして、信を守れば、朋友に交るの信あるなり、言行無玷とは、言ふ事も過失なく、言行に玷

理家之度 五者備矣然後能事其夫

言ふこともよく慎み、行ふ事も過失なく、言に玷る事なければ、家を治むるの法度となすに足るなり、上に言ふ所の、君臣の嚴、父子の敬、兄弟の道、朋友の信、家

○夫に事ふる者は上に居て驕らず、下と爲つて亂れず醜に在つて争はず

○上に居て驕れば則ち殆うし。

○下と爲つて亂れば則ち辱しめらる

○醜に在つて争へば則ち乖く。

○三の者除かざれば、和する琴瑟の如しと雖も、猶ほ婦たらすと爲す也

事夫者居上不驕爲下

を治むるの度、此五箇條備はりて後、夫に事へらるるなり、妻たるものは、上なき富貴の身なりとも、人に驕り亢らず、卑しき者をも、侮る事なく、又貧しく賤くして、たとへ飢寒ゆる程の事ありとも、禮義を失ひ亂れをなさず、又多くの人に交るとありとも、和らぎ睦じくして、人と争ひ忤ふ事なきをよしとす、

不亂在醜不爭

道にりむき、下たるもの、怨み悪みて、禍起りて殆きものなり、なせば、大なるは刑に陥り、小なるも辱めをまぬがれざるなり、

居上驕則殆 爲下亂則辱

道にりむき、下たるもの、怨み悪みて、禍起りて殆きものなり、なせば、大なるは刑に陥り、小なるも辱めをまぬがれざるなり、

三者不除雖和如琴瑟猶爲

の人に交りて争へば、三者不除雖和如琴瑟猶爲婦人の道に乖くなり、

不婦也

三つの者とは、上に居て驕り、下として亂れ、醜に在て争ふを、いふなり、此三つの失ありては、たとへ夫婦の中、睦じく和らぎ

五刑章第十一

○大家の曰く、五刑の属三千にして而して罪妬忌より大なるは莫し、故に七出の状、其の首に標す。

たるを、琴瑟を弾し、しらべのよく和したる如くにも、猶よく夫に事ふる女とは、言ひ難しとなり、○瑟は箏のるいにて二十五弦なり、我國に傳らざるなり、

五刑章第十一

此章には、罪科の事を言ひ、わけて嫉妬を戒めたり、

大家曰五刑之属三千而罪莫大妒忌故七出之状標其首

支那の昔、刑罪に五の科あり、墨といひて、いれすみする刑、千通りあり、刑と言ふて、足の筋を断つ刑、千通りあり、劓といふて、鼻をきる刑、五百通りあり、宮といふて、男は陽をきり女はくらし所へ幽する刑、三百通りあり、大辟と言ふて、殺す刑、二百通りあり、合して三千なり、七出といふは、妻を去ると七あり、父母に順ならざれば去る、子なければ去る、淫亂なれば去る、妬めば去る多言なれば去る、物を盗めば去る、悪疾あれば去るといへり、○大家いへるには、五刑の數三千にして、其罪妬忌より大なるはなし、故に七出の内にも首としてのせたりとなり、○婦人妬よりして様々の惡をなすと、世に多くして、かぞへ難く萬惡の源といふべきなれば、五刑の罪、妬忌より大なるはなしといふと、過言にあらず、

○貞順正直、和柔、妬むなし。

○幽閨を理めて、外に通せず。

○目に徇せず、耳聲を留めず、耳目の欲、其の事を越えず。

○蓋し聖人の教也、汝其れ之を行へ。

○詩に云く、儀を令くし色を令くし、小心翼翼たり、古訓是れ式り、威儀是れ力む。

尤慎む 貞順正直和柔無妬

貞は操正しく淫れたる心なきをいふ、順はすなほに夫に忤わざること、しかも正直に和らぎ、物やらかに嫉妬の心、露ほどもなきをいふ、

理於幽閨不通於外

目不徇色耳

不留聲耳目之欲不越其事

目に美しき色を見ても、それに心を留めず、

蓋聖人之教也汝其行之

儀令色小心翼翼古訓是式威儀是力

詩經は、大雅蒸民の篇にて、詩の意は、委かたちを、よく慎しみ、顔色をよくし、心をせめて、慎しみ深く、古き教を則として、身の起居ふるまひまで、みな禮法に

かなふを
いふなり

廣要道章第十二

此章には、女の行ふべき、肝要なる道をいふ

大家曰女子之事舅姑也竭力而盡禮

○大家の曰く、女子の舅姑に事ふるや、力を竭して而して禮を盡し。

傾心而罄義 ○姉姪とは、夫の兄弟の妻をいふ、姉姪に交るには、心を傾けて、聊かも隔つるゝなく、我姉妹に交るの義を以て、あつ撫諸孤以仁

○諸孤を撫するに仁を以てし。

○君子を佐くるに智を以てし。

○君子を佐くるに智を以てし。

○姉姪に與するの信言に

○賓侶に對するの容敬し。

○財に臨み廉に、取と讓、苟くも得るを爲さず。

あれば、心を用ひて佐くべし、されども、男子にても、人の臣子たるものは、顯に諫めざるを、忠臣孝子となす、まして女は、猶更人に知らしめず、何となき譬喩なごにて、夫を諫め助

與姉姪之言信 ○合嫁小姑など、もとより血縁も續かずして、疎きものなれば、偽りなどいへば、益々親みを失なふにより、堅く信を守るべし、

對賓侶之容敬 ○賓侶は、客は女なりとも、禮義嚴重にして、かたちも敬み怠るべからず、まして男子の客人には、たとへ近き親戚なりとも、殊更禮を嚴にし、容貌を敬むべし、酔る人などがよしなき戲言などいふも、怠る所あるにより、かく無禮をなすなり、

臨財廉取與讓不爲

苟得 ○廉は物を食ばらず、心清きをいふ、○もし財寶其外何にても、取得べきときは、人に譲り、人より贈る物にても、譯なき物を取るとなし、苟にも得るとは、其取べき道といふを、考へずして、猥りに取るをいふ、○齊の田稷子といふ人、齊の國に三年事へて、故郷に歸り、多くの金を母に贈りしかば、母恠みて僅三年事へて、かく多くの祿を得べきのいはれなしと問ひければ、田稷子まことは

人よりの賂なりといふ、母大に怒り、我子に非すとて、追出しけり、田稷子大に恐れ、金を贈りし人に返し、自ら齊の王に罪を乞ければ、王其罪を赦し、母を賞せられける、又漢の樂羊子道にて金の遺たるを拾ひ、持ち歸りて、妻に見ければ、妻云には、志ある人は盜泉といふ名の付し水さへ飲まず、何とて人の遺したる物を拾ひ行ひを汚し玉ふぞやと、戒めければ、樂羊子耻て其金を野に捨てた、**動、必有**り、是等はみな夫と子とを、はげまし廉潔ならしむるものなり、

○貞順勤勞、其の荒怠を勉め。
方 身の起居ふるまひも、方ありて、**貞順勤勞、勉其荒怠。**
 非禮のところに、うごくことなし、

○然して後に言語を慎み。
然後慎言語 物いふ事を、妄にせず、かりにも、誑むきいつはる事なく、又傲りたる詞、戯れのよしなき事を言ざるなり

○嗜欲を省き。
省嗜欲 何にても、我が嗜み欲する事には、耽らぬやうに省くなり、酒色戒めとせり、まして婦人は、自らかたく制し戒むへし、その外、たとへ害なき事にも、耽り好めば、時日を費し、財を失ひ、心を溺らし妨となること多し、慎むへし

○門を出づれば必らず其の面を掩蔽し。
 ○夜行くに燭を以てし、燭無ければ則ち止む。
 ○兄弟を送りて、闕を踰えず。
 ○此れ婦人の要道也。汝其れ之を念へ。

廣守信章第十三

○天の道を立て、曰く陰と陽、地の

出門必掩蔽其面 女は我家の門より外へ出る時には、面を掩蔽し、人に見へざらしむるなり、
夜行以燭無燭則止 夜門外へ出るは、言ふに及ばず、家の内を行にも、必ず燭を持って行き、燭なければ行ざる也、燭なくして闇き所を行ば、譬へ我身に邪なる心なくともいかなる僻事をなすにやと、人の疑ひを受るとあれば、かたく慎むべし、**送兄弟不踰于闕** 闕とは、門の限りなり、女は内にのみ居る者なれば、夫の家にあるに、故里より兄弟來りて、歸る時にも、門の外まで送り出でず、門の闕の内にて、別るゝを禮とするなり、
此婦人之要道也
汝其念之 此章にいへる所は、皆婦人の肝要の道なり、汝等これを念ひて行ふべしとなり、
廣守信章第十三 此章には、命を捨て、も、貞立天之道曰陰與陽立地之道曰柔與

道を立て、曰く柔と剛。

○陰陽剛柔は天地の始。男女夫婦は、人倫の始。

○故に乾坤交泰す誰れか能く之を問てん。

○婦は地夫は天一を廢すれば可ならず。

○然らば則ち丈夫百行、婦人一志。男に重婚の義あり

剛

是は周易説卦傳の語なり、陰陽と剛柔とは、もどかわりし事なく、陰は和かに、陽は剛きなれば、同物なれども、陰陽は形なき氣となれば、天の事に、陰陽といひ、剛柔は形もあり、目に見ゆるもの故、地の事には剛柔といふ、天地の間に、あらゆる萬物、陰陽剛柔の二つにもるゝことなし、**陰陽**

剛柔天地之始男女夫婦人倫之始

剛柔

故乾坤交泰誰能

の道理ありて後、天地の名あり、夫婦は人倫の始めといふとは、表に見へたり、**問之** 乾坤交泰とは、天地交る事なり、夫婦の道は、譬へば天地陰陽の氣交り、和ぎ調ふて、萬物を生み、育つるにひとしければ、他人よりいかに隔ることも、夫婦の中の、**婦地夫天廢一不可** 夫は天の尊きに疎く成るべきものにあらず、**然則丈夫百行婦人一志男有重婚之義女無**

夫百行婦人一志男有重婚之義女無

重婚

然則丈夫

女に再醮の文なし

再醮之文

男子百行とは、諸々の行ひをなす故、一つ行ひに缺たることありても、外に善あれば、功と過と相補ふ事あり、女は唯一筋の貞の道を、守ものなれば、一つの操缺ては、外に善ありども、取るに足らず、**夫れ故男子は、妻うせ、又は妻を去りなごすれば、いくたびも、妻を娶る事あり、女は夫にをくれ、又は去るゝとても、再び嫁す** 是以茅苡興歌

是以茅苡興歌

一筋の貞の道を、守ものなれば、一つの操缺ては、外に善ありども、取るに足らず、**夫れ故男子は、妻うせ、又は妻を去りなごすれば、いくたびも、妻を娶る事あり、女は夫にをくれ、又は去るゝとても、再び嫁す** 是以茅苡興歌

蔡人作誡

茅苡は、もと草の名なり、○列女傳に蔡人の妻は宋人の女母蔡人と離別せしめ、他へ再び嫁しめんといふ、妻いふには、夫の不幸は妾が不幸なり、茅苡といふ草は臭悪き草なれども、よき功能あれば、人つみどり懐

匪石爲歎衛主

○匪石歎を爲して衛主慚を知る。

知慚

○列女傳に、衛の宣夫人は、齊の君の女にて衛の國に嫁し、未だ城に入らずして、衛の君失せれば、傅母夫人に齊に

歸り玉へど、勸められども、聞かず、衛の城に入り、夫の喪をつとめける、衛の失せたる君の弟、立て君となり、夫人を妻にせんと言われしかども、聽かず、衛の新

○昔楚の昭王出で遊び、姜女を漸臺に留む。
 ○江水暴かに至る王約す夫人を迎ふるには必らず符合を以てせんと、使者倉卒にして、遂に請はずして行く。
 ○姜氏曰く、妾聞く、貞女は義約を犯さず、勇士は其

君、使ひを齊につかわし、夫人の兄弟に、此事を告げれば、兄弟は夫人を衛の君に妻すべしと言ひけれども、夫人聞かずして、匪石の詩を作れり、詩の詞に我心石に非らず、轉すへからず、我心席に非らず、卷べからずといひて、終に貞を全ふしたり。○女範といふ書には、衛の桓夫人の事といへり、いまだ其確説を知らず、今列女傳に
昔楚昭王出遊留姜女於漸臺
 楚の昭王の子にて、楚の君なり、姜女は齊の君の女、昭王の夫人なり、名は珍、平王の子にて、楚の君なり、姜女は齊の君の女、昭王の夫人なり、ある時、楚の昭王出遊びて、姜女を漸臺といふ臺の上にとどめてをきたり
水暴至王約迎夫人必以符合
 初昭王の出遊ぶ時、契約して夫人を迎ふるには、必らず符合を持たし遣わすべしと、いわれしが、折節洪水暴に出で漸臺あやうき勢ひなりしにより、王急ぎ使者を遣わして夫人を迎へられける洪水に驚き、符合の契約を忘れて使者にあたへず、使者も符合をこわすにゆきたり
姜氏曰妾聞貞女義不犯約勇士不畏

の死を畏れず。
 ○妾去らざれば必らず死するを知る然れども符なければ敢て約を犯さず行くの必らず生くと雖も、信なくして而して生きるは義を守りて而して死するに如かず、使者還りて符を取るに會ふ、水高ふして臺没す矣。
 ○其の信を守るや此くの如し、汝其れ此を勉めよ。

其死
 使者符合を持ずして行ければ、夫人曰、われきく貞女は義を守り、契約を犯し違へず、勇士は殺さるゝをも、畏れざるなり、
妾
知不去必死然無符不敢犯約雖行之
 我此所を去ざれば、必溺れ死すべき事を知れども、符合なければ、敢て契約を違へず、たとへ生たりとも、信を失ひて生んより、義を守りて、死するに如かずとて、其所を立去す、使者止を得ず、符合を取りに歸りし間に、洪水高くなり、臺水に没して姜氏おぼれ
其守信也如此汝其勉之
 死したりとなり、
 死を以て信を守れり、汝等よく是れを勉めよとなり、○信を守ると、姜氏の如くなるは、過たるに近しと雖ども、兼ての契約に、違ひたるに從はざるは、至當の事なり、別して、此頃は、世大きに亂れ、敵國より、さま／＼の謀をなす時なるにより、いかなる事有て、敵よりの謀ならんも測り難きにより、行ざるも義にかな

○易に曰く、鳴鶴在陰、其子和之。周易は、中孚の卦の詞なり、鶴陰のかすかなる所にてなげども、其子必聲をあわして鳴くなり、人は人の知らざる所にて、信を脩むれば人必之を知なり、

易曰。鳴鶴在陰。其子和之。

周易は、中孚の卦の詞なり、鶴陰のかすかなる所にてなげども、其子必聲をあわして鳴くなり、人は人の知らざる所にて、信を脩むれば人必之を知なり、

○大家の曰く、女子の父母に事ふるや孝なり、故に忠舅姑に移すべし。

廣揚名章第十四

此章には、徳行をなせば、ひとり名高く成るをいふ、

○姉妹に事ふるや義なり、故に順姉姪に移すべし。

大家曰。女子之事父母也。孝故忠可移於舅姑。事姉妹也。義故順可移於姉姪。

○家に居て理む、故に理六親に聞ゆべし。

於舅姑。女子未だ嫁せざる前に、父母に事へて、孝行を盡し、既に嫁して後は、舅姑を我が父母なりと思て、父母と少しもかわるゝなく

○是を以て、行内に成りて、而して名後世に立つ矣。

事ふべし。事姉妹也。義故順可移於姉姪。家に在りて、姉妹に事ふるや義の道に従はずれば成難し、嫁して姉姪小姑などは、

○諸女の曰く、夫の廉貞孝義、姑に事へ夫を敬ひ名を揚ぐるが若きは、則ち命を聞く矣。敢て問ふ婦夫の令に従ふを、賢と謂ふべけんか。

居家理。故理可聞於六親。義を以て、姉姪に交るときは、自から和順なるべし、

○大家の曰く、是

則聞命矣。敢問婦從夫之令。可謂賢乎。諸女いへるには、是まで大家の教を、うけたまはるに、物を貸らす、操正しく、舅姑に孝行をなし、夫を敬ひ、名を後世に揚る事などは、命を聞たり、女は夫に従ふものなれば、善きも悪きも、只管夫に打ま

諫諍章第十五

諫諍章第十五

此章には、君夫の過失ある時、妻妾たる者、争ひいさむるをいふ、

○諸女の曰く、夫の廉貞孝義、姑に事へ夫を敬ひ名を揚ぐるが若きは、則ち命を聞く矣。

諸女曰。若夫廉貞孝義。事姑敬夫。揚名則聞命矣。敢問婦從夫之令。可謂賢乎。

○大家の曰く、是

則聞命矣。敢問婦從夫之令。可謂賢乎。

○大家の曰く、是

大家曰。是何言與。

れ何の言ぞや、是れ何の言ぞや。

○昔は周の宣王晏く朝せり、姜后簪珥を脱し、罪を永巷に待つ、宣王之れが爲に夙に興さぬ。

○漢の成帝班婕妤好に命じて筆を同じ

是何言與

大家いへるは、是れ何たるいひごとぞやと、再び言たるは、深く答めたる詞なり、今の俗間にも、人若し道理に當らざることを、言ひ出したる時には、聞答めて、是れは何ごとぞやなどいふて、再びも同事をいふものなり、それと同じ夫の過失に従ふは、道にあらざるなり、

昔者周宣王晏朝姜后脱簪珥待罪於

永巷宣王爲之夙興

周の宣王、名は靜、周の世の帝なり、姜后は齊の君の女、宣王の後なり、宣王若き時、女色に耽り、奥にのみ居玉ひ、朝はをそく朝政を聞、夕は早く奥へ入り玉ふ、姜后是れを諫めんと思ひ、簪又は耳の飾りの珠などを取りすて、罪人の姿となり、永巷といふ、女の罪人を置く所へ行き、傅母を使とし、王に申玉ふは、妾不才にして色に耽により、君もひとりごと、政事に怠り玉ふに至るは、妾が罪なれば、早く妾を罪して、政事をつとめ玉へと、王大ひに驚き後の罪にあらすとて、后を返し、政事をつとめ、朝は早く起、夕はたそく朝を罷め玉ひしとなり、

漢成帝命班婕妤同輦婕妤好辭曰妾聞

三代明王皆有賢臣在側不聞與嬖女

同乘成帝爲之改容

漢の成帝名は赦、元帝の太子にして、漢の世の帝なり、班婕妤は班況といふ人の女、婕妤といふ女官となれり、成帝ある時、宮中の後庭にひろびて、班婕妤をも同輦に乗べき由、命じ玉へば、婕妤辭して、妾聞く昔夏殷周の世の聖賢の帝は皆賢人の臣、天子の御側にありしとなり、寵愛の婦人と筆を同じ玉ふを、聞侍らすと申ければ、帝尤とおぼし容を改ため玉ひける、

楚莊王耽于游畋樊女乃不食野味莊

王感焉爲之罷獵

楚の莊王は、前に見へたり、樊女も、同じ好み、たびく獵して、國民の煩ひとなりしかば、樊女獵にて得られし、鳥獸の肉を食はず、莊王其志を感じて、つひに獵を止めて、政事をつとめられける、

由是親之天子有諍臣雖無道不失其

○楚の莊王游畋に耽る、樊女乃ち野味を食はず、莊王感じ、之が爲に獵を罷む、

○是に由て之を觀れば、天子諍臣あり

れば、無道と雖も其の天下を失はず

○諸侯諍臣あれば、無道と雖も、其の國を失はず、大夫諍臣あれば、無道と雖も、其の家を失はず。

○士諍友あれば、則ち身命名を離れず

○父諍子あれば、則ち身不義に陥らず。

○夫諍妻あれば、則ち身非道に入らず。

天下。天子無道にして、君たる行ひをなさず、聖賢の教に、従ひ給わざる時にも、争ひ諫むる臣あれば、君を諫めて、其天下を失ふ程に、至らざるなり、下にいふ所の諸侯大夫も、位は

諸侯有諍臣。雖無道不失其國。大夫有諍臣。雖無道不失其家。

上にいへる如く、諸侯は國を持たれば、國といひ、大夫には家と

有諍友。則身不離於令名。士は、大夫より賤しく、

有諍子。則身不陷於不義。人の父たるもの、無道

夫有諍妻。則身不入於非

義をなすに至らざるなり、

夫に悪き行ひありても、よき妻ありて、争ひ諫れば、非道をなすに、至らざるなり、

是以衛女矯齊

是を以て衛女齊の桓公を矯めて、淫樂を聴かず。

○齊姜の文公を遣はして、而して霸業を成す、

道。夫に悪き行ひありても、よき妻ありて、争ひ諫れば、非道をなすに、至らざるなり、

桓公不聽淫樂。衛女は、もと衛姫といふ、女といふとは、樊女の條に詳かなり、衛女は、衛の君の女、齊の桓公の夫人也、齊の桓公名は小白、釐公の子にて齊の君なり、桓公聖人の作り玉

齊姜遣晉文公而成功。齊姜は、衛の君の女、齊の桓公の夫人なり、文公未だ晉の君とならず、公子重耳と言

重耳を厚くもてなし、齊姜をめあはし、

其時重耳をも殺さんとせられしにより、狄といふ國に奔り、夫より齊の國に行けるが、齊の桓公、重耳を厚くもてなし、齊姜をめあはし、

齊姜と夫婦睦じく、一生齊の國に終らんと思われける、齊姜は、何とぞ夫を本國へ歸し、晉の君となさんと思

再三勸められしかども、重耳つひに聞かざるにより、重耳の

重耳に酒を強ひ、醉臥したるを、車にのせて、晉に歸し